

第四回審査委員會（佛伊トノ提携問題、協定兵力量問題、米國上院ノ論議、松平「リ ド」會談及齋藤「クレイギー」會談事情、「シアトル」及「ワシント ン」ニ於ケル若槻全權聲明全文、誤字及誤譯問題）……………	一五九
第五回審査委員會（統帥權問題、回訓事情）……………	一八五
第六回審査委員會（統帥權問題、回訓事情）……………	二〇一
第七回審査委員會（條約第二十三條但書ノ問題、八吋砲巡洋艦比率問題、補充計畫及國 民負擔輕減問題）……………	二二二
第八回審査委員會（協定兵力量決定ノ標準、國防上ノ缺陷問題）……………	二二一
第九回審査委員會（補充計畫及國民負擔輕減問題、我國當初ノ主張ト協定兵力量トノ比 較及補充計畫ト財政計畫ニ關スル濱口總理大臣説明筆錄）……………	二三三
第十回審査委員會（兵力量ニ關スル問題、日米戰爭問題）……………	二五三
第十一回審査委員會（補充計畫及國民負擔輕減問題、軍事參議官會議奉答文提出要求）……………	二六五
第十二回審査委員會（審査報告作成協議）……………	二七五
第十三回審査委員會（審査報告決定）……………	二七七
千九百二十年「ロンドン」海軍條約審査報告……………	二七九
千九百二十年「ロンドン」海軍條約樞密院本會議議事要錄……………	二九五
千九百二十年「ロンドン」海軍條約御批准經過概要（內閣記錄）……………	三二三
附錄（樞密院ニ提出シタル參考書類）……………	三二五

千九百二十年「ロンドン」海軍條約下審査議事要錄

（昭和五年七月―八月）

千九百三十年「ロンドン」海軍條約下審査議事要録

第一回「ロンドン」海軍條約下審査

一、場 所 樞密院事務所

二、日 時 昭和五年七月二十六日午前九時乃至午後零時半

三、出席者

樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官

外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齋藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官

海軍省側 堀軍務局長、下村、岩村各大佐、藤田中佐

四、議事要録

○「ロンドン」海軍條約ノ構成及其ノ締結ニ至ル經過

歐米局長 今次條約ハ「ワシントン」海軍條約ニ規定セラレザリシ艦種ノ制限ヲ協定シ、且主力艦ノ代換及航空母艦ニ關スル同條約ノ規定ニ多少ノ修正ヲ加フルコトヲ主眼トセルモノナリ。即チ、「ワシントン」條約ノ規定ニ依レバ、明年ヨリ主力艦ノ代換建造ヲ行ハザルベカラザルヲ以テ、此代換建造ヲ一定期間休止シ、又航空母艦ニハ排水量ノ最低限ニ關シ一萬トンノ制限アルヲ以テ、右制限ヲ撤廢セルモノニシテ、之ヲ第一編ニ規定ス。「ワシントン」條約ニ規定セラレザル艦種ニ關シテハ第二編及第三編ニ新ニ規定セリ。即チ、第二編ニ於テハ保有量ノ協定ヲ除ク補助艦ニ關スル事項ヲ規定シ、第三編ハ補助艦ノ保有量及之ニ關スル事項ヲ規定ス。第四編ハ潛水艦ノ使用制限ニ關シ規定シ、第五編ハ效力其ノ他ニ關スル雜則ヲ規定セルモノナリ。其ノ詳細ハ、參考書ヲ提出シ置キタルヲ以テ、既ニ御了知ノコトト思考ス。

以上ハ本條約ノ大體ノ構成ヲ略述セルモノナルガ、今「ロンドン」海軍會議開催ニ至ル海軍問題ノ經過ヲ概説スレバ、「ワシントン」會議後、同會議ニ於テ協定ヲ遂グルコト能ハザリシ補助艦ニ關シテ建造競争開始ノ傾向生ジタルヲ以テ之ヲ阻止スル爲「ジュネーヴ」會議開催セラレタルモ、同會議ハ佛伊ノ参加ヲ得ズ、又大型巡洋艦問題ニ關スル英米ノ見解ノ相違ヨリ物分レトナリタリ。然レドモ、同會議休會ニ當リ、各國全權ハ各自國政府ニ對シ各自ノ所見ヲ率直ニ披瀝シ、問題ヲ更ニ本國政府ノ攷究ニ委ネ、依テ以テ近ク解決ヲ期スベキコトヲ聲明セリ。「ジュネーヴ」會議ニ依リ、海軍問題ハ結局英米間ニ妥協ニ達シ得ル見込ナキトキハ到底成功ヲ期シ難キコト明確トナリタル處、宛カモ昨年米國ニ於テ「フーヴァー」氏大統領トナリ、又英國ニ於テ「マクドナルド」氏内閣ヲ組織スルヤ、「マクドナルド」氏ハ軍備縮少ノ熱心ナル主張者ニシテ、海軍問題ノ解決ニ依ル英米關係ノ改善ヲ標榜シテ總選舉ニ臨ミタル關係モアリ、右公約ノ實行ヲ新内閣ノ第一ニ着手スベキ事業ト爲シ、「ドーズ」新米國大使ノ「ロンドン」着任ヲ機トシテ、兩國政府間ニ豫備的會談ヲ開始スルコトトナリタリ。帝國政府ハ、此豫備的會談ヲ通ジ、兩國政府當局ト緊密ナル連絡ヲ取ルコトニ注意シタルガ、辛ニモ我松平大使ハ「ワシントン」駐在時代ヨリ當時副大統領タリシ「ドーズ」大使ト親交アリタルヲ以テ、右英米會談開始ノ當初ヨリ、「ドーズ」大使ヲ通ジ、英米兩國當局ト緊密ナル連絡ヲ取ル便宜ヲ有シタリ。又英米側ニ於テモ兩國間ニ決定シタルモノヲ日本ニ強制スルガ如キ感ヲ與フルコトヲ避クルニ特ニ意ヲ用ヒ、「ドーズ」大使ノ如キハ、着任後初メテ海軍制限問題ニ關スル米國ノ態度ヲ表明シタル演説ヲナスニ先チ、其ノ草稿ヲ松平大使ニ内示シテ我方ノ意見ヲ求ムルナゾ、其ノ率直且友誼的態度ハ日米間ノ意見ノ疏通ヲ圖ルニ遺憾ナク、其ノ他今次ノ會議ヲ通ジテ、英米兩國當局ガ日本ノ地位ヲ尊重シ感情ヲ害セザルコトニ深キ注意ヲ拂ヒタル態度ハ顯著ナルモノアリタリ。

斯クシテ英米兩國間ノ會議ハ、海軍協定ノ基礎ニ付大略妥協ニ達シタルヲ以テ、九月ニハ「マクドナルド」首相親シク米國ニ「フーヴァー」大統領ヲ訪問シ、兩氏ノ間ニ於テ之ヲ確認スル運ビトナリタリ。右兩氏間ノ假協定ノ内容ハ、不明ノ點アリ未決ノ問題モ存シタルモノナルガ、兎モ角、英國政府ハ右假協定ニ基キ、「ロンドン」海軍會議招請ヲナスニ

至リタルモノナリ。帝國政府ハ英國政府ノ招請ヲ受諾シ、若槻、財部、松平、永井ノ四氏ヲ全權委員ニ任ジ（永井氏ノ任命ハ他ノ三氏ヨリ後レタリ）會議ニ於テ交渉ノ任ニ當ラシムルコトトシタリ。

「ロンドン」海軍會議ハ、「ワシントン」會議ト異リ、會議ノ構成ニ於テ稍無秩序トモ云フベキモノアリタリ。之ハ「ジュネーヴ」會議ノ如ク公開ノ總會等ニ於テ各國ノ立場乃至主張ヲ論議スルトキハ、一度發表シタル所論ハ變更スルコト難ク、到底妥結ヲ圖ルコトヲ得ザル仕義ニ陥リ、終ニハ會議ヲ決裂ニ導ク危險アルヲ以テ、「ジュネーヴ」會議ノ失敗ニ鑑ミ、重要事項ハ凡テ先ヅ非公式會談ニ於テ協議ヲ遂グル方法ヲ採リタルニ依ルモノニシテ、例ヘバ、委員會ノ如キモ、第一委員會アリテ第二委員會ナク、多クハ首席全權會議ニテ議ヲ決定シ、從テ會議ノ議事録ノ如キモ、不完全ナルヲ免レザルモノアリ。

以上ハ會議經過ノ概説ナルガ、條約ノ内容ノ詳細ニ互リテハ、追テ御質問ニ應ジテ御答スルコトト致シ度シ。

書記官長 「ワシントン」條約審査ニ當リ、今後此種ノ條約ヲ締結セラルル場合ニハ特ニ御留意願ヒ度シト樞密院ニテ希望シタル點四五アリタル處、今次條約締結ニ當リテハ、右ノ諸點ハ充分考慮アリタルモノナリヤ？多クハ専門的事項ニ關スルモノニシテ、詳細ニハ記憶セザルモ、此點ニ關スル措置振リ承知シ度シ。

歐米局長 樞密院ニ於ケル「ワシントン」條約審査ノ議事ハ我々ニ於テ議事録ヲ所持セザルヲ以テ詳細ノコトヲ知ル由ナキモ、其ノ審査報告ニ付テ承知スル限リハ、今次ノ會議ニ付テモ充分ニ考慮ヲ加ヘタリ。殊ニ海軍側ニ於テハ「ワシントン」會議以來次回會議ニ對スル準備ニ着手シ繼續研究セラレタル故、御質問ノ諸點ニ付テハ研究ヲ遂ゲラレタルコト申ス迄モナシ。

堀江書記官 右諸點ノ中、太平洋防備ニ關スルモノアリタリト記憶スル處、右ニ付テハ何等提案アリタリヤ？

歐米局長 防備問題ハ、主力艦ノ比率問題率ヒテ補助艦ノ比率問題ニ關聯スルモノニシテ、之ニ關スル論議ハ、補助艦ノ比率ニ關スル我要求ヲ主張スルニ障礙ヲナス危險アリタルヲ以テ、今次會議ニ之ヲ提案スルヲ不利益ト考ヘ、提案スル

コトヲ差控ヘタリ。「ワシントン」條約ノ規定ニ對スル修正ハ嚴重ニ必要ノ限度ニ止メ、同條約ノ本體ヲ破壞セザルコトニ意ヲ用ヒタルモノナリ。

書記官長 兎モ角、右ノ諸點御研究振リ一應御調査願ヒ度シ。之ヨリ逐條審議ニ入り度シ。

(此點ハ答辯ヲ準備シタルガ、再ビ質問ナク、説明ノ機會ナクシテ下審査ヲ終リタリ)

○前 文

亞米利加合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下及日本國皇帝陛下、

競爭的軍備ニ常ニ伴フ危險ヲ防止シ且負擔ヲ輕減センコトヲ希望シ玆ニ

「ワシントン」海軍會議ニ依リ開始セラレタル事業ヲ進展セシメ且軍備ノ一般制限及縮少ノ漸進的實現ヲ容易ナラシメンコトヲ希望シ

海軍軍備ノ制限及縮少ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ依テ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

書記官長 第二項「競爭的軍備ニ常ニ伴フ」ハ「負擔」ニモカカルモノナリヤ?

歐米局長 「負擔」ニモカカルモノナリ。第二項ハ、「ワシントン」條約前文第二項ト辭句異ナルモ、全く同一意義ナリ。

第三項前段ハ、本條約ガ「ワシントン」條約ノ補足的性質ヲ有スルコトヲ示スモノニシテ、後段ハ、佛國側ノ希望ニ依リ、國際聯盟ニ於ケル軍備縮少事業ヲ暗示セルモノナリ。

書記官長 「一般的」ノ意義如何?

歐米局長 「一般的」トハ、廣ク各國ヲ網羅スルコト、及陸海空ノ軍備ノ全般ニ互ルコトノ兩者ノ意義ヲ包含ス。

堀江書記官 「ワシントン」條約ニハ「制限」トアルモ、本條約ニハ「制限及縮少」トアリ。本條約ハ果シテ縮少ノ實ヲ舉ゲ居レリヤ?

歐米局長 「ワシントン」條約ニハ單ニ「制限」トアルモ、今次ノ條約ニ於テ特ニ「縮少」ナル辭句ヲ加ヘタリ。本條約ガ總體トシテ果シテ幾許ノ縮少ノ實ヲ舉ゲ得タリヤ否ヤハ暫ク別トシ、補助艦總體ニ於テ日英米三國トモ現有勢力(計畫

ヲ含ム)ニ比シ相當トシ數ノ減少トナリ居ルノミナラズ、尠クトモ主力艦ニ付テハ代換建造休止ヲ約束シ、且「ワシントン」條約所定ノ保有トシ數最大限ヨリモ縮少シ居レリ。又本條約ハ更新ヲ認メザルモ、之ニ代ハル新條約ノ締結ヲ豫期スルモノニシテ、新條約ハ軍備ノ制限ノミナラズ進ムデ縮少ヲモ目的トスベク、即チ今後繼續セラルベキ海軍協定ノ目標ガ、軍備ノ制限及縮少ニ在ルコトヲ明カニセルモノナリ。尙ホ本條約ノ名稱ヲ千九百三十年「ロンドン」海軍條約トナシタルコトモ、右軍備縮少事業ノ繼續性ヲ示セルモノニシテ、今後海軍會議ハ何度モ開催シ、漸進的ニ縮少ノ實ヲ舉ゲントスル趣旨ニ出ヅルモノナリ。

情報部長 條約ニハ特ニ名稱ヲ記載シ居ラザルモ、「マクドナルド」首相モ最終會議ニ於テ千九百三十年「ロンドン」海軍條約ナル名ヲ明言シ居レリ。

堀江書記官 右ハ各國全權ノ申合セニ依ルモノナリヤ?

情報部長 首席全權會議ニ於テ決定セルモノナリ。

○全權氏名及官職名

亞米利加合衆國大統領

國務長官 「ヘンリ、エル、ステイムスン」

英國駐劄大使 「チアールズ、ジョー、ドーズ」

海軍大臣 「チアールズ、フランシス、アダムズ」

「アーカンソー」州選出上院議員 「ジョーゼフ、テイ、ロビンソン」

「ペンシルヴェニア」州選出上院議員 「デーヴィッド、エー、リード」

白耳義國駐劄大使 「ビュ、ギブスン」

「メキシコ」國駐劄大使 「ドワイト、ダブリュー、モロー」

書記官長 國務長官ハ定譯ナリヤ?
條約局長 然リ。

書記官長 大使ニハ Son Ambassador ト Son フ附スルニアラズヤ。

歐米局長 各國ノ制度ニ依リ異ル。米佛ノ分ニハ單ニ Ambassador トアリ、日本、伊太利ノ分ニハ Son Ambassador トアリ。

書記官長 君主國ナラバ之ヲ附シ、共和國ナラバ之ヲ附セザルモノト解ス。

提出ノ條約原文ニ St. James ノ St. ノ後ニ「ビリオッド」ナキハ如何？又 the Court of St. James ヲ「英國」ト譯スハ意譯ナリヤ？

歐米局長 〇ノ後ニハ勿論「ビリオッド」アル筈ナリ。提出セル分ハ正本ノ寫真版ナルモ、印刷鮮明ヲ缺キタルガ爲落脱シタルモノナリ。「英國」ト譯スハ從來ノ例ナリ。

書記官長 「フランシス」ノ「ス」ハ濁ラザルヤ？

情報部長 濁ラズ。

書記官長 「アーカンソー」ハ正確ナル讀方ナリヤ？又「選出」ナル語ヲ附スル要アリヤ？

情報部長 「アーカンソー」ハ正確ナリ。

條約局長 合衆國上院議員ニシテ「アーカンソー」州議會ノ上院議員ニ非ザルコトヲ示ス爲選出トセリ。

書記官長 Senate ヲ上院トスルハ何時頃ヨリナリヤ、御調査願ヒ度シ。英國人スラ第二院ト考ヘ居ルモノナルニ付、米國ノ Senate ヲ上院ト譯スルハ如何カト思考ス。

書記官長 「英國駐劄」單ニ「英國」ト書キタルハ何故ナリヤ？白耳義ノ場合ハ白國トナリ居ラズ。

歐米局長 之ハ多少專斷的ナルヤモ知レザルモ、外務省從來ノ慣例ニ依リタルモノナリ。

堀江書記官 「ドワイト」ノ「ド」ハ強過ギザルヤ？

深田事務官 他ニ日本語ニハ其ノ發音ヲ表ハスベキ方法ナキヲ以テ致方ナシ。

佛蘭西共和國大統領

内務大臣、内閣議長、下院議員「アンドレ、タルテイユ」

外務大臣、下院議員「アリストテイド、ブリアン」

海軍大臣、下院議員「ジャック・ルイ、デュメル」

殖民大臣、下院議員「フランソワ、ビエトリ」

英國駐劄佛蘭西共和國大使「エーメ・ジョゼフ、ドゥ、フルリヤ」

書記官長 佛國全權ニハ皆「M.」ト附セラレ居ルモ、英米全權ニハ「M.」ナキハ如何？

歐米局長 各國其ノ好ム所ニ從テ書キタルモノナルヲ以テ、自然不統一ヲ免レズ、國々ノ慣習ノ相違ニ依ルモノナリ。
書記官長 「フルリオ」ノ「ル」ハ正シキヤ？
條約局長 然リ。

「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」並ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分

國庫尙書兼總理大臣、下院議員「ジエームズ、ラムジ、マクドナルド」

外務大臣、下院議員「アーサー、ヘンダスン」

海軍大臣、下院議員「アルバート、グイクター、アレクザンダー」

印度大臣、下院議員「ウィリアム、ウエザウッド、ベン」

「カナダ」

國防大臣、「カナダ」樞密顧問官、陸軍大佐「ジエームズ、レイトン、ロールストン」

佛蘭西國駐劄「カナダ」特命全權公使、「カナダ」樞密顧問官「フィリップ、ロア」

「オーストラリア」聯邦

貿易及稅關大臣「ジエームズ、エドワード、フェントン」

「ニュー、シーランド」

「ロンドン」駐在「ニュー、シーランド」高級委員「トマス、メーソン、ウィルフォード」

南阿弗利加聯邦

「ロンドン」駐在兩阿弗利加聯邦高級委員「チャールズ、シアドア、テイ、ウキーター」
「アイルランド」自由國

「ロンドン」駐在「アイルランド」自由國高級委員「テイモシ、アロイシアス、スミティ」
印 度

「ロンドン」駐在印度高級委員「サー、アトウール、チャンドラ、チャタジー」

書記官長 英國全權欄中 for Great Britain ……ノ for ハ之ヲ譯出セズシテ、從來トモ吞ンダ例トナリ居ルヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約ノ例ニ從ヒタルモノナリ。

書記官長 「マクドナルド」ノ官職ノ順序ハ、佛國全權「タルディ」ノ場合ニ「内務大臣、内閣議長」トセル例ニ從ヘバ、
「國庫尚書兼總理大臣」ハ逆ニテ、「總理大臣兼國庫尚書」トスベキニアラズヤ？

深田事務官 and ヲ以テ結バン居ルヲ以テ斯クセルモノナリ。

書記官長 M. P. ハ下院議員ト譯ス例ナリヤ？

深田事務官 以前ハ國會議員ト譯シ居タルガ、下院議員ト譯スヲ正確ト認メ最近變更シタリ。

書記官長 「ラムジ」ハ正確ナル發音ナリヤ？

情報部長 正確ナリ。

深田事務官 發音辭典ニ依レリ。

堀江書記官 League of Nations ノ後ハ「コロン」ナリヤ、又「セミコロン」ナリヤ？

歐米局長 「コロン」ナリ。寫真版不鮮明ノ爲ナリ。

書記官長 外務大臣ニ Principal ノ字ヲ附スルハ何時頃カラナリヤ？

情報部長 ズット以前ヨリナリ。自分英國在勤當時ヨリ、公文ニモ Principal Secretary of State ト用ヒラレ居タリ。

書記官長 「ベン」氏ノ勳章ハ略シアル處、勳章ハ凡テ翻譯ニハ略ス例ナリヤ？

深田事務官 然リ。

書記官長 「ロルストン」氏ノ官名中 Colonel ノ後ニ「コンマ」ナク直グ The Honourable ト書ク例ナリヤ？

情報部長 然リ。

書記官長 「カナダ」樞密顧問官トハ如何？

條約局長 「カナダ」ノ樞密顧問官ニシテ、英本國ノ樞密顧問官ニアラザルコトヲ明ニセルモノナリ。

書記官長 「國防大臣」ニハ「カナダ」ヲ附セザルハ如何？

條約局長 「カナダ」ノ國防大臣ナルモ、英本國ニ國防大臣ナルモノナク、之レハ樞密顧問官ニ於ケルガ如ク誤解ノ虞ナ

キガ故ニ附セザリシモノナリ。

書記官長 「ロア」ハ正確ナル讀方ナリヤ？

情報部長 自分ハ「ロア」氏トシテ紹介セラレタルヲ以テ、正確ナリト信ズ。

駐劄ヲ「チューサツ」ト讀ムハ誤ニシテ「チユートー」ト讀ムベキニアラズヤ？「チューサツ」ノ場合ハ駐紮ト書クベ
キニアラズヤ？

深田事務官 駐劄ニテ正シト考フ。

書記官長 嘗テ樞密院ニテ問題トナリタルコトアルヲ以テ其ノ點御調査アリ度シ。

「高級委員」ハ定譯ナリヤ？

條約局長 然リ。

書記官長 「税關大臣」ハ稍不穩當ト見ユルモ、官廳ヲ指スモノナルニ付、他ニ適當ノモノナク致方ナカルベシ。

「シアドア」ハ正シキ發音ナリヤ？

深田事務官 發音辭典ニ依レリ。

堀江書記官 「アイルランド」自由國ハ正確ナリヤ？又聯盟國ナリヤ？
條約局長 然リ。

伊太利國皇帝陛下

外務大臣、下院議員「デイノ、ケランディ」

海軍大臣、上院議員、海軍艦隊少將「ツッゼッヘ、シリアンニ」

英國駐劄特命全權大使「アントニオ、キアラモンテ・ポルドナロ」

上院議員、海軍大將、男爵「アルフレド、アクトン」

書記官長 海軍艦隊少將トハ何ナリヤ？

下村大佐 伊國ニノミアル官名ニシテ職名ニアラズ、少將ト中將ノ間ニ位ス。

書記官長 英國ノ官名及日本ノ官名ニスレバ何ニ相當スルヤ？

軍務局長 官名表ヲ作成ノ上差上グベシ。

歐米局長 「アルフレド」ハ、條約正文ニ依レバ Alfredo ト綴リアルモ、條約最後ノ頁ノ署名欄ニハ Alfredo ト明記ミテ

テ何レガ正シキヤ不明ナルニ付調査スベシ。

堀江書記官 「アクトン」ハ大將ナルニ戰隊少將タル「シリアンニ」ノ下位ニ列スルハ何故ナリヤ？

歐米局長 「シリアンニ」ハ海軍大臣ナルガ故ナリ。

日本國皇帝陛下

貴族院議員若槻禮次郎

海軍大臣、海軍大將財部彪

英國駐劄特命全權大使松平恒雄

白耳義國駐劄特命全權大使永井松三

書記官長 永井全權ノ綴リノ最後ノ字「ノ」上ニ點ガニツアルノハ如何？

情報部長 當人が斯ク書カレタルモノナルベシ。

書記官長 已ムヲ得ザルベシ。

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ真好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

書記官長 全權委任狀ハ御返ヘシスルモノナリヤ？

條約局長 若槻、財部兩全權ハ返ヘサレタリ。從來慣例區々ナリシモ最近ハ返ヘスコトニナリ居レリ。

書記官長 右ハ明治四十二年カノ閣議ノ決定ニヨルモノナリト記憶ス。

若槻氏ガ首席全權タルハ如何ナル形式ニ依レルモノナリヤ？
宮中席次ヨリスレバ財部大臣ノ方ガ上位ナルヲ以テ特ニ勅命ニ依リ首席トセラレタルモノナリヤ？

情報部長 御委任狀ノ連名ノ真先ニ若槻氏ノ名書キアリ。又赴任及歸任ノ際宮中御召ノ際ニモ若槻氏首位ニアリタリ。

歐米局長 如何ナル手續ニヨリ全權ノ順位ヲ定メタルヤハ承知セザルモ、任命ノ際官報ニモ若槻氏ヲ先ニシ、全權御委任狀ニモ又宮中御召ノ際ニモ同様ナルヲ以テ、勅許ヲ經タルモノト思考ス。一般ニ首席全權ト稱スルモ、全權ノ間ニ差別アルニアラズ、唯ダ若槻氏ノ過去ノ經歷ニ顧ミ先任ニ推シタルモノナルベシ。

書記官長 御委任狀ノ順位ニテ間接ニ席次ノ變更ヲ認メラレタルモノト解スベキカ、斯カルコトハ今少シ公式ノ手續ヲ履ミテ明確ニ爲シ置クコトガ適當ナリシナラン。會議ニ於テハ實際如何ニシテ首席全權ヲ定メタリヤ？

情報部長 各國側ヨリ書イテ出シタル順位ニ依ルモノニシテ、特ニ首席全權ヲ指名セルモノニアラズ。

○第一編

○第一 條

締約國ハ千九百二十二年二月六日「ワシントン」ニ於テ相互ノ間ニ署名セラレ且本條約ニ於テ「ワシントン」條約ト稱セラルル海軍軍備制限ニ關スル條約ノ第二章第三節ニ規定セララルル主力艦代換トノ數ノ龍骨據附ノ自國ノ權利ヲ千九百三十一年乃至千九百三十六年ノ期間中行使セザルコトヲ約ス

書記官長 佛文中 *Case* ノ意義如何？英文ハ *Keel* ヲ置クトアルニ反シ、佛文ハ *Case* ノ上ニ置クトアリ。「龍骨」ト謂フハ 専門語ナリヤ？

軍務局長 「ワシントン」條約ニ「龍骨」ノ語ヲ用ヒ居レルヲ以テ、之ヲ踏襲セルモノナリ。「龍骨据附」トハ、實際ハ艦ノ最初ノ鐵板ヲ置キ「リベット」ニテ打込ムコトニシテ、要スルニ起工ノ第一歩ヲ意味ス。

書記官長 第一項中、「、」、主力艦代換トシテ、龍骨据附ノ自國ノ權利ヲ、、ノ期間中行使セズ」トハ、之ヲ日本ニ付テ云ヘバ、千九百三十一年ヨリ千九百三十六年迄ノ期間ニ於テ「ワシントン」條約代換表「い」乃至「へ」ノ建造ノ權利ヲ拋棄シ、千九百三十七年ヨリハ「と」以下ノ建造ヲ行フモノナリヤ？又ハ右期間内代換ヲ行ハズ、之ヲ其ノ儘千九百三十七年後ニ繰越スモノナリヤ？

歐米局長 代換建造休止期滿了後「ワシントン」條約ノ主力艦代換表ハ尙ホ其ノ儘效力ヲ持續スルカ、又ハ全體ニ年度ヲ繰下ゲテ實施スルモノナルカ、文面上ヨリ云ヘバ必ズシモ明瞭ナラズ。

書記官長 然ラバ如何ナル趣旨ニ解釋スベキカ？

歐米局長 本條約有効期間中ハ代換建造ヲ行ハザル趣旨ニシテ、代換建造休止期後ノ問題ハ千九百三十五年ノ會議ニ於テ考慮スルコトナリ居レリ。

書記官長 若シ同會議不調ニ終ラバ如何？

村上書記官 權利ヲ行使セズトアルヲ以テ、權利ヲ拋棄シタルモノト見ルコトヲ得ズ。

歐米局長 然リ、解釋トシテハ、代換建造休止期、即チ千九百三十七年以後ニ於テハ、代換表ニ示ス千九百三十六年度以前ノ分ノ起工ヲ、何時ニテモ實行スルコトヲ得ベシ。

書記官長 「期間中」ナル語ガ「自國ノ權利」ノ形容詞句ナリトセバ、權利ヲ行使セズト續キ、從テ權利ヲ拋棄シタルモノト解釋シ得ルモ、右ハ副詞句ナルガ故ニ、權利ヲ拋棄シタルモノニ非ズト解スルヲ正當トス。

歐米局長 第二條第三號ニ「代換ノ權利ハ代換トシテ起工ノ遲延ニ依リ失ハルルコトナシ」ト規定シアルヨリ類推スルモ、右ノ權利ハ拋棄シタルモノニアラザルコトヲ認メ得ベシ。然ラバ、本條約失效後各國ハ一時ニ多數ノ主力艦ヲ建造シ得ルコトナリ、甚ダ危険ナル情態トナルガ如キモ、財政上及製艦能力上斯ノ如キハ事實不可能ナルノミナラズ、一定時ノ優勢ハ畢竟他ノ一定時ノ劣勢ヲ意味スルモノナルヲ以テ、實際上差シタル不都合ナシ。又本條約ハ代換建造休止ヲ規定スルモ、主力艦ノ艦齡ニ付テハ變更ヲ加ヘズ、從テ代換表ニ依リ千九百三十六年度以前ニ代換セラルベキ艦船ハ、何レモ千九百三十七年以後ニハ艦齡二十年ヲ超過スルニ至リ、此關係ヨリモ代換起工ヲナスコトヲ妨ゲザルモノナリ。

書記官長 千九百三十六年マデ起工ノ權利行使ヲ停止スル代換トシテ比率ハ、日英米間ニ均衡ヲ得居ルヤ？

軍務局長 然リ。

歐米局長 「ワシントン」條約代換表ハ、各國間ノ勢力均衡ヲ精細ニ考查シ年度割ニ按配セルヲ以テ、如何ナル年度ヲ取ツテ打切ルモ均衡ヲ失フコトナシ。

堀江書記官 「代換トシテ龍骨据附」トハ日本語トシテ不適當ナラズヤ？

歐米局長 「代換トシテ」トハ代艦ヲ意味ス。直譯ニ從ヒタルモノナリ。

右規定ハ不慮ノ事變ニ依リ亡失シ又ハ破壊セラレタル艦船ノ代換ニ關スル前記條約第二章第三節第一款(ハ)ニ掲ゲラルル規定ノ適用ヲ妨ゲルコトナシ

書記官長 第二項ハナクテモ可ナルモノニアラズヤ？

歐米局長 第一項ニテ權利不行使ヲ規定セルヲ以テ、第二項ハ亡失等ノ場合之ガ例外トシテ代換シ得ルコトヲ規定セルモノナリ。右ハ特ニ規定スルノ要ナキガ如キモ、「ロンドン」會議起草委員會ニ於テハ、煩瑣ヲ厭ハズ注意的ニ本規定ヲ設ケタルモノナリ。

尤モ佛蘭西國及伊太利國ハ前記條約ノ規定ニ依リ千九百二十七年及千九百二十九年ニ自國ガ起工スルノ權利ヲ與ヘラレタル代換トシテ建造スルコトヲ得

書記官長 第三項ガ佛伊ニ特典ヲ與ヘタル理由如何?

軍務局長 大戦中佛伊ハ主力艦ヲ建造セザリシヲ以テ、「ワシントン」條約ハ佛伊ニ千九百二十七年及千九百二十九年ニ主力艦ノ代換ヲ行フコトヲ得ル規定ヲ設ケタル處、佛伊ハ右代換ヲ行ハズ、又佛ノ如キハ先年亡シタル戰艦「フランス」ヲ代換セザリシ實情ナルヲ以テ、右ノ權利ヲ引繼ギ本條約ニ於テ認メタルモノナリ。

書記官長 何故建造セザリシモノナリヤ?

軍務局長 財政上及軍事上(三萬五千トン型トスルヤ又ハ如何ナル艦型トスルヲ得策トスルヤ決定ニ達セザリシコト等)ノ理由ニ依ル。

○第二條

一 合衆國、「グレートブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國並ニ日本國ハ左ノ主力艦ヲ本條ニ規定セラルル所ニ從ヒ處分スベシ

合衆國

「コロリダ」

「ユタマ」

「アーカンソー」又ハ「ワイオミング」

聯合王國

「ペンゴ」

「アイアン、デューク」

「マイバ」

「エンペラー、オブ、インディア」

日本國

「メイガー」

比

「ロ」

(イ) (ロ)ノ規定ヲ留保シ前記艦船ハ「ワシントン」條約第二章第二節二(ハ)ニ依リ専ラ標的用ニ變更セラザル限リ左ノ如ク廢棄セラルベシ

合衆國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ一隻及聯合王國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ二隻ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ十二月以内ニ「ワシントン」條約第二章第二節三(ロ)ニ從ヒ戰闘任務ニ適セザルモノト爲サルベシ右艦船ハ右實施ノ時ヨリ二十四月以内ニ右第二節二(イ)又ハ(ロ)ニ從ヒ確定的ニ廢棄セラルベシ合衆國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ第二隻並ニ聯合王國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ第三隻及第四隻ニ付テハ右期間ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ夫々十八月及三十月トス

(ロ) 本條ニ依リ處分セラルベキ艦船中左記ハ練習用ノ爲保有セラルルコトヲ得

合衆國

聯合王國

日本國

比

右艦船ハ本條約第二編第二附屬書第五款ニ規定セラルル狀態ニ減勢セラルベシ右艦船ヲ要求セラレタル狀態ニ減勢スルノ作業ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ合衆國及聯合王國ニ付テハ十二月以内ニ又日本國ニ付テハ十八月以内ニ之ヲ開始スベシ右作業ハ前記期間ノ満了ノ時ヨリ六月以内ニ完了セラルベシ

右艦船中ノ何レカニシテ練習用ノ爲保有セラザルモノハ本條約ノ實施ノ時ヨリ十八月以内ニ戰闘任務ニ適セザルモノト爲サレ且三十月以内ニ確定的ニ廢棄セラルベシ

書記官長 「本條ニ規定セラルル所」トアルモ、法制局流ニ從ヘバ「本條ニ規定スル所」トスベキニアラズヤ?

深田事務官 法制局ニ於テモ、條約ノ譯ハ最近凡テ「バッシュ」ハ之ヲ「バッシュ」ニ譯スルコトナリ居レリ。

堀江書記官 處分スベキ軍艦名ノ順序「ワシントン」條約ト異ル理由如何?

軍務局長 別ニ意味ナシ。

情報部長 米國ニ付テハ「アーカンソー」ヲ處分スベキカ「ワイオミング」ヲ處分スベキカ、最後マデ決定セズ、條約

起草ニ當リ取り急ギ決定シタルガ爲ナルベシ。

書記官長 我方ノ處分スベキ軍艦ヲ比叡トシタル理由如何?

軍務局長 艦齡ヨリ云ヘバ金剛古キモ、金剛ハ既ニ改装ヲ施シアリ、比叡ハ殆ンド未改装ナルガ爲ナリ。比叡ハ恰カモ改

装工事ニ着手シタルバカリニテ、砲術學校用ニ其ノ儘用ユルニ好都合ナリ。

書記官長 處分スベキ隻數ノ率ハ何ニ依リシヤ？
 軍務局長 「ワシントン」條約規定ノ十五、十五、九ノ勢カトセンガ爲ナリ。
 書記官長 其ノ結果我方ニ有利トナレリヤ？
 歐米局長 對米六割強、對英六割四分トナルガ如シ。
 軍務局長 別表ニ依リ承知アリ度シ。
 「ロンドン」海軍條約ニ依ル日米英主力艦廢棄量及協定保有量表

國	現 有 量		廢 棄 量		協 定 保 有 量				
	隻數	ト ン 數	隻數	ト ン 數	隻數	ト ン 數			
英	二〇	五五六、三五〇	54	五	一二八、五〇〇	21	一五	四二七、八五〇	64
米	一八	五二五、八五〇	57	三	六九、六五〇	39	一五	四五六、二〇〇	60
日	一〇	三〇一、三二〇	對英 米比 率%	一	二七、五〇〇	對英 米比 率%	九	二七三、八二〇	對英 米比 率%

村上書記官 處分スベキ軍艦ノ數、英五隻、米三隻トセル理由如何？
 軍務局長 英米完全ノ均勢ヲ成ルベク速ニ實現セントスルノ米ノ主張ニ依ルモノナリ。
 書記官長 「ワシントン」條約第二章第二節二(ハ)ニ依レバ、同節第三號ノ(六)及(七)ヲ除外ストアリ、其ノ理由如何？
 歐米局長 (六)ハ一切ノ無線電信裝置、(七)ハ司令塔等ニシテ、之ヲ有セザルトキハ艦標の用ニ適當セザルガ故ナリ。
 書記官長 「ワシントン」條約第二章第二節三(ロ)トハ何ナリヤ？

歐米局長 戰鬥力ヲ奪フ作業ノ細目ヲ掲ゲタルモノナリ。
 堀江書記官 艦標の用艦トハ何ナリヤ？
 軍務局長 標のヲ曳航スル艦及射撃ノ目標(多クノ場合實際ハ命中セシメズ、之ニ近接シテ着弾セシメ、着弾點ト艦トノ距離ヲ測定シテ命中セリヤ否ヤヲ檢スルモノ)ノ二種アリ、例ヘバ、我攝津ハ曳航用ナリ。
 書記官長 廢棄作業期限ガ「ワシントン」條約ニ比シ長キ理由如何？
 歐米局長 財政上ノ理由及勢力均衡維持ノ理由ニ依ル、此點ハ我國ニ於テモ主張シタル所ナリ。
 書記官長 減勢作業ハ本條約規定ノ如キ長期間ヲ要セザルニアラズヤ？
 歐米局長 減勢作業モ廢棄作業ト同様相當ノ期間ヲ要スルガ爲ナリ。
 書記官長 廢棄艦ノ順序ハ各國自由ニ選擇シ得ルヤ？
 歐米局長 然リ、始メニハ「廢棄セラルベキ艦船中ノ一隻」ト云ヒ、後ニハ「第二隻」トアルハ、先ヅ練習用トシテ特定ノ一隻ヲトリ、其ノ殘餘ノ隻數、即チ米國二隻、英國四隻中、米國ハ一隻、英國ハ二隻ヲ自由ニ選擇スルコトヲ得ベク此ノ自由選擇ヲナシ得ベキモノニ對シテハ「米國一隻英國二隻」ノ語ヲ用ヒ、其ノ殘餘ノ艦船ニ對シ「米國第二隻英國第三隻第四隻」トナシタルモノナリ。
 村上書記官 (イ)ハ日本ニ適用ナキニアラズヤ？
 歐米局長 適用ナシ。
 書記官長 比叻ハ標の用ニ變更シ得ザルヤ？
 歐米局長 日本全權部ニ於テハ、比叻ヲ標の用ニ變更セントスルノ意思全然ナカリシモノナリ。
 村上書記官 (ロ)ハ「、、、、保有セラルルコトヲ得」トアリテ權利ト解セラルルガ故ニ、保有セザルモ可ナリヤ？
 軍務局長 然リ。

村上書記官 練習用ニ付テハ、「ワシントン」條約ニ規定アリヤ？

歐米局長 代換表中ニ附記シアリ。

軍務局長 個々ノ艦船ニ付テハ規定アリ、我ガ朝日、敷島ノ如シ。

書記官長 練習艦減勢條件ニ關シ「ワシントン」條約ニ規定ナキカ？

歐米局長 「ワシントン」條約ハ、佛伊ニ練習用トシテ主力艦保有ヲ認め、減勢條件トシテ掲グル所頗ル簡單ナリ。之ニ比シ、本條約ノ減勢條件ハ嚴重ナリ。

書記官長 比叡ニ付、減勢開始期間ヲ他ニ比シ長クシタルハ何故ナリヤ？

歐米局長 我國ノ處分スベキ主力艦ハ比叡一隻ノミナルニ付、他國トノ均衡上、他國ノ最後ニ處分スベキ艦ノ減勢作業完了ノ時期ニ其ノ作業ヲ開始スルコトトセルモノナリ。比叡ヲ廢棄スル場合ニハ、他國ノ最後ニ廢棄スベキ艦ト同期間ニ、其ノ作業ヲ實行スルコトトナリ居レリ。

書記官長 比叡ハ何ニスルヤ？

軍務局長 今砲術學校ニ於テハ、長門ヲ練習艦トシテ使用シツツアリ、海軍ニ於テハ、豫テヨリ他ノヨリ老朽艦ヲ以テ之ニ當ツルコトヲ希望シ居リタルニ依リ、比叡ヲ之ニ當ツルコトトスル意向ナリ。

書記官長 (ロ)ノ艦ハ戰爭ノ場合戰鬥力ヲ復活シ得ルヤ？

軍務局長 實際上ハ戰鬥力ヲ回復スルコト不可能ニアラズ。

歐米局長 條約ノ明文ニ再ビ戰鬥用ノ爲使用セザルコトヲ約シ居レリ。

二 本條約第一條ニ掲ゲラルル代換トシテ佛蘭西國又ハ伊太利國ガ建造スルコトニ依リ「ワシントン」條約ニ依リ必要ト爲ルコトアルベキ主力艦ノ處分ヲ別トシ「ワシントン」條約第二章第三節第二款ニ掲ゲラルル一切ノ現存主力艦ニシテ處分セラルベキモノト前號ニ於テ指定セラレザルモノハ本條約ノ有効期間中保有セラルルコトヲ得

書記官長 第二號前段ト後段トノ關係如何？

歐米局長 後段ガ主ナル規定ニシテ、前段ハ但書ト見ルコトヲ得ベシ。

書記官長 第二號ハ必要ナル規定ナリヤ？

歐米局長 代換表ニハ起工ト廢棄トヲ規定ス、然ルニ、本條約第一條ハ起工ヲ休止スルコトノミヲ規定シ、廢棄ニ付テハ何等規定セザルガ故ニ、特ニ規定ヲ設クルニ非ザレバ、廢棄ヲ行フコトヲ必要トスルコトナルベシ。故ニ第二號後段ヲ設ケ、之レガ廢棄ヲ必要トセザルコトヲ明カニセリ。前段ハ、佛伊ガ代換建造ヲ爲シタル場合、舊艦ヲ處分スベキコトヲ注意的ニ規定シタルモノナリ。第一號ニ、處分スベキ主力艦トシテ掲ゲタルモノヲ保有スルコトヲ得ザルハ當然ナリ。

書記官長 本來「ワシントン」條約ニ依レバ、本條約期間即チ千九百三十六年末迄ニ廢棄セラルベキモノニシテ、本項ノ

規定ニ依リ保有セラルベキ艦船ハ何隻ナリヤ？

軍務局長 日本ニ付テハ金剛、榛名、霧島ノ三隻ナリ。

書記官長 日英米三國間ニ、此種保有戰艦ノトン數比率ハ均衡ヲ得居ルヤ？

軍務局長 然リ。

書記官長 「別トシ」ハ俗語ニアラズヤ？

歐米局長 「ヲ留保シ」トナストキハ、處分セズトノ意ト解セラルル虞アルガ爲、「別トシ」トナシタリ。

三 代換ノ權利ハ代換トシ數ノ起工ノ運送ニ依リ失ハルルコトナリ且舊艦ハ代換セラルルニ至ル迄ハ「ワシントン」條約第二章第三節第二款ニ依リ廢棄ノ期限ノ到來セル場合ト雖モ保有セラルルコトヲ得

書記官長 第三號ト第二號ハ重複シ居ルニアラズヤ？

歐米局長 然リ、代換ノ問題ハ本條約有効期間中起リ得ザルヲ以テ、旁々第三號ノ規定ハ無用ナルガ如キモ、何等實害ナク、且原則ヲ表示スルモノトシテ意義アルヲ以テ、重複ヲ厭ハズ設ケラレタルモノナリ。

堀江書記官 代換後ノ廢棄ハ強制的ナリヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 主力艦建造休止ハ、我國トシテ幾何ノ經費節減トナリヤ？

軍務局長 主力艦四隻半ニシテ、一隻ノ建造費約八千五百萬圓ナリ。何レ取調ベノ上回答スベシ。

第三條

一 「ワシントン」條約ノ適用ニ付テハ該條約第二章第四節ニ示サルル航空母艦ノ定義ハ茲ニ左ノ定義ヲ以テ之ニ代フ

「航空母艦」ナル用語ハ排水量ノ如何ヲ問ハズ特ニ且專ラ航空機ヲ搭載スルノ目的ヲ以テ設計セラレ且艦上ニ於テ航空機ノ發着シ得ル構造ヲ有スル一切ノ水上艦船ヲ包含ス

書記官長 第三條ノ立法ノ趣旨如何？

歐米局長 所謂補助航空母艦ヲ、「ワシントン」條約所定ノ航空母艦保有量中ニ算入シ制限セントスルモノナリ。尙ホ「ワシントン」條約ニハ航空母艦ノ定義中ニ備砲ノ制限ヲ規定スルモ、本條ニ依リ之ヲ除キタリ。蓋シ小型航空母艦ノ備砲

ニ關シ別ニ規定ヲ設クル必要アルニ依ル。

書記官長 右様變更ヲ加ヘタル趣旨如何？

軍務局長 「ワシントン」會議當時ハ、一萬トン以下ノ航空母艦ヲ建造セル國ナカリシ處、其ノ後此種航空母艦ノ出現ヲ見

タルヲ以テ、主トシテ外國ヨリノ此種航空母艦ヲ仲介トスル航空機ノ襲撃ヲ防グノガ一ノ目的ニシテ、他ハ之ヲ航空母

艦トシテ數中ニ算入セザルトキハ、巡洋艦トシテ數ヨリ賄ハザルベカラズ、巡洋艦保有量少キ我國ニトリテハ不利ナルヲ以

テ、右様規定セルモノナリ。

村上書記官 現存小型航空母艦ハ何ナリヤ？

軍務局長 英ノ「ヘルメス」ハ約一萬トシテ、日ノ鳳翔ハ七千トシナリ。一萬トン以下ノ航空母艦建造ノ可能ナルヲ

示シタル最初ノモノナリ。

書記官長 「特ニ且專ラ」トハ如何？

歐米局長 航空母艦タルコト、換言スレバ、航空機ノ搭載及其ノ發着ヲ目的トシ、他ノ目的ヲ排斥シテ、此目的ノ爲ニ設

計セラレタルコトヲ意味ス。航空母艦ト他ノ艦船トノ區別ハ、結局實際上ノ個々ノ認定問題ニ歸スベシ。

堀江書記官 航空機ノ搭載數ニ依リテ認定シ得ルヤ？

軍務局長 備砲其ノ他裝備ニ於テ今日ノ技術上ニテハ、巡洋艦其ノ他ノ艦船ト航空母艦トハ著シク構造及機能ヲ異ニスル

ヲ以テ、實際問題トシテハ、區別ヲ立ツルコト必シモ困難ニアラズ、但シ「ロドネー」ノ設計ハ、主砲ヲ前方ニ集メ、

後方ニ航空機著艦甲板ヲ設クルヤノ疑アリ、航空母艦トノ區別ニ付議論ヲ生ゼントシタルコトアリ。結局ハ認定ノ問題ナリ。

近來巡洋艦等ニ、航空機ヲ收容スル設備ヲ施サントスルノ趨勢アルモ航空母艦ノ機能ニ及バザルコト遠キモノナリ。

二 主力艦、巡洋艦又ハ驅逐艦ニ航空機ノ著艦用又ハ離艦用ノ審又ハ甲板ヲ裝備スルコトハ右艦船ヲ專ラ航空母艦トシテ設計セラレタルカ又

ハ改造セラレタルモノニ非ザル限り右ノ如ク裝備セラレタル艦船ヲ航空母艦ノ艦種ニ算入シ又ハ分類スルニ至ラシムルコトナシ

村上書記官 第二號ニ「著艦用又ハ離艦用」トアル、「又ハ」ハ「及」ニアラズヤ？

軍務局長 例ヘバ、簀捲キノ如キモノニテ航空機ヲ著艦セシムル設備ノミヲ有スルモノアルニ付、「及」トナスコトヲ得

ズ。

歐米局長 本來、米國側ハ小型航空母艦ヲ巡洋艦保有トン數中ニ算入センコトヲ主張シタルガ、日本ノ主張ニ依リ、第一

號ニテ之ヲ大型航空母艦ノ保有トン數中ニ算入スルノ原則ヲ認メ、同時ニ第二號ニ於テ米國ノ主張ヲ容レ、巡洋艦ニ航

空機著艦装置ヲ設クルコトヲ認メタルモノナリ。然レドモ、之ガ濫用ヲ防止スル爲メ、日本ノ主張ニ依リ、第三號ノ規

定ヲ設ケテ、現有主力艦ニ航空機著艦装置ヲ禁ジ、且第三編第十六條ニ、巡洋艦ニ此装置ヲ設ケ得ル割合ヲ規定セリ。

書記官長 「算入」、「分類」ノ區別如何？

歐米局長 「分類」トハ其ノ艦種ニ屬セシムルコト、「算入」トハ其ノ保有トシ數中ニ加算スル意ナルベク、別ニ區別シテ二語ヲ用ユル必要ナク、何レカ一語ニテ足ル次第ナルモ、念ノ爲メ双方ヲ併用シタルナラン。
情報部長 始メハ「算入」ト云フコトノミヲ考ヘ居タル爲メ、後ニ至リテ「分類」ノ語ヲ使用スルモ可ナリトノ意見アリテ、兩者ヲ共ニ用ヒタルモノニ過ギズ。

堀江書記官 第一號ニハ「特ニ且專ラ」トアルモ、第二號ニハ單ニ「專ラ」トノミアルハ如何?

歐米局長 第一號ハ定義ヲ定ムルモノナルガ故ニ「特ニ且專ラ」ト云ヒ、第二號ハ既ニ定義セラレタル航空母艦ヲ指スモノナルニ付、單ニ「專ラ」トナシタルモノナリ。

三 千九百三十年四月一日ニ現存スル主力艦ニハ航空機著艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトヲ得ズ

書記官長 第三號ニ「著艦用」トノミ規定シタル理由如何?

軍務局長 離艦用ノ設備ハ比較的ニ簡單ニシテ、現存艦船之ヲ有シ居ルモ、著艦設備ハ之ヲ備フルコト困難ナルニ付、之ヲ制限スレバ足ルモノナリ。

書記官長 現存ノ時期ヲ四月一日トシタル理由如何?

軍務局長 四月一日ニハ、我建造豫定ノ千七百トン驅逐艦全部起工シ居ル關係上、我方ノ主張ニ依リ驅逐艦ニ關スル規定ニ此期日ヲ採用スルニ決定シ、之ヲ他ノ艦船ニ關シテモ一律ニ採用セルモノナリ。

書記官長 「現存主力艦」トアルハ「凡ソ主力艦ニハ」ト規定セザレバ、主義ニ於テ一貫セザル憾アリ。

歐米局長 佛伊ハ條約期間内ニ於テ代換建造ヲナスコトヲ得、又亡失ノ場合ニ於テハ、各國トモ代艦ヲ建造シ得ルヲ以テ、將來ノ主力艦ニ關シテモ同様ノ規定ヲ適用スベキガ如キモ、將來ノ製艦技術ノ進歩變遷ハ豫想スルコトヲ得ズ、之ニ制限ヲ設クルコトヲ不適當ト認メ、單ニ現存ノモノニ付制限ヲ規定セルモノナリ。佛伊ニ有利ナルガ如キモ、大勢ニ影響ナシ。「ワシントン」條約ニ於テモ、現存主力艦ノ改造ハ嚴重ナル制限ヲ受ケ居ルニ拘ラズ、將來ノ主力艦ノ構造ニハ特

別ノ制限ナシ、本條ノ規定モ同一趣旨ニ出ヅ。

村上書記官 巡洋艦、驅逐艦ノ定義如何?

歐米局長 第三編ニ關スル限リ後ニ規定アリ。

村上書記官 右規定ハ他ノ編ニモ適用シ得ルヤ?

歐米局長 適用シ得ズ、然レドモ、第三編以外ニ於テハ必ズ「巡洋艦又ハ驅逐艦」トアリ、兩者ノ區別ヲ立ツル必要ナキガ故ニ、適用上不都合ナキモノナリ。

第二回「ロンドン」海軍條約下審査

一、場 所 樞密院事務所

二、日 時 昭和五年七月二十九日午前九時半乃至午后零時半

三、出席者

樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官

外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齋藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官

海軍省側 堀軍務局長、榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐

四、議事要録

歐米局長ヨリ、第一回下審査ニ於テ問題トナリタル諸點中、左ノ事項ニ付説明ス。

(一) 佛語 *cale* ハ種々意味アリ。龍骨据附ノ意ニ用ユル場合ニハ、英語ニ於テ *keels* ヲ *lay down* スルト云フト異リ、
cale ノ上ニ *mettre* スト云ヒ、又 *mettre en chantier* トモ云フ。艦船ノ起工ヲ意味スルモノナリ。

(二) 前文伊國全權官名中、戦隊少將トハ、左表ニ依リ承知セラレ度シ。

日、英、米、伊海軍將官官階比較表

大	將	英、米	伊
中	將		
少	將		

Admiral {Ammiraglio (皇族ハ〃)}
 Vice-Admiral {Ammiraglio d'Armata}
 Rear-Admiral " di Squadra
 Rear-Admiral {Ammiraglio di Divisione}
 Rear-Admiral {Contrammiraglio}

(註) Ammiraglio di Divisione 對スル禮節ハ十五號 Contrammiraglio 對スルハ十三號ト規定ス。但其ノ seniority ハ他海軍ノ Rear-

(三) 華府條約ニ規定スル主力艦代換トシテ數龍骨据附ノ權利ヲ、千九百三十一年乃至千九百三十六年ノ期間中行使セザル結果、大凡幾何ノ經費ヲ節約シ得ルコトナルヤニ付テハ、左記ニ依リ承知アリ度シ。
一、主力艦自體ノ建造費ノミニ就テ看レバ左表ノ如シ。

起工	六 (「い」「ろ」「は」「に」「は」「へ」)	七 (「ら」「ろ」「は」「に」「は」「へ」「ら」)
完成	三 (「い」「ろ」「は」)	三 (「ら」「ろ」「は」)
竣工過程	四隻二分の一	四隻四分の三
單艦建造費	八五、〇〇〇、〇〇〇圓	八五、〇〇〇、〇〇〇圓
總建造費	三八二、五〇〇、〇〇〇圓	四〇三、七五〇、〇〇〇圓

備考 一隻竣工ニ四ヶ年ヲ要スルモノトシテ計算ス

二、外ニ、建造ニ要スル水陸設備費約二千萬圓ヲ要ス。
三、主力艦艦齡延期ニ伴フ改装費及特別修理費等ニ關シテハ調査中ナリ。
(以上提出ノ表ハ海軍省ニテ準備セルモノナリ。)

堀江書記官 本條約第一條第二項ニ依レバ、「亡失ノ場合ニ於テハ「ワシントン」條約第二章第三節第一款(ハ)ニ掲ゲラルル規定ノ適用ヲ妨ゲズ」トアル處、右「ワシントン」條約ノ規定ニ依レバ、「主力艦、亡失シタルトキハ、新艦建造ニ依リ直ニ之ヲ代換スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ正規ノ代換計畫ハ該艦ノ關スル限り之ヲ繰上ゲタルモノト認ム」トアリ、右末段ノ適用如何。

歐米局長 右末段ハ勿論適用アリ。

堀江書記官 然ラバ、本條約第一條代換ノ權利ヲ行使セズトハ、代換ノ權利ハ喪失シタルモノニ非ズシテ、之ガ行使ヲ延期シタルモノト解スベシ。

歐米局長 然リ。

○第 四 條

一 口径六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スル基準排水量一萬トン(一萬百六十メートル式トン)又ハ之ニ達セザル航空母艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ若ハ建造セシムルコトヲ得ズ

歐米局長 本條第一號ハ、小型航空母艦ノ備砲ノ制限ヲ「ワシントン」條約規定ノ大型航空母艦ノ備砲ヨリ小トシタルモノニシテ、本條約ニ所謂(乙)級巡洋艦ノ備砲ノ制限ト等シクシタルモノナリ。

村上書記官 右ハ「ワシントン」條約ノ變更ナリヤ?

歐米局長 或ル意味ニ於テハ變更シタルモノナリ。即チ、「ワシントン」條約ハ排水量一萬トンヲ超ユル航空母艦ノ制限ヲ規定セルモノナルガ、本條ハ排水量一萬トン以下ノ航空母艦ノ備砲ノ制限ヲ規定セルモノナリ。元來巡洋艦ノ備砲口径ニ付テハ、「ジュネーヴ」會議以來、八インチニ制限スルカ六インチニ制限スルカニ關シ困難ナル問題アリタルヲ、本條約ニ於テハ、巡洋艦ニ關シ(甲)級(乙)級ノ二級ヲ設ケ、(甲)級即チ八インチ砲巡洋艦ノ保有トン數及隻數ヲ嚴重ニ制限シタリ。本條ノ小型航空母艦ノ備砲制限ハ、(甲)級巡洋艦ノ保有量ヲ嚴重ニ制限シタル趣旨ニ照應スルモノナリ。

書記官長 御説明ノ「ワシントン」條約ハ、第九條ヲ指スモノナリヤ、又第十條ヲ指スモノナリヤ?

歐米局長 第九條及第十條ナリ。

書記官長 第十條ノ後段、六インチ未滿ノ砲數ニ關スル規定モ亦存續スルモノナリヤ?

歐米局長 然リ。第十條ハ、一萬トン以上ノ航空母艦ニ關シテハ依然適用アルモノナリ。此ノ點ヲ明確ナラシムル爲、特ニ第五條ヲ設ケタリ。

堀江書記官 第十條中、「但シ第九條ノ規定ノ適用ヲ妨グルコトナシ」トハ如何ナル意味ナリヤ？

歐米局長 第十條ガ一般規定ニシテ、第九條第二項ハ其ノ例外規定ナリ。

書記官長 「ワシントン」條約ニ於テハ、備砲口徑六インチトアルニ、本條約ニ於テハ六・一インチト大ニナリ居ルハ何故ナリヤ？

歐米局長 佛國二百五十五ミリメートルノ備砲ヲ有スル艦アリ、右ハ六・一インチニ當ルモノナルガ、之ヲ包含セシムル爲ニ六・一インチトナシタルモノナリ。

書記官長 「建造セシムルコトヲ得ズ」トハ不適當ナル譯文ナリ、政府ニ積極的行爲アル場合ノミニ限ルガ如ク思ハレ不可ナリ。

歐米局長 「ワシントン」條約ノ例ニ依リタルモノナリ。

二 一切ノ締約國ニ付本條約ノ實施セラルル時ヨリ口徑六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スル基準排水量一萬トン(一萬百六十メートル式トシ)又ハ之ニ達セザル航空母艦ハ何レノ締約國ノ法域内ニ於テモ建造セラザルベシ

書記官長 第二號ノ趣旨如何？

歐米局長 本條約ハ日英米三國間ノミニ效力ヲ發シ得ルコトアリ、右ノ場合ハ、佛伊ハ本條約ニ依リテ拘束ヲ受ケザルガ故ニ、其ノ法域内ニ於テ、本號規定ノ制限ニ拘ラズ航空母艦ヲ建造スルコトヲ得ベシ、故ニ右佛伊ノミニ此種ノ注文ニ應ズルコトヲ得ル不均衡ヲ防止スル爲ニ設ケタル規定ナリ。實際問題トシテハ、英國ガ現ニ他國(西班牙)ヨリ潛水艦建造ノ注文ヲ受ケ居ル關係上、潛水艦ニ關スル第七條第四號ノ規定ヲ設ケタルガ爲、之ニ對應セシメンガ爲本條ニモ同様ノ規定ヲ設ケタルモノナリ。

書記官長 第三國ノ爲ニ建造シ得ルヤ？

歐米局長 本號ハ第三國ノ注文ヲ豫想セルモノナリ。

書記官長 自國ノ爲ニ建造シ得ザルヤ？

歐米局長 自國ノ爲ニ建造スル場合ヲ第一號ニ於テ規定シ、他國ノ爲ニ建造スル場合ヲ第二號ニ於テ規定ス。

書記官長 右ノ建造禁止ノ規定ハ、「ワシントン」條約ニ於テハ何條ナリヤ？

歐米局長 第九條第一項ナリ。

書記官長 一切ノ條約國ニ付、本條約ノ實施後ハ六・一インチヲ超ユル砲ヲ搭載スル一萬トン以下ノ航空母艦ヲ建造シ得ズト規定セラレ居ル處、一萬トントラ超ユル八インチ砲搭載航空母艦ハ建造シ得ルヤ？

歐米局長 一萬トントラ超ユルモノハ、八インチ砲ヲ搭載スルモノヲ建造シ得ベシ。「ワシントン」條約ノ認ムル所ナリ。要スルニ、航空母艦ハ、保有量ヲ制限スル方面ヨリハ小型大型一括セルモ、備砲ノ方面ヨリハ之ヲ二分セリ。即チ、排水量一萬トントラ超ユル大型艦ハ口徑八インチ迄、一萬トン以下ノ小型艦ハ口徑六・一インチ迄ト二種ニ區分シテ備砲ノ口徑ヲ制限シタルモノニシテ、小型艦ニハ口徑六・一インチヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト能ハズ。然レドモ、六・一インチヲ超ユル砲ヲ搭載スル一萬トン以上二萬七千トン迄ノ航空母艦ハ、「ワシントン」條約ニ於テ之ヲ禁止スル規定ナキヲ以テ、自由ニ建造スルコトヲ得ルモノナリ。本問題ハ之ヲ二分シテ規定セズ、「ワシントン」條約第十條ノ如ク、一括シテ規定スル方明瞭ナリシナラン。

書記官長 他國ノ爲ニ排水量一萬トン以下ニシテ六・一インチヲ超ユル砲ヲ有スルモノヲ建造シ得ズトスレバ一萬トントラ超ユ(二萬七千トン以下)六・一インチヲ超ユル砲ヲ有スルモノモ、他國ノ爲ニ建造シ得ズトスベク、右様「勿論解釋」ヲナシ得ザルヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約ニ明文ヲ以テ之レヲ許容シ居ルヲ以テ、斯クノ如キ解釋ノ餘地ナシ。「ワシントン」條約ニ於テ、補助艦ハ排水量一萬トン以下タルベク、主力艦ハ一萬トントラ超ユルモノタルベキ旨ヲ定メ、大型艦タル主力艦ノ備砲ハ口徑八インチヲ超ユルコトヲ得ルモ、小型艦タル補助艦ノ備砲ハ八インチ以下ニ制限セリ。航空母艦ニ付、大型艦

ノ備砲制限ニ比シ小型艦ノ備砲ヲ小口徑ニ制限シタルモ之レト同様ナリ。唯ダ航空母艦ニ付テハ、大型小型兩種ヲ一括シテ保有量ヲ制限スルガ故ニ、異様ニ感ゼラルルモノナラン。小型航空母艦ノ備砲制限ガ(甲)級巡洋艦ヲ以テテニ精銳ノ艦種ト認め、之レガ保有量ヲ嚴重ニ制限シタルコトニ適應スルモノナルコト、既ニ説明シタル通りナリ。

武藤書記官 本條ハ何國ノ提案ナリヤ？
軍務局長 第一號ハ日本案ニシテ、第二號ハ英國案ナリ。

○第五 條

航空母艦ハ各場合ニ從ヒ「ワシントン」條約第九條若ハ第十條ニ依リ又ハ本條約第四條ニ依リ認メラルルモノニ比シ一層有力ナル砲ヲ搭載スル爲メ設計及構造ヲ有セザルコトヲ要ス
右第九條及第十條ノ何レノ場所ニ於ケルチ間ハズ口徑六インチ(百五十二ミリメートル)ト掲ゲラルルトキハ口徑六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ以テ之ニ代フ

書記官長 第二項中「何レノ場所ニ於ケルヲ問ハズ」トアルハ、何レノ場合ニ於ケルヲ問ハズノ意ナリヤ？

歐米局長 條文中何處ニアルモノモ總テ含ム意ナリ。

堀江書記官 一體、本翻譯ハ英文ノ「テキスト」ニ依ラレタルモノナリヤ？

歐米局長 本條約ノ大部分ハ、最初ニ英文「テキスト」作成セラレ、然ル後之ヲ佛文ニ譯シタルモノナルニ付、翻譯ニ當リテハ英文「テキスト」ヲ主トシタリ。

書記官長 本條第一項ハ必要ノ規定ナリヤ？

歐米局長 不必要ノ如キモ、誤解ヲ避ケル爲メ規定セルモノナリ。

軍務局長 第一項末段「設計及構造」ハ本條ノ重點ナリ。平時設計ヲ有スルトキハ、戰時ニ於テ之ニ基キ裝備ヲナスコトヲ得ルヲ以テ之ヲ防止スル趣旨ニ出ヅルモノナリ。

書記官長 「ワシントン」條約ニハ「設計構造」ト規定セズヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約第二章第四節航空母艦ノ定義末段ニ「設計構造」トアリ、本條約第三條ノ定義ニハ、右末段ノ項ヲ削除セルニ依リ、本條第一項ヲ設ケタルモノナリ、換言スレバ「ワシントン」條約航空母艦ノ定義末段ヲ定義中ヨリ削除シ「ワシントン」條約第九條第十條ノ備砲制限(大型艦)ト共ニ、本條約第四條ノ備砲制限(小型艦)ヲ包含セシメテ、本條第一項ノ規定トシタルモノナリ。

武藤書記官 前記「ワシントン」條約ノ航空母艦ノ定義後段ハ死文トナリタルモノナリヤ？

歐米局長 後段ノミナラズ形式的ニハ右定義ハ全部消滅シ、本條約中ニ之レニ代ハル新定義トシテ再生シタルモノナリ。

○第六 條

一 「ワシントン」條約第二章第四節ニ規定セラルル基準排水量ノ決定ニ關スル規則ハ之ヲ各締約國ノ一切ノ水上艦船ニ適用スベシ

堀江書記官 水上艦船中ニハ商船ヲ含ムヤ？

歐米局長 本條ハ軍艦ニノミ適用セラルルモノナリ。

書記官長 本規定ヲ設ケザルニ於テハ、「ワシントン」條約ノ基準排水量決定ニ關スル規則ハ水上艦船ニ適用ナキヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約ニハ廣ク「軍艦」ト規定シ、本規定ヲ設ケザルモ水上艦船ニ適用アルコト勿論ナルガ、念ノ爲本條ヲ設ケタルモノナリ。

軍務局長 實際問題トシテモ、「ワシントン」條約規定ノ規則ヲ水上艦船ニ適用シツツアリ。「ワシントン」會議前ニ於テ我

海軍ニ於テハ、燃料及豫備艦水ヲ排水量中ニ計算シ居タルヲ以テ基準排水量ニ比シ一萬トンニ付三千トン内外ノ開キアリ、トン數ヲ大キク計算シ居タルモノナリ。

書記官長 右ハ條約上ノ義務ニアラザルベシ。

「基準排水量」トハ排水量基準ニアラズヤ、即チ、排水量ノ基準ヲ定メタルモノニアラズヤ？

軍務局長 排水量ニハ各種ノモノアリテ國ニ依リテ異ルヲ以テ、之ヲ統一規定シタルモノナリ。基準狀態ニ於ケル排水量

ノ意ナリ。

二 潜水艦ノ基準排水量トハ乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備(一切ノ武器及彈藥、齊備品、積裝品、乗員用ノ糧食、各種ノ濡品、並ニ暇時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム)完成シ唯燃料、潤滑油、清水又ハ「バラスト」用水ハ如何ナル種類ノモノタルヲ問ハズ之ヲ搭載セザル工事完成セル艦船(非防水構造内ノ水ヲ含マズ)ノ水上排水量ヲ謂フ

武藤書記官 「非防水構造内ノ水」トハ如何ナル構造ノ部分ナリヤ?

軍務局長 非防水構造内ニハ、海水ノ出入スル所ト、出入シ得ザルモ水ノ入り居ル所アリ、第二號末段「非防水構造内ノ水」トハ、海水ノ出入スル部分ノ水ヲ云フ。

書記官長 水上艦ト潜水艦トノ基準排水量決定ニ關スル規則ノ差異如何?

軍務局長 水上艦ニ付テハ罐水ト飲料水トヲ含マシメ居ルモ、潜水艦ニ於テハ然ラズ。

武藤書記官 水上艦ニハ「バラスト」用水アリヤ?

軍務局長 水ヲ「バラスト」ニ使用スルコトアルモ、「バラスト」用トシテハ搭載セズ。

書記官長 「一切ノ武器彈藥、、、要具ヲ含ム」迄ノ括弧ヲ除キテ譯スコト能ハザルカ?

歐米局長 括弧ヲ除キテ譯スコトヲ得ザルニアラザルモ、日本語トシテ了解困難ナル文章トナルニ付、「ワシントン」條約ノ例ニ倣ヒ括弧ヲ用ヒタリ。

書記官長 潜水艦ノ基準排水量決定ニ關スル我海軍從來ノ慣例ト、本號規則ノ差異如何?

軍務局長 我海軍ニ於テハ、從來清水ヲ排水量内ニ入ルル慣例ナリキ。

書記官長 潤滑油トハ如何ナルモノナリヤ?

下村大佐 機械ニ差ス油ナリ。

書記官長 豫備罐水トハ如何ナルモノナリヤ? 又潜水艦ニハ罐水アリヤ?

軍務局長 罐水ニハ、「ボイラー」ニ入り居ルモノト、「タンク」ニ入り居ルモノトアリ、豫備罐水トハ後者ヲ云フ。潜水艦

ニハ罐水ナシ。

三 海軍ノ各戰艦艦船ハ基準状態ニ在ル際ノ該艦船ノ排水量トシテ計測セラルベシ「トン」ナル語ハ「メートル式トン」ナル用語ニ於テルモノヲ除ク外二千二百四十ギロンド(千六百キログラム)ノトンナリト解セラルベシ

書記官長 本條第二號ニ該當スル「ワシントン」條約ノ規定ハ何處ニアリヤ?

歐米局長 第二章第四節定義中ニアリ。

堀江書記官 「海軍ノ」ト規定セル理由如何?

歐米局長 海軍艦船タルコトヲ言ヘルモノナリ。本條約中海軍ナル辭句ヲ用ヒザル場合ニ於テモ、必ズシモ海軍艦船以外ノ艦船ヲ含ムモノトハ解スベカラズ、「海軍ノ」ノ辭句ノ有無ニ拘ラズ、殆ンド常ニ海軍艦船ヲ指スモノニシテ、明確ニ兩者ヲ區別シテ使用シタルモノニアラズ。

武藤書記官 「計測」ハ適譯ナリヤ?

軍務局長 「計測」ハ海軍用語ナリ。

書記官長 佛文本條第三號末段ハ、*designé une tonne de 1,016 kilogrammes (2,240 lbs.)*トアルモ從來ノ書キ方ヲ以テ一貫セシ *designé une tonne de 2,240 livres (1,016 kilogrammes)*トナスベキナリ。

歐米局長 佛國ハメートル制ノ國ナルガ故ニ、佛文ニハキログラムヲ本文トシポンドヲ括弧内ニ入レタリ。備砲ノ口径ヲ規定スル場合ニ、英文ニテハインチヲ本文トシミリメートルヲ括弧内ニ入ルルモ、佛文ニテハミリメートルヲ本文トシインチヲ括弧内ニ入レアルト同趣旨ナリ。

○第七條

一 基準排水量二千トン(二千三十二メートル式トン)ヲ超ユルカ又ハ口径五・一インチ(百三十三ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ有スル潜水艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ若ハ建造セシムルコトヲ得ズ

村上書記官 本條約第二編ハ五國條約ナルベシ。

歐米局長 然リ。

書記官長 佛伊ハ保有量ノ協定ニハ入ラザルニ拘ラズ、本條ニ依ル艦型備砲ノ制限ノミヲ受クルコトトナルハ、變則ノ嫌アルニアラズヤ？

歐米局長 其ノ氣味アリ。

書記官長 メートル式トン及トンノ割合如何？

軍務局長 一、〇〇〇英トンガ一、〇一六・〇六四メートル式トンナリ。

書記官長 メートル式トンノ方が得ナリヤ？

下村大佐 本條約ニ於テハ四捨五入ノ上算シタルヲ以テ、得ノ場合ト損ノ場合トアリ。

二 尤モ各締約國ハ基準排水量二千八百トン（二千八百四十五メートル式トン）ヲ超エザル潜水艦最大限三隻ヲ保有シ、建造シ又ハ取得スルコトヲ得右潜水艦ハ口徑六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ搭載スルコトヲ得右隻數内ニ於テハ佛蘭西國ハ既ニ潜水艦ヲレタル口徑八インチ（二百三十三ミリメートル）ノ砲ヲ有スル二千八百八十トン（二千九百二十六メートル式トン）ノモノ一隻ヲ保有スルコトヲ得

村上書記官 第二號ハ第一號ノ例外ナリヤ？

歐米局長 然リ、第一號ハ日本ノ主張ニ依リ二千トント決定セルモ、佛國ハ殖民地等ノ關係上二千八百トントヲ主張セルヲ

以テ、本號ニ於テ例外ヲ認メタリ。又備砲ノ關係ヨリ、佛國ノミノ爲ニ更ニ例外ヲ認メタリ。

書記官長 日本ノ現有艦ノ艦型備砲如何？

軍務局長 艦型ハ千九百五十五トン備砲ハ五・五インチナリ。

情報部長 佛國ニ例外ヲ認メタルハ、現有艦船ハ凡テ之ヲ保有セシムルノ趣旨ニ依レルモノナリ。

堀江書記官 「之ヲ保有シ建造シ又ハ取得スルコトヲ得」中ニハ、建造セシムルコトヲモ合ムヤ？

歐米局長 然リ、取得シ建造スルコトヲ許ス以上、建造セシムルコトモ許スモノト解釋セザルベカラズ。

書記官長 「保有シ」中ニハ建造中ノモノヲ含ムヤ？

軍務局長 然リ、從テ本號ニ「建造シ」トアルハ新建造ヲ意味ス。

三 締約國ハ千九百三十年四月一日ニ於テ其ノ所有セル基準排水量二千トン（二千三十二メートル式トン）ヲ超エザル潜水艦ニシテ口徑五・一インチ（百三十三ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ裝備セルモノヲ保有スルコトヲ得

書記官長 第三號ニ四月一日トナシタルハ日本側ノ主張ニ依レリヤ？

情報部長 條約調印ノ日ヲ選ブコトハ面白カラザルニヨリ、過去ノ期日ヲ採用シタルモノナルガ、日本ノ大型驅逐艦ノ起

工期日ノ關係上（日本ノ計畫中ノ大型驅逐艦ハ總テ四月一日迄ニ起工ノ豫定ナリシモノナリ）、驅逐艦ニ付此ノ期日ヲ選ビタル爲（第十六條四）、他ノ場合ニ付テモ同一期日ヲ採用セルモノナリ。又本號ハ日本ノ主張ニ依リ設ケラレタル規定ナリ。

書記官長 日本ニハ本號規定ノ潜水艦何隻アリヤ？

軍務局長 八隻アリ。日本以外ノ國ニハ斯カル艦型ノ潜水艦ナク、從ツテ本號ノ適用ヲ受クルハ日本ノミナリ。

村上書記官 本號ノ潜水艦ヲ、口徑五・一インチヲ超ユル砲ヲ裝備スル新艦ニ依リ代換シ得ルヤ？

歐米局長 代換スルコトヲ得ズ。

四 一切ノ締約國ニ付本條約ガ實施セララルル時ヨリ基準排水量二千トン（二千三十二メートル式トン）ヲ超ユルカ又ハ口徑五・一インチ（百三十三ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ有スル潜水艦ハ本條ニ規定セララルル所ヲ除クノ外何レノ締約國ノ法域内ニ於テモ建造セララザルベシ

書記官長 第四號ハ、第四條第二項ト同一趣旨ニ出ヅルモノナリヤ？

榎本書記官 先ヅ本號ヲ決定シタル後、之ト同様ノ規定ヲ航空母艦ニ設ケ、第四條第二號トナシタルモノナリ。

書記官長 「建造セラレザルベシ」ハ他國ノ爲ニノ意ナリヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 其ノ實際上ノ必要アリシヤ？

情報部長 英國ニ於テ、現ニ西班牙ヨリ本號ノ規格ニ合セザル潜水艦ノ注文ヲ受ケ居レルガ爲ニ、本規定ヲ設クルノ必要アリタルモノナリ。

村上書記官 條約違反ノ行ハルル虞ナキヤ？

歐米局長 各國ノ相互信頼ヲ基礎トシテ本號規定設ケラレタリ。「ワシントン」條約及本條約共ニ締約國自身ノ道義心ニ訴フルニアラザレバ勵行ヲ期シ難キ事項多シ、例ヘバ、排水量ニ關スル制限ニ付テ見ルニ、各國ガ排水量何トシナリト公表スル所ヲ信用スル以外ニ之レヲ監視スル方法ナシ、一國ノ軍艦ヲ他國ニ於テ計測スルガ如キコトハ、其ノ國ノ信用ニ對スル不信任タルノミナラズ、其ノ主權ニ對スル侵害ニシテ、何レノ國ト雖認容スルコト困難ナルベシ。

情報部長 小國ガ締約國タル場合ハ別ナルモ、本條約ノ關スル限り、大國ノミガ締約國ナルヲ以テ、所謂紳士協約トシテ之ガ勵行ヲ各國ニ委シタルモノナリ。

○第八條

左ノ艦船ハ之ニ對シ制限ヲ附スルコトアルベキ特別ノ協定ヲ留保シ制限ヲ免除セラル

(イ) 基準排水量六百トン(六百十メートル式トン)以下ノ海軍水上戦闘艦船

(ロ) 基準排水量六百トン(六百十メートル式トン)ヲ超ユルモ二千トン(二千三十二メートル式トン)ヲ超エザル海軍水上戦闘艦船但シ左ノ特性ノ何レチモ有セザル場合ニ限ル

(一) 口徑六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト

(二) 口徑三・一インチ(七十六ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト

(三) 魚雷ヲ發射スル機設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト

(四) 二十ノットヲ超ユル速力ヲ得ル機設計セラレタルコト

(ハ) 特ニ戦闘艦船トシテ建造セラレタルニ非ザル海軍ノ水上艦船ニシテ艦隊要務ノ爲ニ使用セラレ、軍隊輸送船トシテ使用セラレ又ハ戦闘艦船トシテノ用途以外ノ用途ニ使用セラレルモノ但シ左ノ特性ノ何レチモ有セザル場合ニ限ル

(一) 口徑六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト

(二) 口徑三・一インチ(七十六ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト

- (三) 魚雷ヲ發射スル機設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
- (四) 二十ノットヲ超ユル速力ヲ得ル機設計セラレタルコト
- (五) 裝甲板ニ依リ防護セラレタルコト
- (六) 機雷ヲ敷設スル機設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
- (七) 空中ヨリ航空機ノ著艦スル機裝置セラレタルコト
- (八) 中央線上ニ航空機發進裝置一基ヲ又ハ各舷側ニ一基ヲ超エ搭載スルコト
- (九) 航空機ヲ空中ニ發進セシムル何等カノ手段ガ裝置セラレタル場合ニ三機ヲ超ユル航空機ヲ海上ニ於テ行動セシムル機設計セラレ又ハ改造セラレタルコト

書記官長 「特別ノ協定ヲ留保シ」トハ如何？

歐米局長 伊國ノ主張ニ基キ挿入セラレタル句ニシテ、聯盟ニ依リ作成セラルベキ一般の軍備縮少協定ヲ指スモノナリ。

伊國ハ本條ヨリ一層嚴格ナル規定ヲ希望シ居リタリ。

村上書記官 制限ヲ免除ストハ、現ニ附ヒラレ居ル制限ヲ除去スルノ意味ニ解シ得ルモ、其ノ意味ニアラザルコト勿論ナルベシ。

歐米局長 然リ、保有量ニ付協定セザル佛伊ガ本條規定ノ艦船ニ付制限ヲ免除セラルルコトハ論理的ナラザルモ、立前ハ

保有量ノ協定ニ佛伊ガ加入スルコトヲ豫想シ、其ノ素地ヲ作り置カントシタルモノナリ。事實上ハ、佛伊ニ於テモ建造計畫ヲ立ツルニ當リ、本條ノ規定ヲ考慮スルコトトナルヘシ。

書記官長 本條ハ水上艦船ノミニ關シ、潜水艦ニハ關係ナキヤ？

歐米局長 水上艦船ノミニ關スルモノナリ。

書記官長 制限免除艦設定ノ理由如何？

軍務局長 (イ)ハ局地的防禦ニ用フルモノニシテ (ロ)ハ軍事的ニハ威力ナク、ノ局地的警備ニ用フル程度ノモノナルガ故ニ、

相對的ノ兵力ヲ定ムル此種協定ニ當リテハ、之ヲ制限スルノ必要ナシト認メタルモノナリ。

歐米局長 制限免除艦船ヲ認ムルコトハ、「ワシントン」會議ノ際米國ノ提案ニカカリ、「ジュネーヴ」會議ノ際假協定ニ達シタルモノヲ、今回ノ會議ニ於テ小變更ヲ加ヘタル上採用セルモノナリ。

村上書記官 本條ニ從ヘバ、小國ノ軍艦ハ凡テ制限外トナルベシ。

軍務局長 然リ、伊國ガ特別ノ協定ヲ留保スルコトヲ主張シタルハ、此點ニ關シ「アドリアチック」海方面ニ於ケル小國ノ軍艦ヲ考慮ニ入レタルガ爲ナリ。

武藤書記官 六百トンノ艦船ニハ大ナル砲ヲ搭載シ得ザルヤ？

軍務局長 無理ヲスレバ搭載シ得ルモ、速力減少シ一種ノ浮砲臺ノ如キモノトナルベク、軍艦トシテハ威力少キモノナルベシ。

書記官長 (ロ)ノ(三)ニハ「裝置セラレ」トアルモ、(四)ニハ之ナキハ何故ナリヤ？

歐米局長 素人考ニテハ、魚雷ハ特ニ其ノ爲ノ設計ナクトモ發射裝置ヲ設ケ得ルニ反シ、設計ナキニ於テハ高度ノ速力ヲ得ル方法ナカルベク、即チ速力ニ付テハ設計ヲ禁止スルコトニ依リ制限ノ目的ヲ達シ得ルモノナリ。尙ホ(四)ノ二十ノットハ、日本ノ強キ主張ニ依リ、十八ノットトアリタル「ジュネーヴ」假協定ヲ改メタルモノナリ。

書記官長 英文ニハ mount 云々トアルモ、佛文ニハ être armé de 云々トアリ、英語ノ構文ヲ佛文ノ如クナシタル方可ナリシナルベシ。

歐米局長 英文ハ海軍専門委員ノ作成ニ係ルモ、佛文ハ法律家ノ作成ニ係ル爲、文章ノ構成ニモ差異ヲ生ジタルモノナルベシ。何レニスルモ意義ハ同一ナリ。

書記官長 「、、、セラレタルコト」ハ、法制局流ニ從ヘバ「、、、セラルルコト」ト改ムル要ナキヤ？

深田事務官 狀態ヲ示スモノナルガ故ニ「、、、セラレタルコト」トナシタリ。

書記官長 法制局ト協議考究アリタシ。

(ハ) ハ條文ノ書キ方變ナリ。

軍務局長 「ワシントン」條約第十一條後半ト略同様ノ規定ナリ。

村上書記官 「ワシントン」條約第十一條後半ニハ「其ノ他」云々トアルガ故ニ觀念一層明瞭ナルモ、本條(ハ)ハ不明確ノ嫌ヲ免レズ。

歐米局長 「ワシントン」條約ノ規定ト同一ノ觀念ナリ。

武藤書記官 「戦闘艦船」トハ如何ナルモノヲ指スヤ？

軍務局長 特務艦ヲ除外シタル艦船ヲ謂フ。

書記官長 艦隊要務用ノ艦船トハ如何ナル艦船ヲ謂フモノナリヤ？

軍務局長 病院船、糧食船、給兵船、給油船、給炭船、工作船等ヲ謂フ。

書記官長 「戦闘用艦船トシテノ用途以外ノ用途」トアルハ何ヲ指スモノナリヤ？

軍務局長 潛水母艦ノ如キハ之ニ該當スベシ。

書記官長 「飯」ナル語ハ何時頃ヨリ用ヒラレ居ルヤ？

歐米局長 海軍ニ於テ古ク用ヒラレ居ル用語ナリ。

書記官長 (ハ)ノ(三)ノ發射(六)ノ敷設ニ對シ英文ハ等シク launch ナル語ヲ用ヒ居ルモ、佛文ハ lancer ト mouiller トニ使ヒ別ケ居レリ、佛文ノ方可ナラズヤ？

情報部長 敷設ハ英文ニテハ「lay」トスル方可ナリシヤモ知レズ。

書記官長 (七)ニ「設計」ナキハ如何？

岩村大佐 實際問題トシテハ、著艦裝置ハ大規模ノモノナルヲ以テ、設計ノミヲ有シ裝置ヲ有セザルモノヲ制限スル要ナシ。

歐米局長 (七)ノ「空中ヨリ」トアルハ、直接空中ヨリノ意ニシテ、海上ニ著水シタルモノヲ收容スル意ニアラザルコトヲ明ニスル爲、特ニ空中ヨリトナシタルモノナリ。
書記官長 (八)ノ中央線上一基舷側二基ノ理由如何?
軍務局長 中央線上ノモノハ兩舷ニ回轉發進セシムルコトヲ得ルモ、舷側ノモノハ其ノ舷ノ方向ノミニ發進セシムルニ過ギザルガ爲ナリ。

書記官長 發進ヨリ著艦ノ方が重要ナルニアラズヤ?
軍務局長 然リ。

書記官長 中央一基、舷側二基合計三基ト解シ得ルヤ?

歐米局長 解シ得ズ、中央一基カ又ハ舷側二基トノ意ナリ。

書記官長 (九)ニ三機ヲ超エ行動セシムルトアルハ如何ナル意味ナリヤ?

歐米局長 Operate スルコトヲ得ズトノ意味ハ、發進ノ準備成リタル航空機三機ヲ超エテ搭載スルコトヲ得ズトノ意ニシテ、單ニ三機ヲ超エ搭載シ得ズトノ意ニアラズ、即チ、何時ニテモ飛ビ出シ得ル状態ニアルモノヲ、三機ヲ超エテ搭載スルヲ得ルモノタルコトヲ得ズトノ意ナリ。

軍務局長 飛行準備完成セルモノトノ意味ニシテ、解體ノ上艦上ニ搭載スルモノノ如キハ之ヲ含マズ。

書記官長 右ノ制限ハ、甲板上面積ガ三機以上搭載シ得ザル爲ナリヤ、又ハ發進裝置ノ構造上三機ニ制限スルヲ以テ足

レリトセルモノナリヤ?

軍務局長 双方ナルベシ。

堀江書記官 「海上ニ於テ」トハ何ゾヤ?

歐米局長 近接ノ陸地ヨリ發進セシムルガ如キ場合ニアラズシテ、艦上ヨリ直チニ發進セシムルコトヲ意味ス。

村上書記官 三機ヲ同時ニ或ハ殆ンド同時ニ發進セシムルノ意味ニアラズヤ?

歐米局長 貴説ノ通。

坂本書記官 實際問題トシテハ、二機ハ兩舷ニ、一機ハ豫備トシテ飛行準備完成シ居ルモノヲ搭載スルノ意ナルベシ。

○第九條

本第二編第一附屬書ニ掲ゲラルル代換規則ハ航空母艦ヲ除クノ外基準排水量一萬トン(一萬百六十メートル式トン)ヲ超エザル艦船ニ之ヲ適用ス右航空母艦ノ代換ハ「ワシントン」條約ノ規定ニ依リ規律セラル

歐米局長 本條末段ハ、特ニ之ヲ設ケザルモ、解釋論トシテハ、「ワシントン」條約ノ規定ニ依リ規律セラルルモノナルコト勿論ナリ、然レドモ、之ヲ設クル實益アリタリ、即チ、日本ノ鳳翔ノ如キハ、本規定ノ爲何時ニテモ代換スルコトヲ得ルモノナルコト明確トナレリ。此ノ規定ハ我方ノ主張ニ依リ加ヘラレタルモノナリ。

書記官長 航空母艦ノ代換ニ關スル「ワシントン」條約ノ規定ハ何條ナリヤ?

歐米局長 第八條及第二章第三節第一款(イ)ナリ。

書記官長 航空母艦ノ代換ハ表ニ掲ゲラレ居ルヤ?

歐米局長 表ニナシ。

書記官長 然ラバ、第八條ニ依リ代換スルコトトナリ、同條但シ書ノ試驗的ノ航空母艦ノ代換ガ重要ナル譯合ナリヤ?

歐米局長 然リ、航空母艦ハ「ワシントン」條約ニ依リ規律セラルベキコトヲ強調スル爲、重複ヲ厭ハズ規定セルモノナリ。

第三回「ロンドン」海軍條約下審査

一、場 所 樞密院事務所

二、日 時 昭和五年七月二十九日午後一時半乃至午後四時

三、出席者

樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官

外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齋藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官

海軍省側 堀軍務局長、榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐

四、議事要録

○第十條

締約國ハ主力艦、航空母艦及第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル艦船以外ノ各艦船ニシテ本條約ノ實施後締約國ニ依リ又ハ締約國ノ爲ニ起工セラレ又ハ竣工セラレタルモノノ起工ノ日及竣工ノ日ノ後夫々一月以内ニ左記細目事項ヲ他ノ各締約國ニ通知スベシ

(イ) 龍骨据附ノ日及左ノ細目
艦船ノ艦種別

トン及メートル式トンニ依ル基準排水量

主要寸法即チ水線全長、水線ニ於ケル又ハ水線下ノ最大幅員

基準排水量ニ於ケル平均吃水

最大備砲ノ口徑

(ロ) 竣工ノ日及右ノ日ニ於ケル當該艦船ニ關スル前記細目

主力艦及航空母艦ニ付爲サルベキ通知ハ「ロンドン」條約ニ依リ規律セラル

書記官長 佛伊モ亦通知ノ義務アリヤ?

歐米局長 然リ。

書記官長 「、、、ノ爲ニ起工セラレ又ハ竣工セラレ、、、」トアル處、第四條及第七條ニ於テハ「、、、之ヲ建造シ、、、」トアリ、譯文不統一ニ非ズヤ？

深田事務官 第四條及第七條ノ場合ハ「ワシントン」條約ニ同様ノ規定アルヲ以テ其ノ例ニ倣ヒタルモノナルモ、本條ハ何等前例ナキニ依リ原文ニ忠實ナル譯ヲナシタリ。

書記官長 本條ニ該當スル「ワシントン」條約ノ規定ハ一切ノ艦船ニ及ブモノナリヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約第二章第三節第一款ノ通知ハ主力艦及航空母艦ニ關スルモノナルモ、同條約第十六條ノ通知ハ一切ノ艦船ニ適用セラルルモノナリ。

軍務局長 實際ニ於テモ一切ノ艦船ニ付通知シ居レリ。

書記官長 本條約實施後トアル處、實施前ニ起工セラレタルモノハ如何ニスベキヤ？

歐米局長 實施前ニ起工ノモノニ付テハ起工ノ通知ノ義務ナキモ、竣工ノ際ニ通知スルノ必要アリ。

堀江書記官 竣工ノ際ノ通知ニハ、起工ノ日ヲモ記載スルコトヲ要スルヤ？

歐米局長 (イ)ハ起工ノ際ノ通知要目ニシテ、(ロ)ハ竣工ノ際ノ通知要目ナリ、故ニ條文ノ解釋トシテハ、竣工ノ際ノ通知ニハ起工ノ日ヲ記載スルコトヲ要セザルモノナリ。

情報部長 一月以内ニ通知スベシトアルハ、會議ノ終期ニ於テ決定シタルモノニシテ、其レ迄ハ只成ルベク早キ機會ニ通知セシムルヲ要ストノ趣旨ニテ話合ヲナシ居リタルモノナリ。

情報部長 本條締約國ヲ原文ニハ the High Contracting Parties 及 each of the High Contracting Parties トアリテ單復ヲ用ヒ居ル處、問題少シ異ルモ、初メ、High Contracting Party ト單數ヲ用ヒ之ヲ he ニテ受クルヤ否ヤニ付議論アリタルコトアリ、英國側ノ法律顧問ハ High Contracting Party ハ前文列舉ノ各元首ニ當ルモノナルガ故ニ之ヲ he ニテ受ク

ルモノナリト主張シタルモ、例ヘバ、女王ノ國アル場合ノ如キハ he or she ト云ハザルベカラズ、奇妙ナコトトナルベシ等ノ議論アリテ、結局之ヲ復數形トシ they ニテ受クルコトトシタリ。

書記官長 「水線全長」トハ何ヲ指スカ？

軍務局長 水線面ニ於ケル艦首ヨリ艦尾ニ至ル縦ノ直線ナリ。

書記官長 「最大幅員」トハ如何？

軍務局長 艦ノ横ノ最大ノ幅ニシテ、之ト前述ノ水線全長ト深サト coefficient x ノ四者ヲ乘ズル時ハトン數ヲ算出シ得ルナリ。

書記官長 「寸法」ナル語ハメートル法使用ノ今日ニ於テハ不適當ナリ dimension ニ他ニ適譯ナキヤ？

軍務局長 海軍ニ於テハ要目ト譯シ居ルモ、之レハ意味廣過ギルヲ以テ此ノ場合ニハ適當ナラズ。

書記官長 一應考慮アリ度シ。

「基準排水量ニ於ケル平均吃水」トハ何ヲ指スカ？

軍務局長 基準状態ニ於ケル前後ノ吃水ヲ測リ、其レヲ二分セルモノナリ。

堀江書記官 備砲ノ數及速力等ヲモ通知スル要ナキヤ？

歐米局長 本通知ノ目的ハ、大體如何ナル軍艦ガ出來上ルヤヲ知ラシムルニアルヲ以テ、此ノ程度ノ通知ニテ充分ナリト認メタルモノナリ。

書記官長 主力艦及航空母艦ニ關スル「ワシントン」條約ノ當該規定ハ何條ナリヤ、又本條トノ差異如何？

歐米局長 第三節第一款(ロ)ナリ。右規定ニハ政府公認ノ日ヲ掲ゲ居ル處、本條ニハ之ヲ掲ゲズ、他ハ同様ナリ。

書記官長 「政府公認ノ日」トハ何ヲ指スカ、法律的ニ云ヘバ豫算ノ裁可アリタル日ナルカ？

軍務局長 日本ニ於テハ建造命令ヲ發セル日ナリ。外國ニ於テハ或ハ建造ヲ authorize セル日ト見ルコトヲ得ベシ。

本條約第二條ノ規定ヲ留保シ本第二編第二附屬書ニ掲ゲラルル處分規則ハ右條約ニ依リ處分セラルベキ一切ノ艦船及第三條ニ定義セラルル航空母艦ニ適用セラルベシ

書記官長 第二條ノ處分方法ト第二附屬書ノ處分方法トハ抵觸スル所ナキヤ?

歐米局長 抵觸スル所ナシ。第二附屬書ノ處分方法ハ「ワシントン」條約規定ノ方法ト異ル所アリ。

書記官長 如何ナル點ニ於テ異ルヤ?

歐米局長 減勢作業ニ付テ異ル所アリ。

軍務局長 廢棄作業完了ノ期間ニ付テハ「ワシントン」條約ノ方嚴格ナリ。

書記官長 航空母艦ノ處分規定ハ「ワシントン」條約ノ何條ナリヤ? 又艦齡ノ制限アリヤ?

歐米局長 第二章第二節ナリ。艦齡制限アリ、即チ、第二章第三節(イ)ニ二十年ト規定シアリ。

書記官長 「ワシントン」條約ハ航空母艦ノ廢棄ヲ規定シ居ラズ。

歐米局長 「ワシントン」條約ノ規定ハ、航空母艦ノ廢棄ニ付キテハ疑義ノ餘地アルモノノ如シ。元來、同條約ハ廢棄ト處分トヲ混用シ居レルモ、本條約ハ處分ヲ廣義ニ用ヒ、廢棄ヲ嚴格ニ沈沒又ハ解體ノ場合ニノミ用ヒ居リ、兩者ノ區別ヲ

明確ニセリ。

○第十二 條

一 本第二編第三附屬書中ノ表ヲ關係條約國間ニ於テ變更スルコトアルベキ一切ノ補足協定ヲ留保シ右表中ニ示サルル特殊艦船ハ保有セラルコトヲ得ベク且其ノトン數ハ制限ヲ附セラルル噸數中ニ包含セラルルコトナカルベシ

書記官長 本條ノ趣旨如何? 協定保有量外ニ保有スルモノナリヤ?

歐米局長 然リ。他ノ艦種ニ入ラズ、其ノ協定保有量以外ニ保有シ得ルモノナリ。本條所定ノ特殊艦船ニハ代換ヲ認メズ、

現有ノモノヲ保有セシムル立前ニテ表ヲ作成セルモノナリ。又各國間ノ兵力均衡ヲトリタルモノニアラズ、單ニ現有ノ

モノノミヲ書キ出シタルモノナリ。

書記官長 現有ノモノノ中、如何ナルモノヲ選定シタルモノナリヤ?

軍務局長 制限外艦船ノ規格ニ入ラズ、且巡洋艦驅逐艦等トシテノ特性ヲ缺ク特殊ノ艦船ナリ。

書記官長 本條ハ何國ノ希望ナリヤ?

軍務局長 日本モ希望シ、他國ニモ希望セルモノアリタリ。

歐米局長 他ノ艦種ニ入レ難キ現有艦船ヲ、特殊艦船トシテ表示セルモノナリ。水上飛行機母艦ノ如キモノモ其ノ一例ナリ。

伊國ノ如キハ、制限外艦船ニ屬スベキモノヲ表中ニ掲ゲ居レリ。

書記官長 表中ニ掲ゲラルル米國ノ艦船ハ老朽艦ナリヤ?

軍務局長 恐ルルニ足ラザル老朽艦ナリ。

書記官長 特殊艦船中ニハ代換シ得ルモノナキヤ?

軍務局長 日本ノ特殊艦船中ニハ代換シ得ルモノアリ、即チ、阿蘇當磐及練習艦(淺間級)ナリ。

歐米局長 「、、、、一切ノ補足協定ヲ留保シ」トハ聯盟ノ軍備縮少協定ヲ豫想シテ挿入セラレタルモノニシテ、伊國ノ

主張ニ依ル。

二 右特殊艦船ノ保有ノ目的タル用途ニ充ツル爲建造セラレ、改造セラレ又ハ取得セラルル他ノ何レノ艦船モ其ノ特性ニ從ヒ適當ノ戦闘艦船艦種ノトン數中ニ算入セラルベシ但シ右艦船ガ第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル艦船ノ特性ニ適合スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

堀江書記官 第二號「保有ノ目的タル用途」トハ如何ナル意味ナリヤ? 表中「老齡艦」トハ保有ノ目的タル用途ヲ示スモノナリヤ?

ノナリヤ?

歐米局長 例ヘバ、機雷敷設、通報、其ノ他ノ用途ノ爲ニ保有スル意味ニシテ、老齡艦ハ練習艦トナシタル方適當ナリシナルベシ。

書記官長 本號ハ無用ノ規定ニアラズヤ？

歐米局長 明瞭ニスル爲ノ注意的規定ナリ。

堀江書記官 表中ノ「砲艦」トハ如何ナルモノナリヤ？

軍務局長 「砲艦」トハ元來艦型ニ比シ比較的大ナル砲ヲ有スル小艦ヲ指シタルモノナリシモ、今日ニテハ海岸河川等ニ用フル吃水淺キモノノ名稱トナレリ、淀ハ通報艦トシテ建造セラレタルモ、現在我海軍ニテハ通報艦ナル類別廢セラレタルヲ以テ、砲艦ニ編入セラレ居レリ、淀ハ速力二十二ノットニテ制限外艦船トナシ得ザルガ故ニ、特殊艦船表中ニ掲ゲタルモノナリ。

書記官長 右ハ保有ノ目的ニアラズシテ、單ニ艦船ノ型式ヲ示シタルモノナルベシ。表中「モニター」艦トハ如何ナルモノナリヤ？

軍務局長 吃水淺ク巨砲ヲ搭載スル艦ナリ。淺キ所ニテ行動スルニ便ナルモノナリ。南北戰爭ノ際北軍ノ用ヒタルニ初マリ、近クハ世界大戰中ニ英國之ヲ建造シテ白國海岸ニ於テ用ヒタルコトアリ。日本ハ現有セズ。現在日本ガ支那ノ長江ニ用ヒツツアル河用砲艦ハ「モニター」艦ニアラズ。

書記官長 表中「スループ」トハ如何ナルモノナリヤ？

軍務局長 測量、殖民地警備、其ノ他雜用ニ用フルモノナリ。

三 尤モ日本國ハ千九百三十六年十二月三十一日前ニ機雷敷設艦阿蘇及常磐ヲ新機雷敷設艦ニ隻ニ依リ代換スルコトヲ得各新艦船ノ基準排水量ハ五千トン（五千八メートル式トン）ヲ超ユルコトヲ得ズ右艦船ノ速力ハ二十ノットヲ超ユルコトヲ得ザルベク且該艦船ノ他ノ特性ハ第八條（ロ）ノ規定ニ從フベシ右新艦船ハ特殊艦船ト看做サルベク且其ノトン數ハ何レノ戰艦艦船種ノトン數中ニモ算入セララルコトナカ
ルベシ阿蘇及常磐ハ代艦竣工ノ時ニ於テ本第二編第二附屬書第一款又ハ第二款ニ從ヒ處分セラレベシ

堀江書記官 第三號阿蘇常磐ノ速力如何？

軍務局長 實情ヲ述ブレバ、常磐ハ最大速力十六ノット、又阿蘇ハ動カズ、此ノ場合ヲ利用シ代換ノ權利ヲトリタルモノナリ。

書記官長 大變成功ナリ、但シ代艦ノトン數ハ舊艦ヨリ減少セリ。

歐米局長 減少セリ、然レドモ敷設艦トシテハ尙大ナル方ナリ。

書記官長 表ニハ單ニ排水量トシテアリ、右ハ基準排水量ナリヤ？

軍務局長 日本ノ艦船ハ基準排水量ニテ示シタリ、他國モ恐ラク然ルベシ。

書記官長 阿蘇、常磐ヲ第二附屬書第一款又ハ第二款ニ從ヒ廢棄スルカ又ハ「ハルク」ニ變更スル理由如何？

歐米局長 艦船ノ處分方法中、練習艦、標的艦、實驗用艦等ハ隻數ノ制限アリ、其以外ノモノハ廢棄又ハ「ハルク」ニ變更シテ確定的ニ處分スルコトヲ原則トスルモノナリ、阿蘇、常磐ハ此原則的處分方法ニ依ルモノナリ。

書記官長 補助艦ハ無限ニ練習用其ノ他ノ用途ニ使用スルコトヲ得ルヤ？

歐米局長 制限アリ、三隻ヲ超ユルコトヲ得ズ。尙ホ、阿蘇、常磐ノ代換ノ速力ヲ二十ノットトセルハ、既ニ第八條ニ制限外艦船規格ノ規定アリテ茲ニ反覆スルノ要ナキモ、米國側ニ於テ右代艦ガ決シテ有力ナルモノニアラザルコトヲ表明センコトヲ希望シ、特ニ挿入セルモノナリ。

四 淺間、八雲、出雲、磐手及春日ハ球磨級ノ最初ノ艦船三隻ガ新艦船ニ依リ代換セラレタルトキハ本第二編第二附屬書第一款又ハ第二款ニ從ヒ處分セラレベシ右球磨級ノ艦船三隻ハ本第二編第二附屬書第五款（ロ）ニ規定セララルル状態ニ減勢セラレベク且練習艦トシテ使用セラレベシ右艦船ノトン數ハ制限ヲ附セララルル噸數中ニ爾後包含セラレザルベシ

武藤書記官 「球磨級」ノ「級」トハ如何ナル意味ナリヤ？

軍務局長 「級」ハ艦型、備砲、速力、起工年代ニ依リテ定マル、往時ノ所謂姉妹艦ト稱シタルモノナリ。

書記官長 球磨級ノ代換ハ本條約中何レニ規定シアリヤ？

歐米局長 第二附屬書第五款ニアリ。

書記官長 球磨級ノ艦名如何？

軍務局長 球磨、多摩、大井又ハ北上ナリ。

書記官長 球磨級三隻ガ練習艦トシテ使用セラルルハ何時ヨリナリヤ？

軍務局長 球磨級三隻ノ代換ヲ終リタル後ナリ。

書記官長 千九百三十六年後ハ條約満期トナリ自由ナルニアラズヤ？然ラバ本第四號ハ條約有効期間外ニ出ヅルモノナリヤ？

歐米局長 當時、本件考慮ノ際ハ未ダ條約期間ヲ定ムルニ至リ居ラザリシニ依ルモノナラン。何レニスルモ、本條約中條約有効期間外ニ出ヅル規定他ニモアリ、本條約満期後ニ於テモ、新條約ニ依リ海軍協定ハ繼續セラルルコトヲ豫想スルモノニシテ別ニ不都合ナシ。

堀江書記官 結局條約期間内ニ拘束ヲ受クルモノハ球磨級ノ一隻ニシテ、他ノ二隻ハ千九百三十七年以後ニ處分セラルベキモノナリ。而シテ、球磨級ノ三隻全部代換セラルル迄ハ、淺間等五隻ハ之ヲ處分スルノ要ナク、竣工セル新艦ノ二隻ヲ併セテ保有スルコトヲ得、我國ニ非常ナル特典トナルガ如シ。

歐米局長 條文ノ解釋ハ貴説ノ通ナリ。

書記官長 他國ハ之ニ反對セザリシヤ？

情報部長 他國ニ大ナル反對アリ、會議末期ノ首席全權會議ニ於テ初メテ決定セラレタルモノナリ。

書記官長 他國ニハ同一ノ要求ナカリシヤ？

情報部長 ナシ、我國ニ於テハ歐米諸國ト言語風習等異ルヲ以テ、候補生トシテ此等諸國ノ事情ニ通ゼシムル爲遠洋航海ヲナシムル特殊ノ必要アリトノ理由ニ依リ、練習艦ノ保有ヲ主張シタルモノナリ。

堀江書記官 「爾後包含セラレザルベシ」ノ意如何？

情報部長 其ノ時迄ハ球磨級三隻ハ制限トシテ中ニ包含セラルル意ナリ。

武藤書記官 第二附屬書第五款(ロ)二ノ(二)ニハ魚雷發射管ヲ撤去スルコトヲ規定シ居ル處、右ハ練習上不都合ニアラズヤ。

軍務局長 實際ハ、發射管撤去ノ上候補生ノ居住用ニ供スルモノナリ。

書記官長 sub-paragraph (b)2 トアルハ、paragraph (b) sub-paragraph 2 トナスベカリシニアラズヤ。

歐米局長 其ノ方ガ正確ナル用語ナリシナラン、然レドモ、適用上ハ此儘ニテ差支ナキガ如シ。

○第十 三 條

千九百三十年四月一日前ニ固定練習用施設又ハ「ハルク」トシテ使用セラレタル各種ノ型式ノ現存艦船ハ航海不能ノ狀態ニ於テ保有セラルルコトヲ得

書記官長 固定練習用施設ハ日本ニアリヤ？

軍務局長 ナシ。

書記官長 「ハルク」トハ如何ナルモノナリヤ？

軍務局長 建築物代用ノモノナリ。

岩村大佐 實物ヨリ歸納シテ概念ヲ得ルノ外ナシ。英國ニ於テ古キ帆船ヲ陸岸ニ繫留シ棧橋ヲ附シ學校用トセルモノアリ、楊子江ニ於テ河上倉庫兼棧橋トシテ使用セルモノモアリ。航空母艦ハ其ノ構造上人員ノ宿泊等ノ場所廣ク最モ之ニ適ス。

情報部長 支那ニ於テ躉船ト稱セラルルモノハ一種ノ「ハルク」ナリ。

○第一 附 屬 書

代 換 規 則

○第 一 款

本附屬書第三款及本條約第三編ニ規定セラルル所ヲ除クノ外艦船ハ其ノ「艦齡超過」ト爲ルニ先チ代換セラルルコトヲ得ズ艦船ハ其ノ竣工ノ日後左記年數が經過シタルトキハ「艦齡超過」ト爲レルモノト看做サルベシ

- (イ) 基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トシ)ヲ超ユルモ一萬トン(一萬六千メートル式トシ)ヲ超エザル水上艦船ニ付テハ
千九百二十年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十六年
 - (ニ)(一) 千九百十九年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ二十年
基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トシ)ヲ超エザル水上艦船ニ付テハ
千九百二十一年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十二年
 - (ロ) 千九百二十年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ十六年
 - (ハ) 潜水艦ニ付テハ十三年
- 代換トシ數ノ龍骨ハ代換セラルベキ艦船ガ「艦齡超過」ト爲ル年ノ三年ノ期間前ニ於テハ據附ケララルコトヲ得ズ但シ右期間ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トシ)ヲ超エザル代換水上艦船ニ付テハ二年ニ短縮セララル
- 代換ノ權利ハ代換トシ數ノ起工ノ遲延ニ依リ失ハルコトナシ

書記官長 Section ヲ款ト云フハ當ラズ、英語ニ於テハ條ノ意味ニ用フルコト多シ。

「本附屬書第三款及本條約第三編」云々トアルハ如何ナル規定ナリヤ?

歐米局長 本附屬書第三款ハ、艦船亡失又ハ破壊ノ場合ニシテ、本條約第三編ノ規定トハ、代換ノ一般規則ニ對スル特別規定ナリ。

書記官長 「看做サルベシ」ハ「認メラルベシ」トナスベキナリ、擬制ノ場合ヲ除キ常ニ「認ム」トナスヲ正確ナル用法トス。

(イ) 以下艦齡ヲ區別スル時期ハ、如何ナル標準ニ依リ決定シタルカ?
深田事務官 從來條約ノ譯文トシテハ「看做ス」ト「認ム」トノ間ニ然ク嚴格ナル用法上ノ區別ナシ。

歐米局長 歐洲大戰ノ末期ニ於テ軍艦ノ艦型ニ變動ヲ見始メタルヲ以テ、其ノ時期ヲ標準トシテ艦齡ヲ區別シタルモノナリ。

情報部長 一ハ工業能力維持ニ關シ、我方ガ主張セル線上代換ノ量ヲ決定スルニ宛モ本款規定ノ時期ヲ代換ノ艦齡トスル

コト好都合ナリシコト、他ハ歐米局長説明ノ如キ理由ニ依ルモノナリ。
書記官長 艦船表ニ付テ、本條艦齡ニ依ル代換ニ關シ説明アリ度シ。
(軍務局長ヨリ表ニ付テ説明アリ)

書記官長 驅逐艦ノ艦齡區劃ノ時期ハ、巡洋艦ヨリ一年後レ居ルハ何故ナリヤ?
情報部長 一定量ノ代換トシ數ヲ要求トスル日本ノ要求ヲ満足セシメンガ爲ニ外ナラズ。

尚ホ、潜水艦ニ付テハ一般的ニ代換トシ數ニ關スル我要求ヲ満足セシムル形式見出シ得ザリシニ依リ、例外規定ヲ他ニ設クルコトトシテ一律十三年トセルモノナリ。

歐米局長 境界線ヲ三千トント定メタルハ、固ト巡洋艦ト驅逐艦トノ區別ヲ排水量三千トンニ置カムトスル觀念ニ出デタルモノナルガ、本條約第三編ニ於テハ、巡洋艦驅逐艦ノ區別ヲ排水量千八百トントシタルヲ以テ、本條ノ水上補助艦ノ區別ハ、單ニ艦齡ノ決定ニ關スル標準タルニ止マリ、巡洋艦驅逐艦ノ區別トハ異ナルモノトナリタリ。

軍務局長 我巡洋艦夕張ハ二千八百五十トンニシテ、本款ニ依レバ境界線三千トンナルガ故ニ(ロ)ノ適用ヲ受クベキモノナリ。
書記官長 第二項、代換起工ハ艦船ガ艦齡超過トナル年ノ三年ノ期間前ニハ之ヲナスコトヲ得ズトアルモ、工事進捗ノ工合ニ付キテハ規定ナキガ故ニ、三年ヨリ早ク竣工シタル場合ニ於テハ、艦齡超過トナル迄ノ間ハ二重ニ保有スルコトトナルニアラズヤ?

歐米局長 工事進捗ノ工合ニ付テハ規定ナク、從テ貴説ノ通始テ竣工シタル状態ニ於ケル新艦ト舊艦トヲ二重ニ保有スルコトヲ得ベシ。

條約局長 舊艦ガ艦齡超過トナル迄ハ、代艦ハ竣工シ得ザルベキナリ。
書記官長 其ノ通ナリ。

艦齡超過トナル年ノ三年前トアリテ、月日ヲ單位トセズ、年ヲ單位トナシ居ルガ故ニ、極端ナル場合ニハ結局一年ノ差ヲ生ズルヤ？

歐米局長 條約ノ條文ニハ現ハレ居ラザルモ、艦齡ノ觀念ハ曆年ヲ以テ計算スルコトニ一般ニ了解セラレ居ルガ故ニ、貴説ノ通ナリ。

堀江書記官 此ノ點「ワシントン」條約ニ於テハ如何？

歐米局長 「ワシントン」條約ニ於テモ、條文ニ付テ見レバ規定區々ニシテ明瞭ナラズ、第二章第三節第一款代換ニ關スル規則（イ）ニハ日ヲ起算點トスルモ、第二款ノ代換表ハ年ヲ單位トセリ、何レニスルモ實際ニ於テハ年ヲ單位トスルコトニ一般ニ了解セラレ居ルモノニシテ、此點ハ兩條約トモ同様ナリ。

堀江書記官 三千トシテ境界線トセル理由如何？

軍務局長 「ワシントン」會議ニ於ケル米國ノ原提案ニ三千トシテアリ、又「ジュネーヴ」會議ニ於テモ同様ナリシニ基ク。書記官長 代換ノ權利ハ起工ノ遅延ニ依リ失ハルコトナシトノ末項ハ必要ノ規定ナリヤ？

歐米局長 主力艦ニ於テハ代換表存スルガ故ニ疑義アルモ、航空母艦ニハ代換表ナキヲ以テ、解釋上ハ代換ノ權利ヲ失ハズト云フコトヲ得ベシ。補助艦ニ付テモ同様代換ノ權利ヲ遅延ニ依リ失ハズト解釋シ得ベキモ、萬一ノ疑義ヲ避クル爲本項ニ於テ特ニ注意的ニ規定セルモノナリ。

○第 二 款

本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一隻又ハ數隻ノ艦船ニシテ之ガ保有ノ結果當該艦權ニ付許サレタル最大限トシテ超過スルニ至ルモノハ代換トシテ工又ハ取得ノ時ニ於テ本第二編第二附屬書ニ從ヒ處分セラレベシ

書記官長 「別段ノ規定」トハ何ナリヤ？

歐米局長 本條約第三編第十六條第二號ナリ。

堀江書記官 本款ノ規定スル超過トシテ數ノ處分ハ當然ノコトナルガ故ニ、規定ノ要ナカリシニアラズヤ？

歐米局長 第一款ハ代換起工ノミヲ規定シ、舊艦ノ處分ニ付何等ノ規定ナキガ故ニ、本款ヲ設ケタルモノニシテ、必要ナル規定ナリ。

書記官長 本款冒頭ノ「本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」トアルハ無用ナリト考フ。

歐米局長 必ズシモ無用ニアラズ、但シ起草ノ方法ハ稍拙ナルガ如シ。

○第 三 款

艦船ハ亡失又ハ不慮ノ事變ニ依ル破壊ノ場合ニ於テハ直ニ代換セラレルコトヲ得

堀江書記官 本款ハ必要ノ規定ナリヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約ニ同趣旨ノ規定アルモ、其ノ適用ハ主力艦及航空母艦ニ限ラルルモノナルガ故ニ、補助艦ニ付本款ニ此規定ヲ設ケタルモノナリ。

武藤書記官 「、、、ノ事變ニ依ル、、、」ノ「依ル」ハ「因ル」ナラズヤ？華府條約ハ「因ル」ナリ。

深田事務官 法制局ハ近來「依ル」ニ統一シタリ。

堀江書記官 最近、郵便條約ニ於テハ、法制局ニ於テ「依ル」ヲ「因ル」ニ改メタリ。

書記官長 法制局ト協議ノ上御決定アリ度シ。

第四回「ロンドン」海軍條約下審査

- 一、場 所 樞密院事務所
- 二、日 時 昭和五年七月三十日午前九時乃至午後零時半
- 三、出席者
- 樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官
- 外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齋藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官
- 海軍省側 榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐
- 四、議事要録

○第二附屬書

艦船ノ處分規則

本條約ハ左ノ方法ニ依リ艦船ヲ處分スルコトヲ規定ス

(一) 廢棄スルコト (沈没セシメ又ハ解體スルコト)

(二) 艦船ヲ「ハルケ」ニ變更スルコト

(三) 艦船ヲ專ラ標的用ニ變更スルコト

(四) 艦船ヲ專ラ實験用ノ爲保有スルコト

(五) 艦船ヲ專ラ練習用ノ爲保有スルコト

主力艦以外ノ處分セラルベキ何レノ艦船モ當該締約國ノ選擇ニ依リ廢棄セラルルカ又ハ「ハルケ」ニ變更セラルルコトヲ得

主力艦以外ノ艦船ニシテ標的用、實験用又ハ練習用ノ爲保有セラレタルモノハ終局ニ於テハ廢棄セラルルカ又ハ「ハルケ」ニ變更セラルベシ

書記官長 本處分規則ノ出發點タル條文ハ何條ナリヤ?

歐米局長 第十一條ナリ。

尙ホ今朝「ワシントン」條約ニ於テ、航空母艦ノ處分ニ關シテハ疑義アリト述ベタルモ、「ワシントン」條約ノ處分規定ハ航空母艦ニ適用シ得ルモノト解シ得ルニ付、先刻ノ説明ヲ訂正ス。

書記官長 「ワシントン」條約ノ何條ニ依ルモノナリヤ?

歐米局長 第二章第三節第一款及第三條第二項ナリ。即チ、航空母艦ハ其ノ完成ノ日ヨリ二十年ヲ經過シタルモノハ右第三節第一款ニ依リテ之ヲ代換シ得ベク、代換セラレタル舊艦ハ右第三條第二項ニ依リ第二章第二節ノ規定ニ從ヒ處分スベキコトトナリ居レリ。此等ノ規定ハ、本條約第十一條ニ依リ變改セラレタルモノナリ。

村上書記官 「ワシントン」條約ト、本條約ト、航空母艦ノ處分ニ關スル方法ノ差異如何?

歐米局長 本條約ニ於テハ、第十一條ニ依リ、第二附屬書ノ處分規則ヲ航空母艦ニモ適用スルコトトナリ居リ、「ワシントン」條約ヨリ處分ノ條件詳細トナリ居レリ。

堀江書記官 本條約ニ於テ、處分ノ條件ヲ詳細ニナシタル實益アリヤ?

歐米局長 例ヘバ、航空母艦ヲ「ハルク」ニ變更シ得ルガ如キ其ノ一ナリ。

書記官長 「ワシントン」條約ノ廢棄ニ關スル規定ハ、航空母艦ニ適用ナキコトトナルヤ?

歐米局長 然リ、處分廢棄ハ「ワシントン」條約ニ依ラズ、本條約ニ依リ、唯ダ代換ハ「ワシントン」條約ニ依ルモノナリ。

本條約ハ、艦船ノ處分ニ付、廢棄ト處分トヲ區別シ、廢棄ハ沈没又ハ解體ニ之ヲ限レリ。

(二)「ハルク」ニ變更スルコト及(四)實驗用ノ爲保有スルコトハ「ワシントン」條約ニ存セザル處分方法ナリ。

書記官長 本條約ニ新方法ヲ規定シタル理由如何?

歐米局長 本條約ハ、利用シ得ルモノハ出來ル限り利用スル趣旨ヲ以テ規定セルモノナリ。

堀江書記官 「ハルク」ニ變更スルコトハ何國ノ希望ニ依ルモノナリヤ?

情報部長 英國ノ切望ニ依ル。

書記官長 實驗用トハ如何ナルモノヲ指スヤ?

歐米局長 例ヘバ、毒瓦斯、爆彈投下ノ實驗用トシテ用フ。

書記官長 研究用ナラバ如何ナル目的ニ用フルモノト解ス。

(三)、(四)、(五)ニハ「専ラ」トアルモ、(二)ニハ之ナキハ如何?

歐米局長 「ハルク」ハ、用途ニ關シ制限ナキモノナルガ故ニ、「専ラ」ノ句ナクトモ可ナル次第ナリ。

第二項ハ、廢棄ト「ハルク」ニ變更スル處分トヲ終局的ニ同價値ト認メタル規定ニシテ、「ワシントン」條約ト本條約ノ異ル要點ナリ。

書記官長 「主力艦以外」ト特ニ云フ必要アリヤ?

歐米局長 特ニ云フ必要ナキヤモ知レズ、然レドモ、一層明確トナルガ故ニ記入シタルモノナリ。

堀江書記官 「ハルク」ノ隻數ハ制限ナキヤ?

歐米局長 制限ナシ。

書記官長 第三項、終局的處分ノ規定ハ、何時迄變更セララルコトヲ要スルヤノ期限ナキガ故ニ、無用ノ如ク思ハル。

歐米局長 無用ノ如キモ、本來本規定ノ設ケラレタル理由ヲ推察スルニ、本條約ニ於テハ「ハルク」ナル新觀念入り來リ、而モ「ハルク」ハ廢棄セララルト異リ艦船自體ハ其ノ儘殘存スルモノナルニ依リ、念ノ爲特ニ重複ヲ省ミズ規定シタルモノナルベシ。標的用途ノ目的ニ使用セララル艦船ニハ、保有ノ隻數ニ制限アリ。本項ハ此等ノ艦船ヲ廢棄又ハ「ハルク」ニ變更スレバ、之ニ代ル艦船ヲ同一目的ニ使用スル爲保有スルヲ得ベキコトヲ明カニスルモノナリ。

○第一 款

廢棄セララルベキ艦船

(イ) 代換ノ事由ニ基キ廢棄ニ依リ處分セララルベキ艦船ハ其ノ代艦ノ竣工又ハ其ノ代艦一隻ヲ超ユル場合ニハ該代艦中ノ第一隻ノ竣工ノ日後六

月以内ニ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト爲サルコトヲ要ス但シ右一隻又ハ數隻ノ新艦ノ竣工ガ遅延セラレタル場合ニ於テハ舊艦ヲ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スノ作業ハ右遅延ニ拘ラズ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦中ノ第一隻ノ龍骨据附ノ日ヨリ四年中以内ニ完了セザルベシ尤モ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦ノ何レカガ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式)ヲ超エザル水上艦船ナル場合ニ於テハ右期間ハ三年中ニ短縮セラレ

(ロ) 廢棄セラルベキ艦船ハ左ノ諸物件ガ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ破壊セラレタルトキハ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト看做サルベシ

(一) 一切ノ砲及砲ノ主要部分、射撃指揮所並ニ一切ノ砲塔ノ旋回部

(二) 一切ノ砲塔操作用ノ水壓機械又ハ電力機械

(三) 一切ノ射撃指揮器具及測距儀

(四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷及機雷敷設用軌道

(五) 一切ノ魚雷、實用頭部、魚雷發射管及發射管旋回軌道

(六) 一切ノ無線電信裝置

(七) 一切ノ主要推進機械又ハ之ガ代トシテ裝甲司令塔及一切ノ舷側裝甲板

(八) 一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」、昇降機及發進裝置並ニ一切ノ航空機著艦用若ハ離艦用ノ臺及甲板又ハ此等ノ代トシテ一切ノ主要推進機械

(九) 潜水艦ニ付テハ右ノ外一切ノ主要蓄電池、空氣壓縮裝置及「バラスタ」、ガソリン

(ハ) 廢棄ハ艦船ヲ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スノ作業ノ完了期限ノ到來ノ日ヨリ十二月以内ニ左ノ方法ノ何レカニ依リ確定的ニ實行セラルベシ

(一) 艦船ヲ永久ニ沈没セシムルコト
艦船ヲ解體スルコト 解體ハ一切ノ機械、汽罐及裝甲板並ニ一切ノ甲板、舷側及艦底ノ板ノ破壊又ハ撤去ヲ常ニ包含スベシ

歐米局長 本款 (イ)ノ規定ハ、「ワシントン」條約第二章第二節四ニ該當ス。

書記官長 「ワシントン」條約ニ於テハ、第一期作業完了期ハ六月ナリ。

歐米局長 然リ、本條約ニ於テモ六月ナリ。第二期作業完了期ハ、「ワシントン」條約ニ於テハ十二月ナルモ、本條約ニ於

テハ十八月ナリ。

書記官長 「代艦一隻ヲ超ユル場合」トハ如何ナル意味ナリヤ?

歐米局長 代換ニハ、トン數サヘ揃ヘバ、一隻ノ舊艦ニ對シニ隻以上ヲ以テ代換スルコトアリ、數隻ノ舊艦ニ對シニ隻ヲ

以テ代換スルコトアリ、又數隻ノ舊艦ニ對シ數隻ヲ以テ代換スルコトアリ得ベシ。貴問ノ場合ハ右ノ最初ノ場合ヲ云フモノナリ。

村上書記官 其ノ他ノ場合ニ關シテハ規定アリヤ?

歐米局長 別ニ規定ナシ、然レドモ、之レヲ禁ズル規定モナシ、從テ、類推ニ依リ右ノ如キ場合ヲ想像スルコトヲ得ベシ。

書記官長 淺間等ガ球磨級ニ依リ代換セラルル場合ニ於テ、球磨級ノ一隻竣工セバ淺間等ハ廢棄セザルベカラザルヤ?

歐米局長 三隻竣工ノ際廢棄スルコトヲ要スルモノナリ。

書記官長 第十二條ニ依レバ然ルベキモ、本款 (イ)ニ從ヘバ然ラザル様解セラルルニアラズヤ?

歐米局長 此ノ場合ハ本款 (イ)ノ適用ナシ、蓋シ代換セラルベキ艦船ハ淺間等ニアラズシテ球磨級ナレバナリ。

書記官長 右ノ場合、淺間等ニ本款 (ロ)ハ適用アリヤ?

歐米局長 適用アリ?

書記官長 減勢作業ノ期間六月ハ適用アリヤ?

歐米局長 適用アリト解ス。

書記官長 然ラバ (イ)モ適用アルコトナラズヤ? 歐米局長ノ解釋セラルル如ク解釋シ得ルヤ疑問ナリ。

情報部長 立法ノ經過ヨリ云ヘバ、本附屬書ガ原則ニシテ第十二條ハ例外的規定ナリ。本來附屬書ハズット以前ニ起草決

定セラレ、永續ノモノトシテ殘ス爲ニ特ニ附屬書トナセルモノナルモ淺間等ノ代換問題ハ、會議ノ末期、條約締結間

近ニ出來上リタルモノナリ。

村上書記官 淺間等ノ場合ハ、眞ノ意味ニ於ケル代換ニアラズ、間接ノ代換ナルガ故ニ、廢棄ノ規定ヲ直接之ニ適用スルコト能ハズ、準用スルモノト考フルノ外ナシ。

歐米局長 淺間等ハ新艦ニ依リ代換セララルモノニアラズ、此場合ハ本條約ニ謂フ所ノ代換ナルモノ存セズ、然ルニ、本款(イ)ニハ「代換ノ事由ニ基キ」トアリ、之ヲ淺間等ニ當然ノ適用アリト解スベカラザルコト明ナリ、而シテ第十二條ニハ、淺間等ガ本款又ハ第二款ニ從ヒ處分セラレベキ旨ヲ規定ス、即チ、第十二條ノ範圍内ニ於テ本款ヲ適用スル趣旨ナルコト明白ナリ。

書記官長 一隻又ハ數隻ノ新艦ノ竣工ガ遅延セラレタル場合ニ於ケル減勢作業ノ開始期ハ何時ニテモ可ナルヤ?

歐米局長 然リ、唯ダ新艦中ノ第一隻ノ起工ノ日ヨリ四年半以内ニ完了スルコトヲ要ス。

情報部長 新艦ヲ略完成ノ状態ニ置キ、其ノ未完成ノ故ヲ以テ舊艦ヲ何時迄モ保有シ、新舊二隻共使用セントスルガ如キ

コトヲ防ガントスルノ趣旨ニ出ヅルモノナリ。

書記官長 本規定ハ水上艦船ニ關スルモノナルガ、潜水艦ノ代換ニ關シテハ如何?

歐米局長 潜水艦モ亦本規定ニ從フ、唯ダ潜水艦ニ付テハ期間短縮ノ項ハ適用ナシ。

(ロ)ノ(一)ハ「ワシントン」條約ノ規定ト同様ナリ、唯ダ翻譯ハ同條約ニ於テ砲火指揮所トアルヲ、本條約ニ於テハ射撃指揮所トシ、露砲塔及砲塔トアルヲ、單ニ砲塔トナシタリ、最近ニ於ケル海軍用語ニ從ヘルモノナリ。

書記官長 *barbettes* ト *turrets* トノ區別如何?

(此點ニ關シテハ下村、岩村兩大佐ヨリ圖示説明アリ。)

本條約ニハ場所ニヨリ *barbettes* and *turrets* トシ、又ハ *barbettes*、*turrets* ヲ單獨ニ用ヒ居レルガ、翻譯ニハ一律砲塔トセラレタルモノナリヤ?

下村大佐 然リ。

村上書記官 「一切ノ砲」ノ「砲」トハ砲身ノミヲ指スモノナリヤ?

下村大佐 然リ。

書記官長 (二)ハ「ワシントン」條約ト同様ナリヤ?

歐米局長 意味ハ同様ナルモ辭句ハ異ル。

下村大佐 本條約文ノ方、海軍ヨリ見レバ解シ易シ。

書記官長 (三)ノ「射撃指揮用具」トハ如何ナルモノヲ云フヤ?

下村大佐 射撃指揮官ヨリ命令ヲ傳達スルニ用フル機具ヲ云フ。

書記官長 (四)ノ「機雷敷設用軌道」ハ「ワシントン」條約ニハナキ處、本條約ニ之ヲ入レタルハ何故ナリヤ?

下村大佐 機雷ヲ撤去スルモ其ノ軌道ヲ撤去セザレバ減勢作業トシテ無意義ナリ。

書記官長 (五)ノ「實用頭部」トハ何ナリヤ?

下村大佐 頭部ニハ練習用ト實用トアリ、實用ハ戰時用ノモノナリ。

歐米局長 (七)ハ「之ガ代トシテ」ト云フ辭句ニテ分カチタル部分ノ順序、「ワシントン」條約ノ逆ニナリ居レリ。

書記官長 「一切ノ」ハ司令塔ニカカラズヤ?

下村大佐 カカラズ。

村上書記官 「之ガ代トシテ」トアルモ、其ノ前後ノ二者ハ用途著シク異ルモノナルヲ以テ、釣合ハザルニアラズヤ?

歐米局長 用途異ルモ價值ハ同ジト認メタルモノナリ。

書記官長 (八)ノ「發進裝置」ト「離艦用ノ臺又ハ甲板」トハ異ルヤ?

下村大佐 異ル、「發進裝置」トハ例ヘバ「カタバルト」ノ如キモノナリ。

書記官長 「デリック」トハ何ナリヤ?

下村大佐 「クレイン」ノ如ク物ヲ引キ揚グル機械ナルモ「クレイン」トハ異ル。

書記官長 原文ハ「發進裝置」ニテ「ピリオッド」トナリ居レルヲ「竝ニ」トナスハ變ナラズヤ？ 法制局流ニ依レバ説明付クヤモ知レザルモ、直グ後ニ「此等ノ代トシテ」ナル句アル點ヨリ見ルモ誤解ノ虞アリ、御考究アリタシ。

(九)ノ「蓄電池」ハ何ニ用フルモノナリヤ？

下村大佐 潛水セル際動力トナルモノナリ。

書記官長 (ハ)ノ規定ハ「ワシントン」條約ト同様ナリヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 「常ニ包含スベシ」ハ全部ノ意味ニ用ヒタルモノナルニ於テハ不適當ナル句ナラズヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約ニハ「含ムベキモノトス」トアルヲ以テ其ノ例ニ倣ヒタリ。

書記官長 其レハ何條ナリヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約第二章第二節二ノ(ロ)ナリ。

○第一二款

「ハルク」ニ變更セラルベキ艦船

「ハルク」ニ變更スルコトニ處分セラルベキ艦船ハ第一款(ロ)(六)(七)及(八)ヲ除クニ規定セラルル條件ガ充サレ且左記ガ實行セラレタルトキハ確定的ニ處分セラレタルモノト看做サルベシ

(一) 一切ノ推進軸、推力承、「タービン」減速裝置又ハ推進用主電動機及主機槓ノ「タービン」又ハ蒸氣筒ヲ修繕シ得ザル程度ニ損壞スル

(二) 推進機取出手撤去スルコト

(三) 一切ノ航空機用昇降機ヲ撤去シ且解體スルコト並ニ一切ノ航空機用「クレイン」、「デリック」及發進裝置ヲ撤去スルコト
本艦船ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セラルル所ト同一ノ期限迄ニ前記狀態ト爲サルコトヲ要ス

書記官長 (一)ノ「推力承」トハ何ナリヤ？

下村大佐 推進軸ヲ艦内ノ途中ニテ支フルモノナリ。

書記官長 原文ニテ *Gearing* ハ *motors* ニモ着ケテ讀ムベキヤ？

歐米局長 然ラズ。

堀江書記官 *turbine gearing* トハ如何ナル裝置ナリヤ？

下村大佐 齒車ニ依リ速力ヲ減ズル裝置ナリ。

書記官長 原文 *Gearing* ハ、複數形トセズシテ單數形トシタルハ何故ナリヤ？

情報部長 *Gearing* ハ裝置ヲ指シ抽象的ノ觀念ナルガ故ニ、單數形ヲ用ヒタルモノナルベシ。

書記官長 (二)ノ「張出承」トハ何ナリヤ？

下村大佐 推進機ヲ艦外ニ於テ支フルモノナリ。

書記官長 (一)ハ「修繕シ得ザル程度ニ損壞」トアルモ(二)及(三)ニハ「撤去ス」トアリ(一)モ「撤去ス」トセザリシカ？

下村大佐 (一)ノ裝置ヲ撤去スル爲ニハ巨費ヲ要シ節約トナラザルガ故ナリ。

書記官長 末項ノ「、、、期限迄」トハ六月ノ意ナリヤ？

歐米局長 然リ、戰闘任務ニ堪ヘザルモノトナス期限ハ六月ナリ。

○第三款

標的用ニ變更セラルベキ艦船

(イ) 若ラ標的用ニ變更スルコトニ依リ處分セラルベキ艦船ハ左記物件ガ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ使用不能ノモノト爲サレタルトキハ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト看做サルベシ

一切ノ砲

一切ノ射擊指揮所及射擊指揮要具並ニ主要射擊指揮通信電線

砲架操作用又ハ砲塔操作用ノ一切ノ機械

一切ノ彈藥、爆藥、機雷、魚雷及魚雷發射管

(五) 一切ノ航空用設備及附屬物件

本艦船ハ艦船ヲ戰闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セラレル所ト同一ノ期限迄ニ前記状態ト爲サルルコトヲ要ス
(ロ) 各締約國ガ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ專ラ標的ノ爲左記テ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル
(一) 三隻ヲ超エザル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右三隻中一隻ニ限リ基準排水量三千トン(三千四百八十八メートル式トシ)ヲ超ユルコトヲ
得

(二) 潜水艦一隻

(ハ) 標的ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ビ戰闘任務用ニ變更セザルコトヲ約ス

書記官長 (イ) ニハ「使用不能ノモノト爲サレ、」トアル處、破壊ト同意味ニ用ヒラレタルモノナリヤ?

歐米局長 大體同意味ト考フ。

書記官長 on board ト in the ship トハ同意味ナリヤ?

歐米局長 然リ。

情報部長 本來、附屬書規定ハ個々ニ時ヲ異ニシテ協定セラレタルモノヲ急遽一括シ「レダクト」シタルモノナルニ付、

辭句ノ用ヒ方不一致ヲ免レザリシモノナリ。

書記官長 (三) ノ「砲架」トハ何ナリヤ?

下村大佐 砲身ヲ載セ居ルモノニシテ、砲塔中ニ包マレ居ルモノナリ。

書記官長 (イ) ノ末項ノ「、、、期限迄」トハ第二款ノ場合ト同ジク六月ノ意ナリヤ?

歐米局長 然リ、「ワシントン」條約ハ此ノ點明瞭ナラザルニ付、本條約ニ於テ明瞭ニシタルモノナリ、本條約ノ方理屈ニ

合シ居レリ。

堀江書記官 容易ニ戰闘用ニ復歸スルコトヲ得ルヤ?

下村大佐 相當費用モカカリ、又一年位ノ期間ヲ要スベシ。

書記官長 (ロ) ノ「左記ヲ」トアルハ、「左記ノモノヲ」トセザレハ日本語トシテ變ナリ。

歐米局長 比叡ヲ標的ノ用トナスコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ、第二條ヨリ見レバ判然タラザリシモ、本款ヨリ見レバ標的ノ用

トナシテ可ナリト解釋スルコトヲ得ベシ。

書記官長 日本ハ現ニ標的ノ用艦ヲ有スルヤ?

下村大佐 攝津ハ標的艦ニ用ヒラレ居レリ。

歐米局長 (ハ) ハ「ワシントン」條約第十三條ニ該當ス。

書記官長 第二款ニハ之ト同様ノ規定ナキ處、「ハルク」ハ戰闘用ニ復歸シ得ベキヤ?

歐米局長 「ハルク」ハ既ニ戰闘用ニ復歸シ得ザル状態ニアルヲ以テ、特ニ規定ヲ設ケザリシモノナリ。

書記官長 然レドモ、理論上ハ戰闘用ニ復歸スルコトヲ禁ジ居ラザルガ故ニ、復歸シ得ルモノト解ス外ナカルベシ。

本規定ハ平時ノ規定ナリヤ、戰時ニモ適用シ得ル規定ナリヤ?

歐米局長 「ワシントン」條約ニ准ジ、戰時ニモ適用スル規定ト解スベシ。

書記官長 本條約ニハ戰時ニ關スル規定アリヤ?

歐米局長 ナシ。

書記官長 何故戰時ニ關スル規定ヲ設ケザリシカ?

歐米局長 「ワシントン」條約第二十二條ニ相當スル條項ヲ本條約中ニ設ケザリシハ、特ニ理由存スルモノナリ、第二十

一條及第五編ニ付キ説明ノ際ニ所見ヲ詳細ニ開陳スベシ。

情報部長 一言ニシテ云ヘバ、本條約ハ不戰條約ヲ出發點トスル根本觀念ヨリ出ヅルモノナルガ故ニ、戰爭ヲ豫想スル如
キ規定ヲ設ケザリシモノナリ。

書記官長 此ノ點ハ重大ナル問題ニシテ、審査委員會ニ於テモ當然質問セラレルコトト思考スルニ付、充分御研究置キア

リ度シ。

○第四款

實驗用ノ爲保有セラルル艦船

(イ) 専ラ實驗用ニ變更スルコトニ依リ處分セラルベキ艦船ハ本附屬書第三款(イ)ノ規定ニ從ヒ處理セラルベシ

(ロ) 一般の規則ヲ妨グルコトナク且他ノ締約國ニ適當ノ通告ヲ爲サルコトヲ條件トシ本附屬書第三款(イ)ニ規定セラルル狀態ト相當ノ相違ハ特別ノ實驗用ノ爲必要ナルコトアルベキ範圍内ニ於テ一時の措置トシテ許サルコトヲ得

右規定ヲ利用スル何レノ締約國モ右相違ノ全細目及右相違ヲ必要トスル期間ヲ提示スルコトヲ要ス

(ハ) 各締約國ハ専ラ實驗用ノ爲左記ノ時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル

(一) 二隻ヲ超エザル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右二隻中一は二限リ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超ユルコトヲ得

(二) 潜水艦一隻

(ニ) 聯合王國ハ實驗用ノ爲必要ナキニ至ル迄主砲及砲架ノ既ニ損壞セラレタル「モニター」艦「ロバート」並ニ水上飛行機母艦「アーク」ロイアルレチ其ノ現狀ニ於テ保有スルコトヲ許サル

右二隻ノ艦船ヲ保有スルコトハ前記(ハ)ニ依リ許サレタル艦船ノ保有ヲ妨グルモノニ非ズ

(ホ) 實驗用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ビ戰闘任務用ニ變更セザルコトヲ約ス

村上書記官 (ロ) 「一般の規則ヲ妨グルコトナク、」トハ何ヲ指スヤ?

歌米局長 意味不明瞭ナルモ、本款(イ)及戰爭用ニハ使用セズトノ精神ヲ指シタルモノト見得ベシ。即チ、濫用ヲ避ケン

トスル氣持ヲ表ハシタルモノ、換言スレバ、全クノ例外トシテ相違ヲ許スモノニシテ、決シテ濫用セザルコトヲ強調スル爲ニ斯ク云ヒタルモノナリ。法律のニハ明確ナル解釋ヲ下シ難シ。

書記官長 「相違」ナル語ハ不適當ナリ。法律語トシテハ「差違」トスベキナリ。

歌米局長 「差違」トハヤヤ異ル、適譯ナカリシヲ以テ「相違」トシタルモノナリ。variation from ハ「差異」トスルヨ

リモ「相違」ノ方其ノ意味ヲ表ハスニ適切ナルガ如シ。

書記官長 「適當ノ通告」ハ事前ニナスベキヤ、事後ニナスベキヤ?

歐米局長 事前ト解ス。

書記官長 「適當ノ通告」ノ「適當」トハ通告ノ時期及内容ニ關スルモノナリヤ?

村上書記官 通告ノ内容ニ關シテハ規定アルガ故ニ、時期ノミニニ關スルモノナルベシ。

書記官長 日本ハ現ニ實驗用ノ軍艦ヲ有スルヤ?

岩村大佐 其ノ時々ニ際シ一時のモノトシテハ之ヲ有ス、現ニ館山沖ニテ數日中ニ明石ヲ此種實驗用ニ供セントシ居レリ。

書記官長 (二)ノ「聯合王國」トハ何ナリヤ?

歐米局長 英本國ヲ指ス。本條約ニ於テハ、聯合王國ト全英聯盟トヲ使ヒ分ケ居リ、前者ハ英本國ノ場合、後者ハ英帝國

全般ノ場合ニ用ヒ居レリ。前文ニハ英帝國ナル語アルモ、之ハ全英聯盟ト同意義ニ用ヒタルモノナリ。

書記官長 全英聯盟ハ軍艦ヲ有スルヤ?

歐米局長 軍艦ハ聯合王國、「オーストラリア」、印度等ノ各部ニ屬ス。

村上書記官 全英聯盟ハ權利ノ主體ニアラザルモノナルベシ。

歐米局長 全英聯盟ノ法律の性質ハ英帝國會議ノ決議ニ依ルモノニシテ、全英聯盟ト其ノ各邦トノ關係ハ明瞭ヲ缺ク所アリ、極メテ變則ナルモ、現存スル新事態ナルガ故ニ、其ノ儘之ヲ認ムルノ外ナキナリ。

書記官長 (ホ)ノ「再ビ戰闘任務用ニ變更セザルベキ」ノ「再ビ」ハ適當ナラズ、「復舊」トシテハ不可ナリヤ?

歐米局長 復舊トスレバ舊狀ニ復スルコトノミノ意トナリ、舊狀ト同様ノ狀態ニ復スル場合ヲ含マザルガ故ニ不可ナリ。

書記官長 成程、兎モ角御研究置アリ度シ。

(ホ)ノ原文 the High Contracting Partyノ前ニ「コンマ」ナキヤ? 第三款(ハ)ノ同ジ場所ニハ「コンマ」アリ。

條約局長 原文ノ句讀法不統一ナルヲ以テ致方ナカルベシ。

○第五款

練習用ノ爲保有セラルル艦船

- (イ) 締約國ガ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ專ラ練習用ノ爲左ノ艦船ヲ保有スルコトヲ許サル
 - 合衆國 主力艦一隻(「アーカンソー」又ハ「ワイチーミンガ」)
 - 佛蘭西國 水上艦船二隻 内一隻ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超エルコトヲ得
 - 聯合王國 主力艦一隻(「アイアン、デューク」)
 - 伊太利國 水上艦船二隻 内一隻ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超エルコトヲ得
 - 日本國 主力艦一隻(比叟)及巡洋艦三隻(球磨級)
- (ロ) (イ)ノ規定ニ依リ練習用ノ爲保有セララルル艦船ハ該艦船ガ處分セララルルコトヲ要スル日ヨリ六月以内ニ左ノ如ク處理セララルベシ
 - 一 主力艦
 - 二 左記ヲ實行スベシ
 - (一) 主砲、一切ノ砲塔ノ旋回部及砲塔操作機構ノ撤去但シ砲塔三基ハ兵裝ノ儘各艦ニ存置セララルルコトヲ得
 - (二) 艦内ニ殘存スル砲ニ射撃訓練ノ爲要スル量ヲ超ユル一切ノ彈藥及爆藥ノ撤去
 - (三) 司令塔並ニ最前部及最後部ノ砲塔間ノ舷側裝甲帶ノ撤去
 - (四) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去又ハ損壞
 - (五) 最高速力十八ノットヲ得ルニ要スル數ヲ超ユル一切ノ汽罐ノ撤去又ハ艦内ニ於ケル損壞
 - 三 佛蘭西國、伊太利國及日本國ニ依リ保有セララルル他ノ水上艦船
 - 二 左記ヲ實行スベシ
 - (一) 砲ノ半數ノ撤去但シ主要口徑砲四門ハ各艦船ニ存置セララルルコトヲ得
 - (二) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去
 - (三) 一切ノ航空用設備及附屬物件ノ撤去
 - (四) 汽罐ノ半數ノ撤去

- (ハ) 關係締約國ハ本款ノ規定ニ依リ保有セララルル艦船ガ戰用ノ爲使用セララザルベキコトヲ約ス

歐米局長 第十一條ニハ「本條約第十一條ノ規定ヲ留保シ」トアリ、又第二條ニハ「本條約第二編第二附屬書第五款、

トアリテ、第二條ト本款トハ日、英、米ノ關スル限リ重複セル規定ナリ。

書記官長 (イ)ノ佛國及伊國ノ項ニハ「水上艦船二隻」トアリテ、第四款(ハ)ノ如ク「二隻ヲ超エザル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)」トナキ點ヨリ見レバ、佛伊ハ主力艦又ハ航空母艦ヲモ練習用ノ爲保有スルコトヲ得ルヤ?

歐米局長 第十一條及第二條ヨリ見ルトキハ、主力艦ヲ保有スルコトヲ得ズト解スルヲ妥當トス。

書記官長 第二條及本款ノ規定ハ同價値ニアラズヤ?

歐米局長 然リ、此ノ點ハ本條約ノ缺點ナリ。然レドモ、本款起草ノ趣旨ヨリ云ヘバ、水上艦船トハ巡洋艦又ハ驅逐艦ノ意ナルコト明白ナリ、即チ、前述第十一條ニ處分規則ヨリ原則トシテ主力艦ヲ除外シ居ル點、及本款(ロ)ニ主力艦及他ノ水上艦船ト分ケテ規定セル點、竝ニ(イ)ニ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外トナセル點ヨリ推論スルモ主力艦ヲ含ム意ニアラザルコトヲ類推スベシ。本款ハ全權ノ決定ニ依リテ起草セルモノニシテ、其ノ決定ノ經緯ニ鑑ミ誤解生ゼザルモノト思考ス。何レニスルモ、此ノ點ハ、形式的ニハ本條約案文起草上ノ缺點ナリ。

(參考) 佛伊ハ「ワシントン」條約ニ依リ主力艦二隻ヲ練習艦トシテ保有シ得、右以外ニハ完全ナル主力艦トシテノ保有ノ權利ヲ放棄セザル限リ練習艦トナスベキ主力艦ナシ、從テ本款ノ水上艦船中ニ主力艦ヲ含ムトスルモ然ラズトスルモ、事實問題トシテハ同一ナリ。

情報部長 全權決定ニカカルモノハ原則トシテ起草委員會ニ於テ手ヲ入レザルコトトナリ居タルヲ以テ、斯クノ如キ辭句上ノ不完全ヲ見ルニ至リタルモノナリ。

書記官長 (ロ)ノ「處分セララルルコトヲ要スル日ヨリ」トアルハ如何?

歐米局長 代換竣工ノ日ヨリトノ意ナリ。本附屬書第二款末項ノ規定ト同一ナリ。

堀江書記官 佛伊ガ「ワシントン」條約ニ依リ保有スル主力艦ノ處分モ本項ニ依ルベキヤ?

歐米局長 然ラズ、「ワシントン」條約ニ依ル。本項ハ日、英、米ノ三國ノ主力艦ニノミ關スル規定ナリ。

村上書記官 主力艦ニ關スル(一)ニハ「主砲」トアル處主砲ニアラザル砲ハ存置シ得ルヤ？又一切ノ砲塔トハ主砲ノ砲塔ノ意ナリヤ、副砲ノ砲塔ノ意ナリヤ？

下村大佐 主砲以外ノ砲ハ存置スルコトヲ得、又主砲以外ニハ砲塔ナキニ付主砲ノ砲塔ノ意ナリ。

書記官長 guns of main calibre 及 main armament gunsノ區別如何？

下村大佐 主砲ト云フモ主要口徑砲ト云フモ同一物ナリ。armamentハ我海軍ニテハ水雷ヲモ含ムモノトナシ居ルモ、此ノ

場合ニ於テハ共ニ主砲ノコトヲ指スモノナリ。

堀江書記官 「舷側裝甲帶」トハ何ナリヤ？

(下村大佐ヨリ圖示説明アリ)

書記官長 「主要口徑砲」トハ我國ノ本款ニ依リ保有シ得ル巡洋艦ニ付テハ幾何位ナリヤ？

下村大佐 十四「サンチ」(五・五インチ)ナリ。

書記官長 主力艦ニ關シテハ(四)及(五)ニ於テ「撤去又ハ損壞」トアルモ、他ノ水上艦船ニ付キテハ之ニ相當スル(二)及

(四)ニ於テ「撤去」トノミアルハ如何？

下村大佐 主力艦ニハ撤去ニ巨額ノ經費ヲ要スルモノアルヲ以テ、斯カルモノハ損壞スルコトトシタルモノナリ。

書記官長 (ハ)ハ他ノ當該ノ規定ト書キ方ヲ異ニスルハ如何？

歐米局長 「ワシントン」條約ニ於テモ同様異ナレリ。練習艦ハ減勢スルモ尙戰闘任務用ニ適スル状態ニアルガ故ニ、之ヲ

再ビ戰闘任務用ニ變更セザル旨ノ規定ヲ設クルヲ得ズ、依ツテ「使用セラレザル」トシタルモノナリ。

書記官長 本項ハ戰時ニ適用スベキモノニアラズヤ？然ラバ、戰爭ヲ豫想セル條項本條約中ニ全然ナシト云ヒ得ザル譯ナリ。

歐米局長 軍備ニ關スル條約ナルガ故ニ、戰爭ヲ豫見シタル條項ノ存スルハ當然ナリ、唯ダ戰時ニ條約ノ義務ヲ停止スル

條項ヲ設クベキヤ否ヤハ全く別問題ナリ。戰時ニ條約義務ヲ停止スルハ戰爭ノ必要ニ満足ヲ與フルモノナリ、然ルニ本項ハ戰爭ノ必要ニ満足ヲ與フルコトヲ阻止スルモノニシテ、趣旨正反對ナリ。

第五回「ロンドン」海軍條約下審査

一、場 所 樞密院事務所

二、日 時 昭和五年七月三十一日午前九時乃至正午

三、出席者

樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官

法制局側 金森參事官

外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齊藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官

海軍省側 堀軍務局長、榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐

四、議事要録

○第 四 條 (再 議)

書記官長 過日ノ航空母艦ノ問題ナルガ、巨砲ヲ搭載シ居ル一萬トンヲ越ユル航空母艦ハ之ヲ建造シ得ルヤ？

歐米局長 一萬トンヲ越ユルモノハ備砲八インチ迄ノモノヲ積ムコトヲ得。

書記官長 本條約第四條第二號ハ、一萬トン以下ノ航空母艦ニシテ八インチ迄ノ砲ヲ積ムモノヲ建造シ得ザル趣旨ノ規定ヲナセルガ、一萬トンヲ超ユル場合ニハ八インチ砲迄ヲ積ミ得ル理由如何？

歐米局長 「ワシントン」條約ハ一萬トンヲ超エタル航空母艦ニ付テノ規定ヲナシ、其ノ備砲ハ八インチ迄トナセリ、今同ノ條約ニ於テハ「ワシントン」條約ノ此ノ規定ノ内容ニハ觸レザリシヲ以テ、右ノ航空母艦ハ之ヲ其ノ儘保有シ得ルナリ。本條約ガ「ワシントン」條約ヲ變更シタルハ、唯ダ一萬トン以下ノ航空母艦ヲ「ワシントン」條約ノ規定スル保有量中ニ算入シタル點ノミナリ。

書記官長 一萬トンヲ超ユルト否トニ依リ彼上ノ差異ヲ認メ得ル専門的理由如何?

歐米局長 八インチ砲巡洋艦トノ權衡ノ問題ナリ、即チ、小型ノ航空母艦ニ八インチ砲ヲ搭載スルコトヲ認ムルトキハ、八インチ砲巡洋艦ノ保有量トシテ及隻數ヲ嚴格ニ制限セル本條約ノ趣旨ニ反スルコトナルガ故ナリ。

村上書記官 第四條ハ砲ノ制限ヲ主眼トスル規定ニシテ、「一萬トン未満ノ航空母艦ニシテ六・一インチヲ超ユル砲ヲ搭載スルモノハ」云々ト改文スレバ、規定ノ趣旨明瞭トナルモノト考フ。

歐米局長 其ノ意味ナリ。
書記官長 八インチ砲搭載ノ大型航空母艦ノ建造ヲ許スハ、大型トナスハ小型トナスヨリモ隻數減少スルガ爲メナリヤ?

軍務局長 今日迄認メ來レルガ故ナリ。一萬トン以下ノ航空母艦ハ新型ナリ。
書記官長 本條約第四條第二號ニ依レバ、小型航空母艦ハ第三國ノ爲メニモ建造シ得ザルコトナリ居レリ、然ルニ「ワシントン」條約第十五條後段ニ依レバ、第三國ノ爲ニスル建造ハ二萬七千トンヲ超エザレハ之ヲナシ得ルナリ、兩規定ノ關係如何?

歐米局長 本條第一號ハ、口徑六インチヲ超ユル備砲ヲ有スル一萬トン以下ノ航空母艦ヲ自國ガ建造シ得ザルコトヲ規定ス、自國ノ建造シ得ザルモノハ他國ノ爲メニモ建造シ得ザルコトトナスラ當然トス、「ワシントン」條約第十五條後段ハ他國ノ爲メ建造シ得ル最大トシテ規定タルニ止マリ、備砲口徑ハ同條ノ觸ルル所ニアラズ、故ニ兩條約ノ規定ハ併立スルコトヲ得ルモノナリ。本條約第四條ハ、一萬トン以下ノ小型航空母艦ニ六インチ以上ノ口徑ノ砲ヲ備フルコトヲ禁ジタルモノト解サルレバ意味明瞭ナルベシ。

書記官長 然ラバ一萬トン乃至二萬七千トンノ航空母艦ハ他國ノ爲メニ建造シ得ルヤ?
歐米局長 建造スルコトヲ得、而カモ八インチ砲ヲ搭載スルコトヲ得ベシ。

書記官長 六インチ以下ノ備砲ナルニ於テハ、一萬トン以下ノ小型航空母艦ヲ、自國ノ爲メニモ他國ノ爲メニモ、建造シ

得ルヤ?

歐米局長 然リ。

堀江書記官 何隻建造スルモ差支ナキヤ?

軍務局長 然リ。

書記官長 何等カノ制限ヲ設クル要ナキヤ?

軍務局長 「ワシントン」會議當時ヨリ何等ノ制限ヲ設ケ居ラズ。

本條約第四條ノ規定ハ、小型航空母艦ガ大ナル砲ヲ搭載スルコトヲ禁ズル趣旨ナリ。

○第三附屬書

特殊艦船

合衆國

艦船ノ名及型式

艦船ノ名及型式	排水量
「アルースタック」	四、九五〇
「オアララ」	四、九五〇
「ホールタイモア」	四、四一三
「サン、フランシスコ」	四、〇八三
「シアエン」	二、八〇〇
「ハリナ」	一、三九二
「イザベル」	九三八
「ナイアガラ」	二、六〇〇
「アリゾナゴット」	一、七五〇
「ドビン」	一、四五〇
「メルゲイル」	七、一五〇
「フワイトニ」	一、四五〇
機雷敷設艦	四、九五〇
機雷敷設艦	四、九五〇
機雷敷設艦	四、四一三
機雷敷設艦	四、〇八三
「モニター」艦	二、八〇〇
砲艦	一、三九二
「ヨット」	九三八
「ヨット」	二、六〇〇
驅逐母艦	一、七五〇
驅逐母艦	一、四五〇
驅逐母艦	七、一五〇
驅逐母艦	一、四五〇

「ホランド」.....潜水母艦.....一、五七〇
「ハンダスン」.....海軍運送船.....一〇、〇〇〇
九一、四九六

佛蘭西國

艦船ノ名及型式

「カストール」.....機雷敷設艦.....三、一五〇
「ホリエックス」.....機雷敷設艦.....二、四六一
「コンスタンタン・テスト」.....水上飛行機母艦.....一〇、〇〇〇
「エーヌ」.....通報艦.....六〇〇
「マルヌ」.....同.....六〇〇
「アングル」.....同.....六〇〇
「スカルプ」.....同.....六〇〇
「シニエツプ」.....同.....六〇〇
「ダントネルタ」.....同.....六四四
「ラフオー」.....同.....六四四
「メギーム」.....同.....六四四
「ナンシー」.....同.....六四四
「カレ」.....同.....六四四
「ラッシュニー」.....同.....六四四
「ルミールモン」.....同.....六四四
「ダニール」.....同.....六四四
「トウル」.....同.....六四四
「エビナル」.....同.....六四四
「エツヴァン」.....同.....六四四

網敷設艦.....二、二九三
二八、六四四

全英聯盟

艦船ノ名及型式

「アドゲンチア」(聯合王國).....機雷敷設艦.....六、七四〇
「アルバトロックス」(オーストラリア).....水上飛行機母艦.....五、〇〇〇
「エリバス」(聯合王國).....「モニター」艦.....七、二〇〇
「テラー」(聯合王國).....「モニター」艦.....七、二〇〇
「アーシアル、ソールト」(聯合王國).....「モニター」艦.....六、四〇〇
「クライツ」(印度).....「スルーア」艦.....二、〇二一
「メドウェイ」(聯合王國).....潜水母艦.....一五、〇〇〇
四九、五六一

伊太利國

艦船ノ名及型式

「ミラリア」.....水上飛行機母艦.....四、八八〇
「フアア、ディ、ブルノ」.....「モニター」艦.....二、八〇〇
「モンテ、アラッパ」.....「モニター」艦.....六〇五
「モンテ、ロ」.....「モニター」艦.....六〇五
「モンテ、チエンシオ」.....前「モニター」艦.....五〇〇
「モンテ、ノヴェニオ」.....前「モニター」艦.....五〇〇
「カンパニア」.....「スルーア」艦.....二、〇七〇
一一、九六〇

日本國

艦船ノ名及型式

阿蘇.....機雷敷設艦.....七、一八〇
排水量

常船	同	九、二四〇
淺間	老齡巡洋艦	九、二四〇
八雲	同	九、〇一〇
出雲	同	九、一八〇
磐手	同	九、一八〇
春日	同	七、〇八〇
淀	砲艦	一、三二〇
		六一、四三〇

書記官長 第三附屬書ノ出發點ハ何條ナリヤ?

歐米局長 第十二條ナリ。元來、特殊艦船ヲ如何ナル形式ニ於テ制限シ、又戦闘艦船中ノ如何ナル類別ニ算入スベキヤ等

ニ付テハ議論アリタルガ、結局各國ヨリ其ノ保有ヲ希望スル特殊艦ノ表ヲ出シ協議ノ上、之ヲ特殊艦船トシテ保有セシ

ムルコトニ折合ヒタルモノナリ。戦闘力微弱ニシテ、巡洋艦驅逐艦等ノ保有量中ニ算入シテ制限スル必要ナク、而カモ

制限外艦船ノ規格ニモ適合セザル現有ノ諸艦船ヲ別扱ヒトセルモノナリ。

書記官長 特殊艦船ハ千九百三十六年末日迄保有スルコトヲ得トノ趣旨ナリヤ、又千九百三十七年以後モ保有シ得ルヤ?

歐米局長 千九百三十七年後各締約國ハ本條約ニ拘束セラルルコトナキガ故ニ、其ノ點ヨリ見レバ、特殊艦船ニ關スル規

定ハ千九百三十六年末ニ失效スベキモノナリ、然レドモ實際ノ趣旨ハ、特殊艦船ハ條約ノ實施後ハ右表以外ニ建造セズ

若シ建造ストセバ之ヲ制限外艦船ノ規格ニ合セシムルカ、又ハ巡洋艦驅逐艦其ノ他ノ適當ナル艦種中ニ算入スベシトノ

原則ヲ定メ現有ノ特殊艦船ヲ、右原則ノ例外トシテ保有スルコトヲ認ムル過渡的規定ト見ルベキモノニシテ、將來此種

艦船ハ漸次ニ消滅スベキ性質ノモノナリ。

書記官長 本規定ハ、多數ノ艦船ヲ保有スルコトナレル米國ノミニ利益ノ規定ナラズヤ? 我國ニ利益アリヤ?

軍務局長 本規定ヲ缺クトキハ、此等艦船ガ制限外艦船ノ規格ヲ超エタル有力ナルモノナル關係上、何レカノ戦闘艦船ノ

艦種中ニ算入セラルベク、而シテ右艦種ノトン數ガ協定保有量ヲ超過スルトキハ、右超過分ヲ千九百三十六年迄ニ廢棄

セザルベカラズ、我練習艦五隻ハ此ノ例ニシテ、本規定アルガ故ニ保有シ得ルモノナリ、又本規定ナクレバ、特殊艦船

ノ代換及廢棄ノ準備ヲモナシ置カザルベカラズ。

書記官長 表ニ掲ゲラルル米國ノ一萬トン以上ノ艦船ト「ワシントン」條約ノ關係如何?

軍務局長 「ワシントン」條約中、廢棄スルヲ要スルモノトシテ代換表中ニ掲記ナキモノハ、之ヲ保有スルコトヲ得ルニ

依リ、假令艦型大ナルモ特殊艦トシテ保有シ得ルニ至レルナリ、我生駒等ハ戰艦ナル名稱ヲ用キ居ラザリシナラバ廢棄

セラレザリシナルベシ、佛國ノ「ワルデック、ルッソー」等ノ十二インチ砲ヲ積マザル艦ハ廢棄表中ヨリ除カレタリ。

書記官長 特殊艦船表中ニ掲ゲラルルモノノ外ニテ一萬トン以上ノモノヲ保有シ得ルヤ?

軍務局長 制限外艦船中ニ若干アリ。

書記官長 我國ハ如何?

軍務局長 迅鯨、長鯨ノ二隻ナリ。

書記官長 「コンマンダン・テスト」ノ「ハイフン」ハ變ナラズヤ?

歐米局長 一語ノ如ク取扱フトキニ屢々「ハイフン」ヲ附スルコトアリ。

書記官長 「エーヌ」ハ通報艦トアリ、佛文ノ Aviso ノ譯ナルガ、英文ニテハ Dispatch vessel トアリ、然ルニ伊國ノ「カ

ンパニア」ヲ、佛文ハ同シク Aviso トナシアルニ不拘、英文ハ Sloop トナシタリ、此等ハ統一スルヲ要スベシ。

歐米局長 右名稱ハ各國ガ呼ビ居ルモノヲ其ノ儘出シタルモノニテ、自然整一ナラズ、Aviso ヲ佛國ハ Dispatch vessel ト

英譯シ伊國ハ Sloop ト英譯シタルモノナラン、何レニスルモ、條約適用上ニハ差支ナシ。

榎本書記官 最初英文ニテ呈示シ、後ニ佛文ヲ附シタルモノナリ。

書記官長 Sloop、Despatch vessel トノ間ニ任務上ノ差異アリヤ？

岩村大佐 Sloop ハ大戦中商船ノ convoy ニ使用セラレタリ、建造費少ク、商船位ノ速力ヲ有ス、今日ニ於テハ艦隊作業ノ難務ニ服ス。Despatch vessel ハ速力早く通報ヲ任務トス、淀ハ元ト Despatch vessel ナリシモノナリ。

書記官長 佛國ノ網艦ノ名ハナキヤ？

歐米局長 當時建造中ニテ名稱ナカリシモノナリ？

書記官長 網艦トハ如何ナル任務ニ服スルモノナリヤ？我國ニモアリヤ？

軍務局長 潜水艦襲撃ニ對シ防禦ノ網ヲ張ル船ナリ、我國ニテハ單ニ敷設艦ト稱シ白鷹一隻アリ。

書記官長 英國ノ部ニ於テ、國名ヲ艦名ノ下ニ置キテ差支ナキヤ？

歐米局長 原文ト場所異ルモ、日本譯トシテハ解シ易シ。

書記官長 「アドヴェンチャ」ノ「チア」ハ正シキヤ？

歐米局長 假名ニテ書ク場合ニハ發音ヲ正確ニ出スコト難シ。

書記官長 前「モニター」艦トハ、「モニター」艦ノ古キ型ノ意ナリヤ？

歐米局長 然リ、トン數ヨリ云ヘバ制限外艦船ニ屬スベキモノナルモ、伊國側ノ希望ニ依リ表中ニ入ルルコトトナレリ。

堀江書記官 右表ハ、トン數等ニ關スル各國間ノ權衡ヲ考慮ニ加ヘズ、各國自由ニ申出タルモノナリヤ？

榎本書記官 然リ。

○第三編

亞米利加合衆國大統領、「グレイト、ブリテン」、「アイルランド」及「グレイト、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下並ニ日本國皇帝陛下ハ相互ノ間ニ於テ本第三編ノ規定ニ同意セリ

○第十四條

合衆國、全英聯盟及日本國ノ海軍戰艦艦船ニシテ主力艦、航空母艦及第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル一切ノ艦船以外ノモノハ本第三編ニ規定セラレル所ニ從ヒ又特殊艦船ニ付テハ第十二條ニ規定セラレル所ニ從ヒ本條約ノ有効期間中制限セラレベシ

書記官長 本條ニハ「特殊艦船ニ付テハ第十二條ニ從ヒ、、、制限セラレベシ」トアルモ、第十二條ニ制限ノ規定アリヤ？

歐米局長 第十二條ノ趣旨ハ、表ニ列舉セラルルモノニ限り保有シ得ルト云フコトナルニ付、實ハ制限ヲ免除セラレタル

モノトモ云フコトヲ得ベシ。本條ノ解釋トシテハ、表ニ依リ制限セラレルト、即チ、表以外ニハ特殊艦船トシテ保有

スルコトヲ得ザル趣旨ナリ。

書記官長 淺間等ニ關シ種々規定スル所アルガ故ニ、日本ノミ制限セラレタルコトナル義ナリヤ？他國ハ何等制限ヲ受

ケザルヤ？

歐米局長 第十二條第一項ハ五國ニ適用サルル規定ナリ。

村上書記官 第十二條ガ制限ヲ免除スルノ趣旨ナルニ於テハ、本第十四條ハ「第八條及第十二條ニ依リ制限ヲ免除セラレ

タル一切ノ艦船以外ノモノハ本第三編ニ規定セラレル所ニ從ヒ本條約ノ有効期間中制限セラレベシ」ト改メタル方可ナ

ルガ如シ。

○第十五條

本第三編ノ適用ニ付テハ巡洋艦艦種及驅逐艦艦種ノ定義ハ左ノ如クナルベシ

巡洋艦

主力艦又ハ航空母艦以外ノ水上艦船ニシテ基準排水量千八百五十トン（千八百八十メートル式トン）ヲ超ユルカ又ハ口徑五・一インチ（百三十三ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ有スルモノ

巡洋艦艦種ハ左ノ如ク二級ニ分タル

(甲) 口徑六・二インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ搭載スル巡洋艦

(乙) 口徑六・二インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ搭載スル巡洋艦

驅逐艦

基準排水量千八百五十トン（千八百八十メートル式トン）ヲ超エザル水上艦船ニシテ口徑五・一インチ（百三十三ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ有スルモノ

書記官長 categoryノ語ハ、本條ニ初メテ出ル語ナリヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 五・一インチニ付テハ六・一インチノ場合ノ如キ（本條約第五條末項）規定ナキヤ？又右ハ佛國側ノ希望ニ依ルモノナリヤ？

歐米局長 右様ノ規定ナシ。五・一インチトセルハ佛國側ノ希望ニ依リシモノナリ。

村上書記官 佛國ニ適用アリヤ？

歐米局長 適用ナシ、然レドモ、將來佛國ノ加入シ得ル様、艦種ノ分チ方等ニ於テ佛國側ノ希望ヲ參酌セリ。

軍務局長 五・一インチハ百三十ミリメートルナルモ五インチハ百二十七ミリメートルニ達セザルガ故ニ、五・一インチトセズシテ、五インチヲ超ユル砲ヲ有スルモノヲ巡洋艦ト定義スレバ、十三「サンチ」即百二十七ミリメートル砲ヲ有スル我驅逐艦ハ巡洋艦トナルベシ。

堀江書記官 六・一インチト記スベキ場合他ノ部分ニモ未ダアルニ非ズヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約第十四條ニアルモ、右ハ商船ノ甲板ノ補強設備ニ關スルモノニシテ、六・一インチト云フモ六インチト云フモ實際上ニハ差異ナク問題トナラズ。

堀江書記官 巡洋艦、驅逐艦ノ艦種ノ分チ方ニハ何等カ意義アリヤ？

軍務局長 専門的ニハ無意義ナリ。

書記官長 巡洋艦ト驅逐艦トニハ本來ノ區別ナキヤ？

軍務局長 區別ナシ、佛國ハ二千トン以上ノモノヲ驅逐艦ト云ヒ、我海軍ハ三千トンニ充タザルタ張テ巡洋艦ニ數ヘ居レリ。

村上書記官 「超ユルモノ」ト「超エザルモノ」トノ間ニ「何レニモ付カザルモノ」ナキヤ？

歐米局長 「何レニモ付カザルモノ」ハ無シ、超ヘザルモノノ中ニハ右ノ如ク懸念セララル場合ヲモ含ム、本條約ニ於テハ總ベテ「超ユル」「超エザル」ト規定シ居ルモ、第十六條表ノ場合ニ「以下」ト記載ス、右ハ制限方式ニ付、佛國側ガ強硬ナル態度ヲ持シ、其ノ當時ノ實情ニ於テハ佛國案ニ一語ノ添削ヲモ施シ得ザリシ爲、佛國案通り「以下」ナル句ヲ殘存スルニ至レルナリ。

又巡洋艦艦種ノ別ハ第十五條ニ説明アルヲ以テ、單ニ(甲)級(乙)級ト記載スルヲ以テ足り、第十六條表ノ如ク説明的記述ヲ要セザル理ナルガ、此點モ亦佛國案ヲ其ノ儘殘存セシメタル結果ナリ。

情報部長 右表ニハ(甲)級巡洋艦ト(乙)級巡洋艦トノ間ニ區劃線ヲ入レ居ラザルガ、右ハ兩艦種間ニ融通ヲ認ム可シトノ佛國ノ希望ノ表ハレタルモノナリ。

書記官長 六・一インチニハ總ベテ「ハイフン」ヲスルヤ？本條約第五條ニハ「ハイフン」無シ。

情報部長 6.1-inch calibre ト云フガ如ク形容詞トシテ一語トナル場合ニハ、「ハイフン」ヲ附ス可キモノナリ。第五條ノ如ク calibre of 6.1 inches トアル場合ニハ「ハイフン」無キナリ。

堀江書記官 第十五條巡洋艦ノ定義ハ備砲口徑ノミニ依リ、驅逐艦ノ場合ニハ排水量ト備砲口徑トヲ併用スル處、右ニテ差支ヘ無キヤ？

歐米局長 一萬トン以上ノ軍艦ハ、「ワシントン」條約ニ依リ主力艦トナルヲ以テ、自然巡洋艦ハ一萬トン以下ニ制限セララル、故ニ其ノ排水量最大限ヲ規定スル要無シ。驅逐艦ノ場合ニハ排水量、備砲口徑ノ何レモ本條規定ニ超ユル時ハ巡洋艦トナルモノナリ。

○第 十 六 條

一 千九百三十六年十二月三十一日ニ於テ超過スベカラザル巡洋艦、驅逐艦及潜水艦ノ各艦種ノ竣工トン數ハ左表ニ示サル

艦種	合衆國	全英聯盟	日本國
巡洋艦	(甲) 口径六・二インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ有スルモノ (乙) 口径六・二インチ(百五十五ミリメートル)以下ノ砲ヲ有スルモノ	一八〇、〇〇〇トン(一八二、八八〇メートル式トン)	一四六、八〇〇トン(一四九、一四九メートル式トン)
驅逐艦	一五〇、〇〇〇トン(一五二、四〇〇メートル式トン)	一五〇、〇〇〇トン(一五二、四〇〇メートル式トン)	一〇五、五〇〇トン(一〇七、一八八メートル式トン)
潛水艦	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)

書記官長 「全英聯盟」ハ本條ニ始メテ使用セラレタルモノナリヤ?

歐米局長 第三附屬書ニ始メテ使用シアリ。

書記官長 三國保有トン數ノ比率ヲ示ス書類無キヤ?

軍務局長 (表ヲ呈示ス)

武藤書記官 四月一日現在ノ竣工トン數ニ關スル調書無キヤ?

書記官長 協定シタル保有トン數比率ノ說明ハ合理的ニナスコトヲ得ルヤ? 單ニ各國ノ妥協シ得タル所ト云フガ如キ說明

ニテハ不充分ナリ、斯カル比率ヲ認メタル根據ヲ明確ニ説明スルコトヲ要ス。

歐米局長 七割ヲ主張セル理由ノ說明ヲ求メラルモノト解スベキカ?

書記官長 漫然「適當ト認メタル數字ニテ妥協セリ」ニテハ說明トハナラズ。

歐米局長 要言スレバ、均勢ヲ要求セズトモ、實際論トシテ我地理的狀態ニ鑑ミ、七割ニテ充分ナリトノ海軍側ノ研究ニ

依憑シ、之ヲ基礎トシタルモノナリ。

軍務局長 對等トハ、數字上ノ對等ニ非ズシテ、交戦上ノ對等ニテ差支ヘ無シ。我國ノ作戦上、西部太平洋ニ於テ、國土ヲ防衛シ且交通線ノ安全ヲ保障スルニ何程ノ兵力量ヲ要ス可キカヲ決定シ、其ノ數量ニ依リ五分、五分ノ戰ヲ爲シ得ルニ於テハ之ヲ對等ト稱シ得ルナリ。而シテ屢次ノ海軍側ノ研究ノ結果、「ワシントン」條約ノ定ムル六割比率ノ主力艦航空母艦ヲ加ヘ、補助艦ニ於テ七割程度ノ兵力(數ニ非ズ)ヲ有スルニ於テハ五分、五分ノ戰争ヲ爲シ得トノ結論ニ達シタリ。右ハ對等ノ觀念ヲ出發點トスルモノニシテ、數的ニ對等ニ非ザルモノニテ「我慢」シ得トナスモノナリ。

歐米局長 海軍軍人ノ論文ノ中ニ「國防的對等」ナル句アリタルヤニ記憶ス。

堀江書記官 五分、五分ノ戰争ノ勝負ノ程度如何?

軍務局長 百回ノ戰争中五十回勝チ得ルナリ、百戰百勝ヲ期スルニ於テハ、如何程ノ數量アルモ尙ホ足ラザルベシ。

村上書記官 右ハ對英比率ナリヤ、對米比率ナリヤ?

軍務局長 對米比率ナリ。

村上書記官 英米兩國合同シテ我國ニ對抗スル場合如何?

軍務局長 右ハ全然別個ニ考慮スベキ問題ナリ。要スルニ、英米二國ガ我國ニ對抗スルガ如キ形勢ヲ作ラザルコトニ留意スベキナリ。

書記官長 七割比率ニ不足ノ分ハ如何ニシテ補充スルコトヲ得ルヤ?

軍務局長 協定比率並ニ兵力量ガ原主張ヨリ離レタリト云フ場合ニハ、勝算ノ「プロバビリティー」五十ヨリ如何程上下シタルカヲ考フルヲ要スルモノニシテ、例ヘバ、「プロバビリティー」ガ四十八「パーセント」トナレリトスレバ、今後ノ問題ハ、右勝算ノ減量ニ「パーセント」ヲ如何ニシテ恢復スルヤニ存ス。

書記官長 補助艦ニ於ケル缺陷ヲ主力艦ニテ補フコトヲ得ルヤ? 歐米局長ハ千九百三十七年後ニハ主力艦ハ一時ニ建造シ

得ルモノナリト説明サレタルニ付、右ハ可能ナルガ如シ。「ワシントン」條約ノ御批准ニ關シ、主力艦ニ於ケル缺陷ハ補助艦ニテ補フコトヲ得ル旨加藤友三郎大將ハ言ハレタルガ、此ノ逆モ亦真ナリヤ？

歐米局長 右ノ説明ハ我方ノ記録ニナシ、右ハ元帥會議ニテ爲サレタル説明ナリヤ？

軍務局長 右ハ補助艦ガ自由ナルヲ以テ心配ナシトノ趣旨ナリシト承知ス。

歐米局長 「ワシントン」條約ガ引續キ效力ヲ有ストノ前提ノ下ニ於テ、本條約ガ千九百三十六年終了シタル場合、千九百三十一年乃至三十六年迄休止セル主力艦代換起工ノ權利ハ喪失セルモノニ非ザルガ故ニ、千九百三十七年ヨリ其ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ルノ解釋トナル次第ナリ、然レドモ、主力艦ニ付テハ我國ト英米トノ比率ハ定マリ居ルモノニシテ、之レガ新建造ニ依リ補助艦ノ不足ヲ補充スト云フガ如キコトハ考ヘ難シ。

書記官長 一萬トン巡洋艦ヲ急造スルトシテ、幾許ノ時日ヲ要スベキカ？

軍務局長 事前ノ準備アレバ、一萬トン巡洋艦ハ一年八ヶ月ニテ建造シ得ベシ。勿論搭載スヘキ砲等ハ豫メ製造シ置クモノナリ。

書記官長 比率ニ關係スル問題ハ、審査委員會ニ於テ問題トナルベキニ依リ十分研究シ置カレ度シ。

軍事參議院ノ決議ヲ知ルニアラザレバ審議ヲ進メ難シ、之レ何レノ顧問官モ一致セル意見ナリ。金森氏ニ於テハ、川崎長官ニ對シ、軍事參議院決議ヲ呈示シ得ル様豫メ準備アリ度キ旨御傳言アリ度シ。(海軍大臣ニ於テハ、過般右書類ヲ呈示スルハ軍機保護法ノ違反ナルガ如ク記者ニ應答セラレタルヤニ傳ヘラルルモ、右ハ法律ヲ知ラザルモノナリ)軍事參議院ノ決議ニ依リ本條約ノ兵力量ニ缺陷ヲ認ムルナラバ、其ノ補充計畫ノ説明ヲ必要トスベク、進ムデ補充計畫ノ實行ニ付具體的ノ説明ヲ求ムベク、恐ラク財政的計畫ニ迄立チ入りテ質問アルベク、大藏大臣ノ説明ヲ求ムルコトナルベシ。

歐米局長 兵力量問題ニ付テハ、軍部ノ専門的意見ヲ知ル爲ニ軍事參議院ノ決議ノ提示ヲ必要トシ、兵力量不足トスレバ、

其ノ補充計畫ノ詳細ヲ知ル爲ニ豫算關係ノ説明ヲ必要トスル御意見ナリヤ？

書記官長 然リ。

堀江書記官 第十六條第一號表ニ示サルルトン數以上ニハ起工モ亦禁止セララルモノナリヤ？條文如何？

歐米局長 然リ、第十九條及第一附屬書(代換規則)ニ規定スル所ナリ。

書記官長 八インチ砲巡洋艦ノ協定保有量ヨリモ現有量少キハ米國ノミナリヤ？

歐米局長 八インチ砲巡洋艦ニ關シテハ貴説ノ通ナリ。

書記官長 日英ハ如何？

歐米局長 我方ハ建造中ノモノヲ含ミ過不足無シ、英國モ亦然リ(但シ、英國ニ於テハ「ホーキンス」級ヲ廢棄ス)。

二 艦船ニシテ何レカノ艦種ニ於ケル合計トン數ヲシテ前記ノ表ニ示サルル數字ヲ超過スルニ至ラシムルモノハ千九百三十六年十二月三十一日ニ終ル期間中ニ漸次處分セララルベシ

書記官長 第十六條第二號規定ノ趣旨如何？

歐米局長 第十六條第二號ニ「漸次處分セララルベシ」トアル處、右ハ第一附屬書第二款冒頭「本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」ニ該當スルモノニシテ、處分ヲ直チニ實行スル必要無シトノ寛大ナル規定タルト同時ニ、締約國ノ善意ニ信賴シ濫用ヲ防グ兩様ノ意ヲ含ムモノナリ。

情報部長 「漸次」ナル語ハ英國側ノ希望ニ因リ挿入セラレタルモノナリ、若シ佛國ガ海軍大擴張ヲ爲スガ如キ場合ニハ、英國ハ大ナル脅威ヲ受クベク、從テ佛國ノ第三編加入前艦船ヲ處分スルハ英國ノ苦痛トスル所ナルニ依リ、之ヲ緩和セシメ、斯クノ如ク規定スル時ハ佛國ヲ抑制スルコトトモナルトノ趣旨ニ依ルモノナリ。尙ホ、英國側ハ、本規定アルノ理由ヲ以テ決シテ最後迄艦船ヲ保有スルノ底意アルニ非ズ、各國其本規定ハ決シテ之ヲ惡用セザルベシトノ相互間ノ信賴ヲ基礎トスルモノナリ。

書記官長 本號ニ於テモ「艦種」ナル語ハ第十九條ノ場合ト同様ノ疑問起ラズヤ?

歐米局長 本號ノ適用上右様ノ疑無シ。本號ニハ「前記ノ表ニ示ナルル數字」トアリ、「艦種」ハ「艦級」ヲ含ムモノト解スベク、然ラザレバ巡洋艦ヲ(甲)(乙)兩級ニ分ツテ保有量ヲ制限セル趣旨ヲ全然没却スルコトトナルベシ。

堀江書記官 「終ル期間中」ノ意義如何?

歐米局長 千九百三十六年末迄ノ意ナリ。

村上書記官 「處分」トアルハ完了スルコトヲ要スルヤ、着手スルヲ以テ足ルヤ?

歐米局長 處分完了スルコトヲ要スル意ナリ、本條第一號ノ表ハ千九百三十六年末ニ於ケル現實ノ保有トン數ヲ示スモノナルガ故ニ、本號ノ處分ハ完了セラレ居ルコトヲ必要トス。

村上書記官 「超過スルニ至ラシムル」トハ新艦建造ニ依リ超過スルニ至ラシムルノ意ナリヤ?

情報部長 右ノ場合ハ第一附屬書第二款ニ依ルベク、現存スルモノニテ保有量ヲ超過スルモノハ本條ニ依リ處分スベシトノ意ナリ。

書記官長 然ラバ「至ラシムル」ハ適譯ニ非ズ。

情報部長 「生ゼシム」ノ方可ナリシヤモ知レズ。

三 (甲)級巡洋艦ノ最大隻數ハ合衆國ニ付テハ十八隻、全英聯盟ニ付テハ十五隻又日本國ニ付テハ十二隻タルベシ

書記官長 第三號ノ隻數ニ關シ、我方十二隻トン數ノ割振ハ如何?

軍務局長 現有ノモノハ一萬トン八隻、七千トン四隻ナリ。

書記官長 表ヲ作成シ置カレ度シ。

書記官長 (乙)級巡洋艦ノ我現有保有量ハ協定量ニ超過スルヤ?

軍務局長 超過セズ、依テ新建造ヲ要ス。

書記官長 (甲)(乙)兩級ニ付縮少スルハ何國ナリヤ?

軍務局長 英國ナリ、米國ハ建造計畫ヲ削減スルコトトナルナリ。

書記官長 軍備擴張ノ嫌ヒ無キヤ?

軍務局長 我方ハ驅逐艦ニ於テ減少シ居レリ。

情報部長 全體トシテハ縮減ナリ。

歐米局長 「ワシントン」會議ノ米國提案ニ、水上補助艦日本二十七萬トン英、米四十五萬トントナリ居タルガ、右ハ不成立ニ終リタルモノナルモ、之ニ比シ本協定ハ、水上補助艦我方三十一萬四千三百五十トン、英四十八萬九千トン、米四十七萬三千五百トントナリ居レリ、然レドモ、「ジュネーヴ」會議ニ於ケル英國ノ主張ニ比較スレバ、補助艦全體トシテ非常ナル縮減ナリ。

村上書記官 「ワシントン」會議ニ於ケル米國案補助艦比率如何?

歐米局長 五—五—三ナリ。

軍務局長 縮減量(現有量ト本協定量トノ差)ハ我方五萬トン、米國計畫ノモノ併セ七十五萬トン、英國九萬八千トン(右ハ舊巡洋艦五隻ヲ加ヘタルモノニシテ之ヲ除ケバ三萬トントナル)ナリ。

四 驅逐艦艦種ニ於テハ割合合計トン數ノ一割六分ヲ超エザルモノハ基準排水量千五百トン(千五百二十四メートル式トン)ヲ超ユル艦種ニ使用セラルルコトヲ得千九百三十年四月一日ニ於テ竣工済又ハ建造中ニシテ右割合ヲ超ユル驅逐艦ハ保有セラルルコトヲ得ルモ基準排水量千五百トン(千五百二十四メートル式トン)ヲ超ユル他ノ驅逐艦ハ右一割六分迄ノ引下ガ實現セラルルニ至ル迄ハ建造セラレ又ハ取得セラルコトヲ得ズ

書記官長 第四號ノ規定ハ驅逐艦ノ小分ナリヤ?

軍務局長 然リ、千五百トン乃至千八百五十トンノ驅逐艦ハ戰鬥力が大ナルニ依リ可成之ヲ少量ニ制限セントスル趣旨ニ依リ、全體保有量ノ十六「パーセント」ヲ右大型ニ充ツベキコトヲ前段ニ規定セリ、四月一日現在ノモノハ右十六「パー

セント」ヲ超ユルモ之ヲ保有スルコトヲ得ル趣旨ノ規定ハ我國ノミニ適用アリ、我國ニハ建造中ノモノヲ加ヘ千五百ト
ンヲ超ユル驅逐艦二十四隻アリ、驅逐艦協定量十萬五千五百トンニ對シ三十八、七「パーセント」トナル、是ガ十六「パ
ーセント」ニ下ル迄ハ本號ハ我方ニ特ニ有利ナル規定ナリ、右大型驅逐艦ノ實力ハトン數ノ差以上ニ強シ。
堀江書記官 他國ハ如何？

軍務局長 英國ハ千五百三十トン型八隻アリテ、協定量ノ一割以内ナリ。

書記官長 本號最後ノ部分ノ適用如何？

歐米局長 最後ノ部分ノ趣旨ハ、大型艦ノ代換ヲ小型艦ニテ行ヒ、驅逐艦總保有量ニ對シ大型艦ノ總トン數十六「パーセ
ント」ノ率ニ下ルニ至リテ後、始メテ右割合ノ限度内ニ於テ大型艦ヲ建造シ得トノ意ナリ。

書記官長 右ハ死文ナラズヤ？

情報部長 右規定ヲ缺ク時ハ、我方現有大型驅逐艦ハ之ヲ廢棄セザルベカラズ、又米國ガ大型艦ヲ多數建造スルヲ制限シ
タル規定ニシテ、我方ノ主張ニ基キ挿入セラレタル有利ナル規定ナリ。

武藤書記官 最後ノ「建造セラレ」ハ起工ノ意ナリヤ？

歐米局長 竣工ノ意ナリ。

書記官長 本號英文 *in vessels* ノ *in* ノ一ノ點無シ、本條約ニハ此種印刷上ノ缺點相當アルモ、既ニ聖覽ニ達シタルモノ
ナレバ如何處理スベキヤ、條約局長御考慮アリ度シ。

五 巡洋艦艦種ニ於ケル制當合計ノ數ノ二割五分ヲ超エザルモノニハ航空機著艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトヲ得

書記官長 佛文 *en excédent* ノ *excédent* ハ名詞ナリヤ？

歐米局長 然リ、*in excess* ト全ク同意義ナリ。

書記官長 本號ノ「艦種」ハ何ヲ指スヤ？

歐米局長 本號ノ場合ハ「巡洋艦艦種」ト明記シアルヲ以テ問題起ラズ、(甲)(乙)兩級ヲ合シタルトン數ナリ。

書記官長 實際上(甲)級巡洋艦ニ航空機著艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルヤ？

軍務局長 (甲)級巡洋艦ニ裝備スル時ハ八インチ砲數減少スルガ故ニ、實際ニハ(乙)級巡洋艦ニ裝備スルコトナルベシ。
情報部長 二割五分ハ、我方ノ主張ト米國ノ主張トノ妥協ノ結果成立シタルモノナリ。米國側ハ全トン數ニ之ヲ裝備セン
コトヲ主張セリ。

書記官長 (乙)級巡洋艦全部ニ二割五分ヲ充當シ得ルヤ？

歐米局長 然リ。

六 第七條二及三に掲ゲラルル潜水艦ハ當該締約國ノ潜水艦合計トン數ノ一部トシテ計算セラレベキモノトス

歐米局長 第六號ハ念ノ爲ノ規定ナリ。

書記官長 「當該締約國」トハ如何？

歐米局長 第七條ノ第二號ニ於テハ五國ナリ。第三號ニ於テハ形式上ハ五國ナルモ、實質上我國ノミナリ。

七 本條約第十三條ニ依リ保有セラレ又ハ第二編第二附屬書ニ從ヒ處分セラレル艦船ノトン數ハ制限ヲ附セラルルトン數中ニ包含セラレルコ
トナルベシ

書記官長 第七號モ無用ノ規定ナラズヤ？

歐米局長 誤解ナキ様挿入セルモノナリ。

書記官長 「處分セラレル」ハ「處分セラレタル」ニ非ズヤ？

歐米局長 「處分セラレル」ニテ差支ヘ無シ

書記官長 「處分」ノ時期如何？

歐米局長 代艦ノ竣工ノ時ナリ。

融通ヲ受クベキ艦種又ハ艦級ノ割合合計トシテ數ノ一割ヲ超エザル融通ハ(乙)級巡洋艦ト驅逐艦トノ間ニ於テ許サルベシ

書記官長 「融通ヲ受クベキ」トハ如何?

歐米局長 融通ヲ與フル方ト受クル方トアリ、即チ、巡洋艦ノトシテ數ヲ驅逐艦ニ融通スル場合ニハ、驅逐艦ガ融通ヲ受クル方ナリ。

書記官長 本條項提案ノ經路如何?

情報部長 本條ハ我方ノ主張ニ依リ挿入セラレタルモノナリ、元來、佛國側ニ於テ總トシテ數主義ノ原則ヲ主張セル關係上、英米側トノ妥協ノ爲、佛國ハ其ノ主張ヲ緩和シ、艦種間ノ融通ヲ認メンコトヲ主張セルモノナリ。然ルニ之ガ具體的問題トシテ如何ナル融通ヲ認ム可キヤニ付テハ、特ニ日米間ニ於テ意見ノ相違アリ、會議終期ノ兩國首席全權ノ會談ニ於テ、本號所載ノ如ク纏リタルモノナリ。尙ホ本號ハ之ニ依リ佛伊ノ第三編加入ヲ容易ナラシムルノ趣旨ヲモ含マシメタルモノナリ。

書記官長 我方ニ融通ノ意思アリヤ?

軍務局長 融通スルノ意嚮ナリ。

書記官長 右ハ廢棄後融通スルモノナリヤ?

歐米局長 代換ニ關スル規則ニ從フノ要アルコト勿論ナリ。

書記官長 然ラバ、驅逐艦ニ艦齡超過トナルモノアルヤ?

軍務局長 有リ。

○第十八條

合衆國ハ(甲)級巡洋艦十五隻總トシテ數十五萬トン(十五萬二千四百メートル式トシ)ヲ千九百三十五年迄ニ竣工スルノ企圖ヲ有ス合衆國ハ自國ガ建造スルノ權利ヲ與ヘラレタル殘餘ノ(甲)級巡洋艦三隻ノ各隻ニ代フルニ(乙)級巡洋艦ノ一萬五千六百六十トン(一萬五千四百九メートル式トシ)ヲ以テスルコトヲ選擇スルコトヲ得合衆國ガ右殘餘ノ(甲)級巡洋艦三隻中ノ一隻又ハ二隻以上ヲ建造スル場合ニ於テハ第十六隻ハ千九百三十三年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十六年前ニハ竣工セラレザルベシ第十七隻ハ千九百三十四年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十七年前ニハ竣工セラレザルベシ第十八隻ハ千九百三十五年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十八年前ニハ竣工セラレザルベシ

書記官長 「合衆國ハ、、、企圖ヲ有ス」トアル處、米國ガ斯クノ如キ意嚮ヲ有スルコトヲモ記載スルノ要アリヤ?

歐米局長 米國ノ建造計畫ヲ指スモノナリ。

情報部長 本條ノ重點ハ、之以上建造セザルコトニアリ。

書記官長 「千九百三十五年迄」トアルモ、竣工ヲ速ムルコトヲ豫想シアリヤ?

歐米局長 豫想シ居ラズ、本條ハ、十五萬トン以上ノ建造ヲ延期スルト云フ點ニ重點ヲ置クモノナリ。

書記官長 米國ハ、十五隻十五萬トン建造計畫ヲ遂行セズトノ紳士協約ヲ爲シタリト報ゼラルルモ、然ルヤ?

情報部長 斯カルコト無シ。

書記官長 米國ガ「オブション」ヲ行使スル場合(甲)級三隻ニ相當スル(乙)級巡洋艦ハ何隻トナルベキヤ?

軍務局長 (乙)級一萬トン級四隻、五千トン級一隻、都合五隻ナルベシ。

村上書記官 單艦トシテ數一萬五千六百六十トンノ巡洋艦ヲ以テ「オブション」ヲ行使シ得ルガ如ク解セラルル虞無キヤ?

歐米局長 然ラズ、一萬トシテ超ユルモノハ「ワシントン」條約ニ依リ主力艦トナルベク、巡洋艦ハ一萬トン以下ナルガ

故ニ、斯カル誤解ヲ生ズル餘地ナシ。

情報部長 「ワシントン」條約ニハ、巡洋艦最大排水量ヲ一萬トント規定セリ。

書記官長 本條約ニテ「ワシントン」條約ヲ變更シタルモノトモ解セラルルニ非ズヤ?

情報部長 原文ハ、一萬五千六百六十トンガ二隻以上ノ(乙)級巡洋艦ヨリナルコトヲ示ス爲 Cuirassiers ト複數ノ形ヲトレリ。

書記官長 米國ノ(乙)級巡洋艦建造ノ時期ニ關シ制限アリヤ?

情報部長 條文上ハ明示セラレ居ラザルモ、實際問題トシテ米國ガ「オブション」ヲ行使スル場合ニハ、(甲)級巡洋艦ノ場合ト同様、千九百三十三年以前ニハ「オブション」行使ノ分ノ(乙)級巡洋艦ヲ起工セザルベキコトヲ、米國全權ニ於テ我方ニ明言セリ(文書ノ形式ニ依ルコトハ之ヲ避ケタルモ)。「リード」氏ノ本官ニ述ベタル所ニ依レバ、右ノ建造ハ平時ノ米國海軍建造能力ヲ以テシテハ千九百四十年迄ニモ及ブ可シトノ事ナリ。

書記官長 米國(甲)級巡洋艦ハ千九百三十六年、七年、八年ニ於テ順次竣工スルガ故ニ、同年頃ガ最も危険ナリト云フ軍人アリ、誠ニ其ノ感無キニ非ズ、(甲)級巡洋艦ガ軍務局長ノ説明ノ如ク一年八ヶ月内ニ建造シ得トスレバ、更ニ此感ヲ深クスルモノアリ。

軍務局長 本條約滿期後八インチ砲艦ノ比率ヲ改善スルコトナレバ、八インチ砲艦ハ一年八ヶ月ニテ急造スルコトヲ得ルガ故ニ、短期間ニシテ比率改善ノ可能ナルコトヲ説明セルモノナリ。米國ニ於テモ之ニ對抗シテ八インチ砲艦ヲ急造スル場合ニハ、既ニ海軍協定ナキ自由競争ノ場合ヲ想像スルモノニシテ、條約ニ關係ナキ別問題ナリ。

○第十 九 條

第二十條ニ規定セララルル所ヲ除クノ外第十六條ニ依リ制限ヲ附セララルル何レカノ艦種ニ於ケル起工トン數ハ該艦種ノ最大割當トン數ニ達スル爲ニ又ハ千九百三十六年十二月三十一日前ニ「艦齡超過」ト爲ル艦船ヲ代換スル爲ニ必要ナル量ヲ超エタルコトヲ得ズ但シ代換トン數ハ千九百三十七年、千九百三十八年及千九百三十九年ニ「艦齡超過」ト爲ル巡洋艦及潜水艦並ニ千九百三十七年及千九百三十八年ニ「艦齡超過」ト爲ル驅逐艦ニ對シテ起工セララルルコトヲ得

書記官長 本條ハ無用ノ規定ナラズヤ?

歐米局長 本條ハ、代換規則ヨリ見レバ當然ノコトニ屬スルモ、特ニ注意の規定トシテ設ケラレタルモノナリ。「但シ代換トン數、、、、」以下ヲ冒頭ニ記載スレバ、本條ノ意ハ一層明白トナリシナルベシ。

書記官長 但シ書モ當然ノ規定ニ非ズヤ?

歐米局長 第二編第一附屬書代換規則トハ異ナル所アルガ故ニ、無用ニ非ズ。

尙ホ、第十八條前段ハ、米國ガ英國トノ絶對的均勢ヲ示スガ爲ニ設ケラレタル規定ナルガ、之ヲ我國ヨリ見レバ、米國ヲシテ八インチ砲巡洋艦建造ヲ實行セシメザルノ途ヲ開ケルモノナリ。(甲)級巡洋艦一萬トンヲ(乙)級巡洋艦一萬五千六百六十トンヲ以テ代フルコトトナシタルハ、全ク獨斷的ニ決定シタルモノニシテ、英米間ノ絶對的均勢ノ趣旨ヨリ出デシモノナリ。

本條約ニハ潜水艦ノ定義無シ、右ハ定義ヲ要スル迄モナク明瞭ナルガ故ナリ。

書記官長 第十九條ノ解釋ニ關シ交換セラレタル公文ガ、條約文ノ變更ナル場合ニ於テハ、御批准ニ際シ、單ニ參考トシテニ止マラズ、附屬文書トシテ添附スルヲ要ス可キニ非ズヤ?御考慮相成度シ。

第六回「ロンドン」海軍條約下審査

- 一、場 所 樞密院事務所
- 二、日 時 昭和五年八月五日午前九時乃至正午
- 三、出席者
- 樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官
- 法制局側 金森參事官
- 外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官
- 海軍省側 堀軍務局長、榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐
- 四、議事要録

○第二十二條

第二編第一附屬書ニ掲ゲラルル代換規則ニ拘ラズ

(イ) 「プロビシ」及「エフィンガ」(聯合王國)ハ千九百三十六年中ニ處分セラルルコトヲ得

千九百三十年四月一日ニ於テ建造中ナル巡洋艦ニ關係ナク千九百三十六年十二月三十一日前ニ全英聯盟ニ付竣工セラルベキ巡洋艦ノ合計代換トン數ハ九萬千トン(九萬二千四百五十六メートル式トン)ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ロ) 日本國ハ千九百三十六年中ニ完了セラルベキ新艦建造ニ依リ多摩ヲ代換スルコトヲ得

(ハ) 千九百三十六年十二月三十一日前ニ「艦齡超過」ト爲ル驅逐艦ヲ代換スルコト以外ニ日本國ハ千九百三十八年及千九百三十九年ニ「艦齡超過」ト爲ル艦船ノ一部ヲ代換スル爲千九百三十五年及千九百三十六年ノ各年ニ於テ五千二百トン(五千二百八十三メートル式トン)ヲ超エザルトン數ヲ起工スルコトヲ得

(ニ) 日本國ハ潛水艦トン數一萬九千二百トン(一萬九千五百七メートル式トン)ヲ超エザルモノヲ起工スルコトニ依リ本條約ノ有效期間中ニ於テ代換手續上ケルコトヲ得右トン數中一萬二千トン(一萬二千九百九十二メートル式トン)ヲ超エザルモノハ千九百三十六年十二月三十一日迄ニ竣工セラルルコトヲ得

歐米局長 本條ハ代換規則ノ例外ナリ。本條(イ)ハ英國ノ巡洋艦ニ關スルモノニシテ、「ホーキンス」、「ウィンディクティヴ」、「フロビシヤ」、「エフィンガム」ハ共ニ七・五インチ砲ヲ搭載スルガ故ニ、第三編ノ適用上ハ(甲)級巡洋艦ナルモ、之ヲ保持スルトキハ、第十六條ノ英國ノ(甲)級巡洋艦保有量ヲ超過スルガ故ニ、千九百三十六年末迄ニ之ヲ處分セザルベカラズ、然ルニ前二艦ハ同年末前ニ艦齡超過トナルヲ以テ之ヲ代換シ得ベキモ、後二艦ハ同年末迄ニ艦齡超過トナラザルガ故ニ本(イ)ニ於テ之ガ處分方ヲ規定セルモノナリ。

村上書記官 「處分セラルルコトヲ得」ノ代ニ「處分セラルルコトヲ要ス」トナスベカリシナリ。

歐米局長 現ニ建造中ノ八インチ砲巡洋艦ノ建造ヲ抛棄スレバ、「フロビシヤ」、「エフィンガム」ヲ保持スルコトヲ得ベシ。書記官長 「フロビシヤ」及「エフィンガム」ハ何年ニ艦齡超過トナルヤ？

軍務局長 千九百四十年及千九百四十一年ナリ。

書記官長 千九百三十年四月一日ニ於テ英國ガ建造中ノ巡洋艦何隻アリヤ？

軍務局長 (甲) 級四隻 (乙) 級ナシ。

歐米局長 千九百三十六年末迄ニ第一附屬書ノ代換規則ニ從ヒ英國ガ代換シ得ルトン數ハ十二萬七千九百トナルモ、英國ハ本(イ)ニ依リ自ラ低下シテ九萬トントシタルモノニシテ、英國議會ニ於ケル説明ニ依レバ、右トン數ハ失業問題及財政問題等ノ見地ヨリ英國ニトリ好都合ナルガ爲ナリトノコトナリ(此ノ點ハ英國議會ニ於テ片務的ナリトテ攻撃ヲ受ケタル點ナリ)。

書記官長 「、、、建造中ナル巡洋艦ニ關係ナク」トシタルハ何故ナリヤ？

歐米局長 現ニ建造中ノモノハ(甲)級四隻ニシテ、既ニ第十六條ノ保有量中ニ含まレ居レリ、右トン數ガ九萬トン中ニ入ラザルコトヲ明ニスル爲ナリ。

書記官長 九萬トントナシタル事實上ノ理由如何？

歐米局長 英米間ノ豫備的會議ニ於テ、兩國専門家ノ折合ヒタル數字ナルベシト想像セラル。

書記官長 九萬トントンハ何隻ノ新艦トナルヤ？

軍務局長 六千五百トン級巡洋艦十四隻トナル。

書記官長 「フロビシヤ」、「エフィンガム」ノ合計トン數如何？

軍務局長 一萬九千六百三十トンナリ。

書記官長 右トン數ハ九萬トン中ニ含まレベキヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 (甲) 級ニテ代換シ得ルヤ？

歐米局長 代換シ得ズ、英國ノ(甲)級保有量ハ既ニトン數モ隻數モ滿員ナリ。本規定ノ趣旨ハ此ノ「クラス」ノ艦ハ今後建造セザルコトニアリ、尤モ、現ニ建造中ノ八インチ砲巡洋艦ノ建造ヲ中止スルトセバ、「ホーキンス」級ノ代換ハ(甲)級巡洋艦タルコトヲ得ベキモ、斯カル不經濟ナルコトハ實際問題トシテハ想像シ難シ。

書記官長 九萬トントンニテハ英國ノ保有量不足トナラズヤ？

歐米局長 不足トナラズ、老朽艦ヲ保有シ得ベケレバナリ。

書記官長 「フロビシヤ」、「エフィンガム」等ハ參考書トシテ提出ノ代換建造量及廢棄量ノ表中、(甲)級ニ含まレ居レリヤ？

軍務局長 (乙) 級ニ含まレ居レリ。

書記官長 多摩ノ代換線上ゲハ如何ナル理由ニ出ヅルヤ？

歐米局長 代換ノ一般原則ニ依ルトキハ我國ノ欲スル建造量ニ足ラザル爲、本條(ロ)ニ依リ多摩ノ代換ヲ線上ゲ得ルコトトシタリ。

書記官長 多摩ハ何年ニ艦齡超過トナルヤ？

軍務局長 千九百三十七年一月ナリ。

歐米局長 多摩ハ、千九百三十六年中竣工スル新艦ヲ以テ代換シ得ルガ故ニ、一年ノ繰上ゲトナル。

堀江書記官 新艦モ亦多摩級ナリヤ？

軍務局長 然ラズ、我國ハ利根、筑摩、平戸、矢矧、龍田、天龍、球磨、多摩ノ代換トシテ三萬三千六百二十トン、外ニ條約保有量トノ差額二千餘トンアルヲ以テ、合計約三萬六千トンヲ新艦建造ニ用フルコトヲ得ベク、之ヲ以テ目下腹案中ノ(乙)級巡洋艦新型四隻ヲ建造セントスルモノナリ。

書記官長 本條(ハ)千九百三十六年末前ニ艦齡超過トナル我驅逐艦ノ隻數及トン數如何？

下村大佐 艦齡十六年ノモノ四十七隻三萬九千二百九十トン、之ニ艦齡十二年ノ適用ヲ受クルモノ十四隻一萬三千四百五十トンヲ加ヘ、合計六十一隻五萬二千七百四十トンナリ。

書記官長 千九百三十七年及八年ニ艦齡超過トナルモノヲ、千九百三十五年ニ代換起工シ得ルヤ？

歐米局長 然リ。

軍務局長 千九百三十七年ニ艦齡超過トナルモノハ一隻モナシ。三十八年ニハ八千餘トンアリ。

歐米局長 本條(ハ)號後段ニ依リ、結局代換起工期ヲ一年繰上グルコトトナル。

書記官長 千九百三十六年十二月三十一日前トアルハ、三十一日迄ノ意ニアラズヤ？

歐米局長 其ノ趣旨ナリ、代換ノ時期ハ年ヲ以テ算スルコトトナリ居ルヲ以テ、適用上ハ不都合ナシ。

本條(ニ)ハ第十六條ノ潛水艦保有量ニテハ、我國トシテハ、現ニ建造中ノモノヲ除キ、條約有效期間中一隻モ建造スルコト能ハザルコトトナルニ依リ、之ヲ緩和スル爲ニ設ケラレタル特例ニシテ、工業能力維持及技術保持ヲ理由トシタルモノナリ。

軍務局長 之ニ依リ、日本ノ専門的困難ヲ大半緩和スルコトヲ得タリ。

書記官長 現ニ建造中ノ潛水艦トン數如何？

軍務局長 四月一日現在六隻一萬百三十九トンナリ。

村上書記官 艦齡ヲ繰上ゲ代換スルコトハ不經濟ナルガ如シ、實際ニ於テハ如何ナルモノヲ代換スル意向ナリヤ？

軍務局長 出來ノ惡キモノヨリ代換スル積リナリ。

武藤書記官 一萬九千二百トンノ根據如何？

歐米局長 年割ニ平均シテ好都合ニ建造シ得ルトン數ナリ。

軍務局長 我潛水艦保有量五萬二千七百トンヲ艦齡十三年ノ年割ニスレバ、一年四千餘トントナルベキヲ以テ、千九百三十年ヨリ千九百三十六年迄七ケ年間トスレバ、二萬八千餘トントナルベク、起工一萬九千二百トンニ目下建造中ノ一萬トントノ加フレバ、約其ノ數字トナル、而シテ之ヲ實際ノ潛水艦ニ付テ調ブルニ、千九百三十九年迄ニ艦齡滿期トナル潛水艦ハ四十八隻四萬三千百八十トン、之ヨリ現有量ガ協定量ニ超過スル二萬五千四百四十二トンヲ差引ケバ、一萬八千四百五十トントナル。

書記官長 現ニ建造中ノモノ一萬トシ本條約期間中竣工シ得ベキ一萬二千トントノ加フレバ、竣工シ得ルモノハ約二萬トントナリ、少シ不足ノ様思ハル。

軍務局長 大體年度割トシテ適當ナルトン數ナリ。

書記官長 anticipate ハ繰上ゲノ意ニ用フルコトアリヤ？

歐米局長 然リ。

○第十九條ノ解釋ニ關スル日、英、米三國間交換公文

書記官長 category ナル字ハ第十九條ノ外何條ニ使用シアリヤ？

歐米局長 第十五條、第十六條、第二十一條ナリ。

書記官長 第十九條以外ニハ同様ノ問題起ラザルヤ？

歐米局長 第十六條第二號ハ「前記ノ表ニ示サルル數字」ト規定シアルヲ以テ、解釋上、艦種ノミナラズ、巡洋艦ニ付テハ、艦級ヲ指スモノナルコト明カナリ。

書記官長 第十六條第五號ハ如何？

歐米局長 第五號ノ場合ハ the cruiser category ト原文ニハ單數形ヲ用ヒ居リ (甲) 級 (乙) 級ヲ併セタル巡洋艦艦種ヲ指スモノナルコト誤解ノ餘地ナシ。

第十九條ノ場合モ適用上ハ誤解ノ虞ナキモ、英米間ノ均勢ノ問題ヨリ疑問生ジタルモノナリ。

書記官長 第二十一條ハ如何？

歐米局長 艦種及艦級ヲ含ムモノト解ス。此等各條文ノ「艦種」ナル用語ハ、嚴格ニ云ヘバ用法亂雜ナル嫌アリト雖、其ノ意義ハ各條ノ趣旨ニ從ヒ解釋ヲ明ニスルコトヲ得ルモノニシテ、特ニ解釋ヲ決定スル追加協定ヲ必要トスルモノニアラズ、唯ダ偶々第十九條ニ付米國上院ニ於テ問題トナリタルヲ以テ、米國政府ヨリ公文ヲ以テ其ノ解釋ヲ示シ我意見ヲ求メタルニ依リ、我政府ニテモ同一ノ解釋ヲナシ居ル旨ヲ回示シタルニ過ギズ、從テ本件交換文書ハ、條約ヲ變更スルモノニアラズ、單ナル事務的ノ文書トシテ取扱ヒタリ。

書記官長 公表スル意アリヤ？

歐米局長 米國ニ於テハ公表セラレタルモ、我國ニ於テハ公表スル意ナシ。

書記官長 御上ノ手ヨリ下ルモノニモ、官報ニテ公表スルモノト然ラザルモノトアリ、重要性ニ依リ、御上ニ提出シ、參考トシテ下ルモノアリ、日露漁業協定ノ際ニ右様ノ事アリシ様記憶ス。

予ハ本交換公文モ參考トシテ御上ニ提出セラルル方適當ニアラズヤト思考ス、兎モ角御考慮アリ度シ。

歐米局長 本件交換公文ハ單ナル事務的ノ文書ニシテ、條約ニ變更ヲ加フルガ如キ效力ヲ有スルモノニアラズ、從ツテ御諮

詢ノ目的物タルベキモノニアラズ、單ニ樞密院ノ審議ノ參考迄ニ提出セルモノナリ。

書記官長 米國ノ批准ニ際シ上院ノ爲シタル留保ハ、我國ニモ通報シ來リタリヤ？

歐米局長 在京米國大使館ヨリ通報ニ接シタリ。

書記官長 右留保文御送付アリタシ。

(條約局長了承)

書記官長 交換公文第一號ニハ「米國政府ハ日本國政府ヨリ右了解ニ對スル確認ヲ得バ幸甚」トアル處、第四號ニ「ハ」右解釋ガ皇帝陛下ノ政府ニ依リ同意セラレタリヤ否ヤニ關スル確認ノ書翰ヲ得バ幸甚」トアリテ、我方ニ來リタルモノヨリ英國ニ宛テタルモノノ方丁寧ナルハ如何？

歐米局長 米國政府ハ、駐日大使ヘモ駐英大使ヘモ同文ノ電報ヲ發シタルモノナランモ、大使館ニ於テ公文ヲ作成スルニ當リ、自然語句ニ差異ヲ生ジタルモノナルベシ、用語ニ些少ノ差違アルモ、丁寧不丁寧ト云フ程ノコトナシ。

書記官長 然レドモ、第五號ニ依レバ同文ノ書翰トアリ、英國ニ對スルト我國ニ對スルト敬意ノ程度差違アルモノト認めラルルニ非ズヤ？

歐米局長 敬意ノ程度ニ差違アルコトナシ。

書記官長 第一號英文宛名ノ部 Majesty's ノ後ニ「コンマ」アルハ如何？

歐米局長 誤植ナルベシ。

條約局長 原本ニ付取調ブベシ。

村上書記官 and-category ハ「ハイフン」ニテ結バレタル字ナリヤ？條約文ニ於テハ然ルモ、本第一號ニ於テハ「ハイフン」ナク一文字トナリ居レリ。

條約局長 「ハイフン」アル方正シ。

歐米局長 第一號米國大使來翰ニハ「、、、解釋スル旨宣言」トアリ、如何ニモ條約ノ效力ニ變更ヲ及ボス重要ナル文書ナルガ如キ形式ヲ採リ居ルモ、我方ニ於テハ、右ハ當然ノ解釋ヲ念メ爲メ申越シ來レルモノトシテ、普通ノ事務的公文ノ形式ニテ回答シタリ。

書記官長 第二號米國大使宛名ニハ「ジューニア」トアル處、右ハ外交文書ニモ用フル例ナリヤ？

條約局長 「シーニア」ト間違ナキコトヲ期スル爲ニ用ヒタルモノナリ。

書記官長 失禮トナラズヤ？

歐米局長 失禮トナルコトナシ。

書記官長 條約譯文ニハ「グレート、ブリテン」ト假名ニテ書キアルモ、第三號宛名ニハ大不列顛トアルハ如何？

深田事務官 右ハ普通ノ往復文ニ付テノ外務省文書課ノ用例ニテ、條約ノ用例ト同一ナラズ。

書記官長 本交換文書ヲ見ルニ、日米、英米ノ間ニハ合意アルコト明白ナルモ、日英ノ間ニハ合意アリト法律上解シ得ル

ヤ？

歐米局長 本件文書ノ交換ニ依リ、解釋上ノ合意成立シタルモノニアラズ、單ニ關係國ニ於テ解釋上同一ノ意見ヲ有スルコトガ明白トナリタルノミ。

書記官長 條約名ハ千九百三十年「ロンドン」海軍條約ト決定シタリト承知セルニ、本交換公文中ニハ千九百三十年「ロンドン」海軍條約トアリテ、「ノ」ノ字ヲ加ヘタルハ何故ナリヤ？

深田事務官 先方ヨリノ公文ニ「^o」ノ字アルガ故ナリ。

書記官長 第四號第一「バラグラフ」ニハ、冒頭ニ一ト記シ居ラザルモ、右ニテ可ナリヤ？

歐米局長 右ハ英國ニ於テ文例トナリ居ルモノナリ。

書記官長 第四號第二「バラグラフ」冒頭「合衆國政府」ハ「合衆國大使館」ノ誤ニアラズヤ？原文ニハ Embassy トア

リ。

條約局長 「大使館」ノ誤ナリ。

書記官長 第四號「巡洋艦種(第十六條)ノ(甲)級又ハ(乙)級」トアルモ、(第十六條)ハ(乙)級ノ後ニ附スベキモノニア

ラズヤ？

條約局長 第一號ニ右ノ如クナシタルヲ以テ、統一シタルモノナリ。

書記官長 第四號原文三ノ引用文第一「バラグラフ」末段 shall be replaceable no shall no should トナスベキニアラズ

ヤ？

歐米局長 shall ニテ差支ナシ。

書記官長 「聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府」トナシ居レルハ如何？自治領ニハ異存アルヤモ知レズトノ意ヲ含ムモノナリヤ？

歐米局長 然ラズ、英國政府ハ本件ヲ當然ノコトトシテ輕ク取扱ヒタルモノニシテ、自治領ニ協議スル必要ヲ認メザリシモノナルベシ。又「エフィンガム」等ハ聯合王國ニ屬スル軍艦ナリ。

書記官長 第四號英國大使來翰ニ對スル回答ハ發セザリシヤ？

歐米局長 英國大使來訪ノ際口頭ニテ我方ノ意向ヲ通ジタリ、且當然ノコトナルガ故ニ改メテ回答ヲ發スルノ要ヲ認メザリシモノナリ。

ヤ？

書記官長 英國ハ我國ノ如ク無條件ニテ同意シ居ラザル處、右ハ英國ノ權利ヲ害サルル虞アリト思考シタルガ爲ナリ

歐米局長 然ラズ、無條件ニテ同意スルモ英國ノ權利ヲ害スル虞毫モナシ。英國公文中ニ附加セラレ居ル文言ハ、「エフィンガム」等ハ廢棄スルモノニシテ(甲)級巡洋艦ヲ以テ代換スルコトヲ得ザルモノナルニ付、(乙)級巡洋艦ニテ代換スベ

キコトヲ斷ハリタルモノナリ。本來 (乙) 級巡洋艦ノ保有量ハ定メラレ居リ、特ニ「エフィンガム」等ノ代換トシテ (乙) 級巡洋艦ヲ建造スルコトヲ必要トスルモノニアラズ。

書記官長 「エフィンガム」等ヲ保有シ得トノ點ニ付疑問アルヲ以テ、之ヲ保有センガ爲ニ、特ニ右ノ文言ヲ附加シタルモノニアラズヤ？

歐米局長 其ノ様ナコトハアリ得ズ。

軍務局長 何等深キ考アリテノコトニハアラザルベク、唯ダ念ノ爲メ、九萬千トンハ六インチ砲艦ニテ代換スル旨ヲ述ベタルモノナリ、之ニテ英國側ガ代換ヲ六インチ砲艦トナス意向ナルコト明トナレリ。

堀江書記官 英國側回答文第三項ハ、本條約第二十條ニ、右二隻ガ千九百三十六年中ニ處分スルコトヲ得ル旨ノ規定アルニヨリ、之ヲ確認スルノ意味ナラズヤ？

歐米局長 右ハ處分ノ方面ヲ考慮シタルモノニアラズシテ、英國ノ代換トン數ガ九萬千トンナル旨ヲ示シタルモノナリ。

堀江書記官 公文第四號三ノ末項末段ニハ條約第二十條「イ」ヲ妨グルコトナク」云々トアルニ反シ、第五號後段ニハ條約

第二十條「イ」ノ適用ヲ妨グルコトナク」云々トアリ、何レカニ統一スルヲ要スベシ。

書記官長 第五號英文引用文中ニアル declare ナル語ハ、之ヲ過去トスベキニアラズヤ？

歐米局長 現在ノ形ニテ差支ナシ。

書記官長 第六號「敬承」ノ意義如何？

歐米局長 acknowledge receipt ナリ。

書記官長 同意セザリシモノト解スベキヤ？

歐米局長 異議ナカリシモノナリ、實際ニ於テハ、外務大臣ヨリ在京英國大使へ同意見ノ旨談話セラレタリ。

書記官長 第六號「照覆」トハ照會及返答ナリヤ？

深田事務官 然リ。

○第二十一條

本條約ノ有効期間中本條約第三編ノ何レカノ締約國ニ於テ本條約第三編ニ依リ制限セラレタル艦船ニ關シ自國ノ安全ノ要件ガ本條約第三編ノ締約國以外ノ何レカノ國ノ新艦建造ニ依リ重大ナル影響ヲ受ケタリト認メタル場合ニ於テハ右締約國ハ右艦船ノ艦種中ノ一又ハ二以上ニ於テ自國ノトン數ニ付爲サルコトヲ要スル增加ニ關シ、企圖セラレタル增加及之ガ理由ヲ特ニ明示セラレタル第三編中ノ他ノ締約國ニ通告シ右增加ヲ爲スノ權利ヲ有スベシ右ノ結果トシテ本條約第三編中ノ他ノ締約國ハ右明示セラレタル一艦種又ハ數艦種ヲ比例的ニ増加スルノ權利ヲ有スベシ且右他ノ締約國ハ右ニ依リ生シタル事態ニ關シ外交的手段ニ依リ相互ニ速ニ協議スベシ

書記官長 「ワシントン」條約ノ何條ニ該當スルヤ？

歐米局長 自國ノ安全ニ影響アル場合ノ規定ハ、「ワシントン」條約ニ於テハ第二十一條第一項及第二十二條ナリ。

書記官長 「ワシントン」條約第二十一條第一項ニハ、同條約ヲ再議シ且之ガ修正ノ目的ヲ以テ會議ヲ開催スベキ旨ヲ規定

ス、本條約ニ於テハ、右ノ手續ヲ經ズ當然増艦シ得ルモノナリヤ？

歐米局長 然リ。

書記官長 其ノ理由如何？

歐米局長 本條約第三編ニハ佛伊ハ參加シ居ラザル處、佛國ハ大ナル建造計畫ヲ有シ、特ニ潜水艦ニ於テ然リトス、若シ

佛國ガ潜水艦ノ造艦ニ着手ストセバ、英國ハ直チニ脅威ヲ感ズベク、右ノ場合、英國ハ驅逐艦ヲ増勢シ、之ニ對抗スル

コトヲ必要トスベシ、然カレドモ、爲メニ更ニ會議ヲ開キ、協定保有量ヲ再議スルコトハ、條約ヲ不確定ノモノトシ面白カラザルニ付、協定ヲ破壊セズシテ同時ニ英國國民ニ安心ヲ與フル方法ヲ講ズルノ必要ヨリ、本條ノ如ク當然或ル艦種ヲ増加スルコトヲ認メタルモノナリ。本條ハ抽象的ニ規定セルモ、其ノ趣旨ハ敍上ノ具體的必要ニ基キタルモノナリ。

書記官長 本條中段ノ通告ハ事前ノ通告ナリヤ？

歐米局長 實際ニ於テハ同時トナルヤモ知レザルモ、事前ノ通告ノ意ナリ。

村上書記官 本條ニ依ル増艦ノ程度ハ、隻數ヲ以テ爲サルコトヲ得ザルヤ？

歐米局長 保有量ハ噸數ニテ制限セラルルガ故ニ、トン數ニ依ルベキモノナリ。(甲) 級巡洋艦ニ付テハ、同時ニ隻數ノ間題ヲ生ズベシ)。

書記官長 「比例的」トハ何ゾヤ？

歐米局長 例ヘバ、(甲) 級巡洋艦ヲ英國ガ三萬トン増シタリト假定セバ、右ハ英國(甲) 級巡洋艦保有量ノ約二割トナルベシ、然ラバ我方ハ保有量十萬八千四百トンノ二割、即チ二萬千六百八十トンヲ増加スルコトナリ、米國ハ十八萬トンノ二割、即チ三萬六千トンヲ増加ス、但シ米國ハ(甲) 級巡洋艦第十六隻以下ハ千九百三十三年以後ニ非レバ建造シ得ザルガ故ニ、米國ノ直ニ建造シ得ル分ハ十五隻ニ當ル三萬トンニシテ、残りノ六千トンハ千九百三十三年以後ニ建造スルコトトナルベシ。右ハ米國全權「リード」氏ノ責任アル説明ナリ。

武藤書記官 主力艦及航空母艦ニ關係アリヤ？

歐米局長 關係ナシ。

書記官長 「協議スベシ」ノ意義如何？

歐米局長 具體的ニ例示スレバ、英國ガ脅威ヲ受ケタル場合、同國ハ直チニ増艦スルコトヲ得ベシ、然ルトキハ日米モ當然増艦スルノ權利ヲ有ス、唯ダ日米ニ付テハ増艦スルヤ否ヤ「協議」ノ上決定スルノ餘地ヲ取リシモノナリ。

書記官長 協議スルモ、例ヘバ、米國ニ於テ同意ヲ與ヘザルトキハ、日本ハ増加スルコトヲ得ザルカ？

歐米局長 協議トハ合意ヲ必要トセズ、合意ナクとも協議ヲ行ヘバ増加ヲ實行シ得ベシ。

書記官長 國內法上ハ、協議トハ合意ヲ要スル觀念ナリ。

歐米局長 「ワシントン」條約第二十二條第二項ニハ「該協議ノ結果、、、協定ヲ得ルニ至ラザルトキハ」云々トアルガ故ニ、同條約ノ用語ニ於テモ、必ズシモ協議ガ合意ヲ必要トスルトハ解シ得ザルベシ。

書記官長 譯文ニ訂正ノ餘地ナキヤ？

歐米局長 「ワシントン」條約原文ニハ、英文 *consult* 及佛文 *échange de vues* トアリ、本條約ニハ英文 *advise with* 及佛文 *se consulteront* トアルニ對シ、譯文ハ「ワシントン」條約ノ場合モ今回モ總テ之ヲ「協議」トナシタリ、但シ *advise with* ハ同意ヲ要スルノ意ヲ含ム觀念ニ最モ遠シ、他ニ適當ナル譯語ナキ爲メ「ワシントン」條約ノ譯文例ヲ採リ協議トナシタルモノナリ。

書記官長 法制局ノ意見如何？

金森參事官 我國内法ノ法文ニ於テモ「協議ス」ハ必ズシモ「協議整フ」ト同一意義ニ用ヒラレ居ラズ。

歐米局長 要スルニ、右協議トハ意見交換ノ意味ナリ、從ツテ協議不調ノ場合ハ關係國ハ自由ニ増艦ノ權利ヲ行使シ得ベシ。

軍務局長 寧ロ増艦セザルコトヲ相談スルモノナリ。

榎本書記官 三國共同様協議スベシトノ話アリタルモ、特定一國ノ生死問題ニ係ルモノナレバ、其ノ自衛的立場ヲ考慮シ、該國ニ對シ協議ヲ待タズ増艦シ得ルノ權利ヲ與ヘタルモノナリ。

村上書記官 商議トナシテハ如何？

歐米局長 商議ニハ *negotiation* ナル別ノ語アリ、且結末着ク迄ハ商議ヲ繼續セザルベカラザルガ如キ觀ヲ與フルニ付、適譯ト思考セズ。

第七回「ロンドン」海軍條約下審査

一、場 所 樞密院事務所

二、日 時 昭和五年八月五日午後一時半乃至午後四時

三、出席者

樞密院側 二上書記官長、村上、堀江、武藤各書記官

法制局側 金森參事官

外務省側 松永條約局長、堀田歐米局長、齊藤情報部長、鹽崎、山形各書記官、深田、山田各事務官

海軍省側 堀軍務局長、榎本書記官、下村、岩村各大佐、藤田中佐

四、議事要録

○第 四 編 ○第 二 十 二 條

左記ハ國際法ノ確立セル規則トシテ受諾セララル

(一) 潜水艦ハ其ノ商船ニ對スル行動ニ關シテハ水上艦船ガ從フベキ國際法ノ規則ニ從フコトヲ要ス

(二) 特ニ、商船ガ正當ニ停船ヲ要求セラレタル時ニ於テ之ヲ頑強ニ拒否スルカ又ハ臨檢若ハ搜索ニ對シ積極的ニ抗拒スル場合ヲ除クノ外軍艦ハ其ノ水上艦船タルト潜水艦タルトチ間ハズ先ヅ乘客、船員及船舶書類ヲ安全ノ場所ニ置クニ非ザレバ商船ヲ沈没セシメ又ハ航海ニ堪

ヘザルモノト爲スコトヲ得ズ右規定ノ適用ニ付テハ船ノ短艇ハ當該時ノ海上及天候ノ狀態ニ於テ陸地ニ近接セルコト又ハ乘客及船員ヲ船

内ニ收容スルコトヲ得ル他ノ船舶ノ存在スルコトニ依リ右乘客及船員ノ安全ガ確保セラルルニ非ザレバ安全ノ場所ト看做サルルコトナシ

締約國ハ他ノ一切ノ國ニ對シ前記規則ニ其ノ同意ヲ表セシコトヲ勸誘ス

書記官長 第四編ノ趣旨如何?

歐米局長 「ワシントン」會議ニ於テハ、潜水艦及毒瓦斯ノ使用制限ニ關スル條約ヲ軍備制限ニ關スル條約ヨリ離シテ特別

ノ一條約トナシタルガ、右ハ佛國ノ未批准ノ爲實施セラルルニ至ラザリシヲ以テ、今次會議ニ於テハ、佛國ノ承認シ得ル範圍内ノ條項ヲ作成シ、之ヲ海軍條約中ノ一編トナシ、「ワシントン」潜水艦條約ノ撤ヲ覆マザランコトヲ期シタルモノナリ。

書記官長 本條約ニ毒瓦斯ニ關スル條項ナキハ何故ナリヤ？

歐米局長 會議ニ於テ全然問題トセラレザリシガ故ナリ。

書記官長 「ワシントン」潜水艦條約ト本條ノ異同如何？

榎本書記官 「ワシントン」條約ハ、軍艦ノ從フベキ一般國際法ヲ規定シ、潜水艦モ右一般の規則ニ從フベク、軍艦ニシテ右規則ヲ侵犯スルモノハ、戰爭法規ヲ侵犯シタルモノト認メテ、海賊行爲ニ準ジ處罰セラルベキコトヲ規定セルモ、本條約ハ右ノ點ガ佛國ノ同意ヲ得ルコト能ハザリシニ鑑ミ、之ヲ除去セリ、又「ワシントン」條約ハ人命ニノミ重キヲ置キタルモ、本條約ハ人命及財産（即チ船舶書類）ヲモ重視シテ規定セリ、其ノ他「ワシントン」條約中ノ警告其ノ他ニ關スル點ハ、文意明瞭ヲ缺クノミナラズ、國際法ノ確立シタル一部ト認メ難キ點アルヲ以テ、本條約ニ於テハ此等ヲ除去シタリ。

書記官長 本條ノ規定ト海軍ノ海戰法規トハ、内容ニ於テ同一ナリヤ？

榎本書記官 略ボ同一ナリ。

書記官長 本條（一）ト（二）トハ重複スル所ナキヤ？

歐米局長 重複スル所アリ。

榎本書記官 右ハ「レダクシオン」ノ不完全ナリシニ依ル。

書記官長 「ワシントン」條約中ニナキ觀念ニシテ、本條ニ新ニ設ケラレタルモノアリヤ？

榎本書記官 「安全ノ場所」、「航行不能」及「船舶書類」ニ關スル點ハ、本條約ニ新ニ挿入セラレタルモノナリ。

書記官長 「積極的ニ抗拒スル場合」トハ何ゾヤ？

榎本書記官 原案者ハ「積極的」トハ「強力ヲ以テ」ノ意ナリト説明シ居タルモ、ソコ迄云ヒ得ルヤ疑問ナリ。

尙ホ本條ハ船ノ短艇ニ關シ規定セルガ、之亦新觀念ナリ、一般國際法ハ、攻撃者ノ船ニ船員ヲ收容スルコトヲ必要トナシ居タルモ、大戰中ハ、被攻撃船ニシテ短艇ヲ多ク搭載シ居ル場合ニハ、攻撃者ハ自船ニ船員ヲ收容セズトモ之ヲ擊沈シ得ルト云フガ如キ慣行生ジタルヲ以テ、本條約ハ之ヲ防止スル爲、特ニ船ノ短艇ニ關シテ規定セルモノナリ。

書記官長 「他ノ船舶ノ存在」トハ、何國ノ船ニテモ可ナリヤ？

榎本書記官 他ノ船舶トハ何國ノ船ナリヤ明確ナラズ、嚴格ニ云ヘバ自國ノ船トナスベカリシナリ。

書記官長 existingノ意如何。又 existingハ海上及天候ノ状態ノ双方ニカカルモノナリヤ、佛文ニ於テハ然ラザルニアラズヤ？

情報部長 其ノ時ノト云フ意ナリ、双方ニカカルモノナリ。

書記官長 「船員」トハ船長ヲモ含ムモノナリヤ？ 船員法ニ依レバ然ルモ、商法ニ依レバ然ラズト思考ス。

金森參事官 船員法ニ依ルモノニシテ、商法ニハ合致セズ。

書記官長 （二）ハ短艇ニ關シテノミ規定シ居ルニ付、他ノ場合ハ擊沈シ得ト解シ得ルヤ？

歐米局長 然ラズ、「特ニ」トアルハ幾多ノ場合ノ中特ニ注意ヲ要スル一ヲ舉示シタルモノナリ。

書記官長 佛國ガ「ワシントン」條約ノ條項ニ反對シタル根據如何？

榎本書記官 佛國ハ潜水艦ヲ通商破壊者トシテ用ヒザルヲ得ズト主張シ、又侵犯ノ場合ノ制裁規定ニ付、實際上施行ノ方

法ナシト主張シ居リタリ。

歐米局長 首席全權會議ニ於テ、英國ノ法律委員ハ、本條ノ商船トハ現實ニ戰闘ニ從事シ商船ノ有スル不可侵權ヲ失ヒタル商船ヲ含マザル旨ヲ説明シ、各國ニ加入ヲ勸誘スル際ニハ此解釋ヲ明示スベキ旨ヲ言明シタリ。

左ノ例外ヲ留保シ本條約ハ千九百三十六年十二月三十一日ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ

(一) 第四編ハ無期限ニ引續キ效力ヲ有スベシ

(二) 第三條、第四條及第五條ノ規定並ニ航空母艦ニ關スル限リ第十一條及第二編第二附屬書ノ規定ハ「ワシントン」條約ト同一ノ期間内引

續キ效力ヲ有スベシ

書記官長 (一)ノ「無期限ニ」トハ眞ニ永久ニトノ意ナリヤ?

歐米局長 國際法ノ確定セル法則ナル限リ、其ノ意味ニ於テ無期限ナリ、但シ國際法ノ變更セラルル限度ニ於テ、第四編モ變更セラルベキコト勿論ナルベシ。

書記官長 「無期限」ハ其レ程強キ意ナルヤ? 疑ナキ能ハズ (二)ニ第一條及第二條ヲ除外シタル理由如何?

歐米局長 第一條ハ、主力艦代換延期ニ關スルモノニシテ、千九百三十六年末ニ終ルベク、第二條ハ、同年末迄ニハ處分濟ナルベキヲ以テ、其ノ必要ヲ見ザリシモノナリ。

書記官長 第二條ニ依リ練習用トシテ保有スルトキハ、右練習艦ハ本條約失效ト共ニ保有スルコトヲ得ザルコトナルニ付、第二條モ「ワシントン」條約ト同期限トスルコトヲ要スルニアラズヤ?

榎本書記官 第二條ニ依リ練習艦トナシタルモノハ、本條約失效後ハ之ヲ保有シ得ルノミナラズ、舊狀ニ復スルコト可ナルモノト解スル餘地アルヤモ知レズ。

村上書記官 「ワシントン」條約ノ有效期限ハ何年迄ナリヤ?

歐米局長 本條約ト同様千九百三十六年末迄ナルモ、「ワシントン」條約ハ之ヲ延長スルコトヲ得ベシ。

書記官長 「ワシントン」條約第二十一條第二項ノ「本條約實施ノ時ヨリ八年ヲ經過シタル後」トハ何年ナリヤ?

軍務局長 明年ナリ。

書記官長 「ジュネーヴ」會議ハ「ワシントン」條約ノ何レノ條項ニ依リ開催セラレタルモノナリヤ?

歐米局長 「ワシントン」條約ノ條項ニ依リタルモノニアラズ、「ワシントン」條約ノ規定セザリシモノニ付協定スル爲開催セルモノナリ。

締約國ハ其ノ全部ガ締約國ト爲ルベキ一層一般ナル海軍軍備制限協定ニ依リ別段ノ取極ヲ爲サザル限リ本條約ニ代リ且本條約ノ目的ヲ遂行スル新條約ヲ作成スル爲千九百三十五年ニ會議ヲ開催スベシ但シ本條約ノ何レノ規定モ右會議ニ於ケル何レノ締約國ノ態度ヲ妨グルコトナカルベキモノトス

書記官長 第二項「別段ノ取極」トハ何ヲ指スヤ?

歐米局長 國際聯盟ノ軍備縮少事業ヲ豫想セルモノナリ。

書記官長 「一般的」トハ前文ノ場合ト同意義ナリヤ?

歐米局長 海軍軍備制限協定ト明記シアルヲ以テ、此ノ場合ハ廣ク一切ノ國ヲ包含スル協定ノ意ナリ。

書記官長 「ワシントン」條約第二十一條第二項ノ會議ハ明千九百三十一年ニ開催セザルコトニナリ居レリヤ?

歐米局長 然リ、今次會議ノ招請狀ニハ、補助艦問題ト共ニ「ワシントン」條約第二十一條第二項ニ規定セラレタル問題ヲ協定及處理ノ爲會議ヲ開ク旨ヲ明記シ居リ、今次會議ノ最終總會ニ於テ、今回ノ會議ガ明年開カルベキ「ワシントン」

條約第二十一條ノ會議ヲ繰上ゲタルモノトシテ、右會議ハ延期シ、本條約ニ依ル千九百三十五年ノ會議ヲ以テ右會議ノ代リトスルコトニ、各國間ニ意見一致ヲ見タリ。

書記官長 千九百三十五年トシタルハ何故ナリヤ?

歐米局長 本條約失效前一年ノ趣旨ヨリ出ヅ。本條ノ規定ハ、一方ニ於テ、補助艦ニ關スル海軍協定ハ、本條約失效後モ之ニ代ハル新條約ニ依リテ繼續セラルベキコト、及他方ニ於テ、兵力量ニ關スル協定ハ其ノ性質上長期ニ互ルコト能ハザルヲ以テ、一先ヅ本條約ヲ短期條約トナシ、其ノ有效期限ヲ打切ルコトノ二點ヨリ作成セラレタルモノナリ。

「本條約ノ目的ヲ遂行スル」ノ「目的」トハ、本條約前文ニ掲ゲラルルモノヲ指ス。

第二項但書ノ「何レノ締約國ノ態度ヲモ妨グルコトナカルベキモノトス」トノ規定ヲ設ケタル趣旨ニ關シテハ、四月二十日最終總會ニ於テ我全權ヨリ特ニ聲明スル所アリタリ。

書記官長 右聲明ハ、法律的ニハ無意味ノモノニアラズヤ？

歐米局長 法律のニハ、本條約ノ有效期限後ニ於テ、何レノ國モ本條約ニ拘束セラレザルコトハ當然ノ事ナリ、然カレドモ、一旦條約ニ規定セラレタル所ハ其ノ國ノ受諾スルコトヲ得ルモノト認メラレ（殊ニ兵力量ノ制限ニ付テ然リ）、之ヲ變更スルコト困難ナルヲ實際トス、依テ條約ノ有效期間ヲ嚴重ニ定メ、更新ノ方法ヲ認メズ、其ノ上本條約ニ規定シタル所ハ有效期間短期ナル爲承認シタルモノニシテ、本條約ニ於テ一旦承認シタルモノモ、新條約ヲ商議スル次回會議ニ於ケル各國ノ立場ヲ何等拘束スルモノニアラザルコトヲ明ニシタルモノナリ。法律上ハ當然ノ事ナルモ、政治的ニハ意味アルモノナリ。

書記官長 戰爭勃發ノ場合ニ於ケル本條約ノ效力ノ問題ハ如何？

歐米局長 今次會議ハ當初ヨリ不戰條約ヲ出立點トシテ開催セラレタルモノニシテ、招請狀ニモ不戰條約ヲ出發點トスルコトニ付英米間ノ合意成立セルコトヲ第一ニ掲ゲ、我國受諾ノ回答中ニモ特ニ此ノ點ニ言及シ、之ニ同意ヲ表シタルノミナラズ、我國ガ會議ニ臨ム態度ヲ一般ニ表明スルニ當リテ「無脅威」ヲ標語トシタルモ、此ノ根本概念ニ出タルモノナリ、斯クノ如ク、會議ニ於テハ、各國ノ政治家法律家共ニ戰爭ヲ論題ニ掲グルコトヲ避ケ、今次會議ノ空氣ハ、戰爭ヲ豫期スル提案ヲナスニ相應シカラザルモノアリタリ、又本條約ハ短期ノ協定ナルガ故ニ、目下ノ情勢ヨリ考フルモ條約期間中ニ戰爭勃發ノ危険アルコトヲ豫想スルニ及バザルベシ、加之「ワシントン」條約ノ第二十二條ニ依リ主力艦ニ關スル條約上ノ義務ノ停止ヲ必要トスルニ至ルガ如キ事態ヲ生ジタル場合ニ於テハ、之ニ從屬スル補助艦ニ付、條約ノ義務ノ停止ヲ行フコトヲ得ザルモノト考フルコト能ハズ、即チ、法律ノ準用ニアラザルモ實行上ハ締約國ニ交渉シテ「ワシントン」條約ト同ジク義務ノ停止ヲ行フコトヲ得ザル等ナク、何レノ國モ斯カル交渉ヲ拒否スルコトナカルベシト

考フ、又假リニ義務ノ停止ヲ行フコトヲ得ザルモノトスルモ、實際上ニ於テ我國ニ取リ何等ノ不利益ナシ。我が國ト他國トノ戰爭ノ場合ヲ考フルニ、我方ノ最モ恐ルベキハ、英國又ハ米國ナリ、其ノ他ノ國ニ對シテハ、海軍力ニ依ル戰爭ヲ考フル實益薄シ。本條約ノ下ニ於テ日、英、米三國ノ全部ガ戰爭スル場合ニ於テハ、條約自體失效（條約第三編ノ失效）スベキガ故ニ問題外ナルモ、日英若ハ日米ノ二國間ノ戰爭ニ於テ條約義務ノ停止ナキモノトノ解釋ヲ採レバ、英國若クハ米國モ我國ト同様ノ制限ヲ受クルモノナルガ故ニ、工業力ノ關係ニ鑑ミ、右制限ニ依リテ不利益ヲ受クルハ我國ニアラズシテ寧ロ英國又ハ米國ナリ、旁々實際上ハ條約義務ノ停止ヲ規定スル實益ナキナリ。又英米以外ノ國トノ開戦ノ場合ヲ考フルニ、他國ノ新艦建造ニ依リ自國ノ安全ヲ脅カスト認ムル場合ニハ、第二十一條ニ依リ必要トスル艦種ノ保有量ヲ増加スルコトヲ得ルモノナルガ故ニ、條約義務ノ停止ヲ求メズトモ不都合ヲ生ズル虞ナシ。

書記官長 會議ニ於テ戰爭ヲ豫期スル論議ヲ避ケタリト云ハルルモ、本條約ニハ戰爭ヲ豫想スル規定アルニアラズヤ？例ヘバ、第四編及第二編第二附屬書第五款ノ如シ。

歐米局長 戰爭ヲ豫想スル規定アルモ、右ノ場合等ハ戰爭行爲ヲ制限スルノ趣旨ニシテ、戰爭ノ場合制限ヲ免除スルノ規定トハ全然其ノ趣ヲ異ニス。

書記官長 「ワシントン」條約ト異リ、本條約ハ戰爭ノ際條約義務ノ停止ヲ規定セザルモノト外務省ハ解釋シ居ラルルモノト了解ス。實際問題トシテ實害ナキコトハ略ボテ了解シタルモ、尠クトモ形式上ノ缺陷アリト言ハザルベカラズ。

○第二十四條

- 一 本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラレベク且批准書ハ成ルベク速ニ「ロンドン」ニ於テ寄託セラレベシ一切ノ批准書寄託調書ノ認證牒本ハ一切ノ締約國ノ政府ニ送付セラレベシ
- 二 亞米利加合衆國、本條約ノ前文ニ列記セラレル全英聯盟ノ各邦ニ關シ「グレート、ブリテン」及「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海

外領土皇帝印度皇帝陛下及日本國皇帝陛下ノ批准書ガ寄託セラレタル時直ニ本條約ハ右締約國ニ付實施セラレベシ

書記官長 第二號「各邦ニ關シ」トハ如何？

歐米局長 各邦全部ノ批准書寄託ノ意ナリ。

堀江書記官 「各邦」ノ「邦」トシタルハ理由如何?

條約局長 英國自治領ハ未ダ完全ナル「國」ト云ヒ難キヲ以テ「邦」トナシタリ。

三 佛蘭西共和國及伊太利王國ノ批准書ガ前號ニ掲ゲラルル實施ノ日ニ於テ寄託濟ナルトキハ本條約ノ第一編、第二編、第四編及第五編ハ右

ノ日ニ於テ右兩國ニ付實施セラルベク然ラザル場合ニ於テハ右諸編ハ右兩國ノ各ニ付其ノ批准書ノ寄託アリタル時ニ於テ實施セラルベシ

書記官長 第三號「本條約ノ第一編、第二編、第四編及第五編」トアルハ「第三編ヲ除キ」トスル方正確ナリ、蓋シ此等

諸編ノ外前文モ末文モアルヲ以テナリ。

佛國及伊國トアルモ、佛國又ハ伊國ガ別々ニ批准書寄託ヲナス場合ニテモ可ナリヤ?

歐米局長 然リ、從テ四國條約トナルコトモアリ得ベシ。

四 本條約第三編ヨリ生ズル權利及義務ハ本條ニ掲ゲラルル締約國ニ局限セラルル締約國ハ本條ニ掲ゲラルル締約國ノ右第三編ニ依リ負擔

スル義務ガ佛蘭西國及伊太利國トノ關係ニ於テ本條ニ締約國ヲ拘束スル日及條件ニ關シ協定ヲ爲スベシ右協定ハ同時ニ佛蘭西國及伊太利

國ノ他ノ締約國トノ關係ニ於ケル同様ノ義務ヲ決定スベシ

村上書記官 第四號ニ加入ノ條件ヲ協定スベシトアル處、右協定ニ依リ第三編ヲ變更シ得ルヤ?

歐米局長 變更シ得ズトハ云ヒ難キモ、立前ハ變更セザルコトニアリ。

○第二十五條

一切ノ締約國ノ批准書ノ寄託後「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ハ本條約第四編ニ掲ゲラル

ル規定ヲ右條約ノ署名國ニ非ザル一切ノ國ニ通知シテ確定的ニ且無期限ニテ右規定ニ加入スルコトヲ右一切ノ國ニ對シ勸誘スベシ

右加入ハ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ニ宛テタル宣言書ニ依リ行ハルベシ

○第二十六條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ノ

記錄ニ寄託保存セラルベシ右本文ノ認證書ハ一切ノ締約國ノ政府ニ送付セラルベシ

○末文

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ
千九百三十年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ作成ス

- ヘンリ、エル、ステイムスン (印)
- チアールズ、ジョー、ドーズ (印)
- チアールズ、エフ、アダムズ (印)
- ジョーゼフ、ティー、ロビンソン (印)
- デーヴィッド、エー、リード (印)
- ヒュー、ギブスン (印)
- ドワイト、ダアリユー、モロー (印)
- アリスティド、ブリアン (印)
- ジョー、エル、テュメニル (印)
- アー、ドゥ、フルリオ (印)
- ジョー、ラムジ、マクドナルド (印)
- アーサー、ヘンダスン (印)
- エー、ヴィー、アレカザンダー (印)
- ダアリユー、ウエガウッド、メン (印)
- フィリップ、ロア (印)
- ジエームズ、イー、フエントン (印)
- ティー、エム、ワイルフォード (印)
- シー、ティー、ティー、ウオーター (印)
- ティー、エー、スミデイ (印)
- アトール、シー、チャタジー (印)
- ジョー、シリアンニ (印)
- アー、チャー、ボルドナロ (印)
- アルフレド、アクトン (印)

若槻禮次郎
財部 彪

松平恒雄

永井松三

(印)
(印)
(印)
(印)

書記官長 末文「署名調印セリ」ト「作成ス」トハ「テンス」一致セズ、御考へ置アリ度シ。

伊國全權名中「アルフレド」ハ前文記載ノモノト異ル處、何レカ正確ナリヤ電照セラレテハ如何？

歐米局長 末文ノ方ガ正確ニシテ、前文ノ方誤ナリト思考ス。伊國海軍武官氏名表ニ依ルモ、「アルフレド」ニシテ「アレド」ニアラザルガ故ニ、前文ノ方誤ナルコト疑ナク、電照スルニハ及バザルベシ。本件ハ「アクトン」氏ノ同一人ナルコトヲ疑ハシムルニ至ラザルモノト信ズルガ故ニ、訂正ノ要ナキモノト思考ス。

書記官長 同一人ナルコト間違ノ餘地ナキニ於テハ然ルベシ。

永井全權名中ノ「i」ハ、前文ニ依レバ點ニツアルモ、末文ニハナキ處、末文ガ「キャビタル、レター」ニテ印刷サレ居ルガ爲ナリヤ？

歐米局長 然ルベシ。

○條約全編ニ亘リテ考慮ヲ要スル點

書記官長 第四條及第七條ノ規定中 constructed by or for for 「建造セシム」トシタルハ再考ヲ要スベシ。

金森參事官 「ワシントン」條約ノ譯文ニ合致セシメタルモノナルニ付、右譯文ノ誤譯ニアラザル限リ本條約ノ譯文モ此ノ儘トシ差支ナカルベシ。

條約局長 本條約全編ヲ通ジ、句讀點及字句ノ誤植以外ハ譯文ハ誤譯ナキニ付、成ルベク原案ノ通ト致シ度シ。

書記官長 充分研究セラレ度シ。

○說 明 補 足

歐米局長 第二編第二附屬書第五款(ロ)ノ「該艦船ガ處分セラルルコトヲ要スル日」トハ、過日ノ説明通り代換竣工ノ日ノ意ナリ。

又第二十一條ノ「新艦建造」トハ、狭ク新艦ノ竣工ヲ意味スルモノニアラズ、建造計畫成リテ其ノ實現ノ一步ニ着手スル場合ハ之ニ該當スルモノナリ、英國全權ハ最終總會ニ於テ、絶對必要ノ場合ニ非ザレバ同條ノ適用ヲナサザル旨ヲ聲明スルト同時ニ、前述ノ趣旨ヲ説明スル所アリタリ。

書記官長 條約原文寫真版ノ句讀點等ノ不鮮明ナルモノハ、之ヲ簡單ニ訂正スル方法ナキヤ？

村上書記官 書損トシテ取扱フコトモアリ。

條約局長 書損ト見得ルヤモ知レズ。

書記官長 適當ナル訂正方法ヲ考究セラレ度シ。